

知床五湖 ヒグマ活動期運用ハンドブック

[平成 28 年度知床国立公園知床五湖等利用適正化検討業務報告書]

平成 29 年 3 月

環境省釧路自然環境事務所

はじめに

利用調整地区制度導入から 6 年が経過し、これまで制度運用に関わる各種ルールが作成され、順応的な運用を通じて追加・変更されてきました。特にヒグマ活動期は、ヒグマ活動期運用マニュアル（運用マニュアル）やヒグマ等事故リスク対応マニュアル（リスクマニュアル）等、関係者が参照するマニュアルが散在しています。より正確で円滑な制度運用のため、ヒグマ活動期における現地到着後からツアー帰着までに関わるこれらマニュアル類を整理統合し、管理者、知床五湖登録引率者（以下、登録引率者）、五湖フィールドハウス職員、新規登録引率者養成者が共通に参照できるマニュアルとして「知床五湖ヒグマ活動期運用ハンドブック」を作成しました。

ハンドブックは全 3 章で構成されます。第 1 章ではこれまでの運用マニュアルをベースとし、利用調整地区を基盤としたヒグマ活動期の運営体制と登録引率者の役割、現地到着からツアー終了までの運用ルールについて解説します。第 2 章は、リスクマニュアルをベースとし、知床五湖ヒグマ活動期における事故時の対処法についてまとめます。対処法は、発生から一次救護に至るまでの「初動編」とそれ以降の「事後対応編」からなります。第 3 章には登録引率者が事前に準備、立案すべき危機管理計画の作成手順と様式について整理しました。

特に第 2 章については、登録引率者が備えるべきヒグマ等のリスクに関する知識・情報をまとめ、事故発生時および発生後の対処を整理することを目的としています。当然、ヒグマ等の事故対策において最も重要なことは事前の「予測」と「回避」であることは論を待ちません。登録引率者は、利用者に対し最大限の安全を確保する責務があります。そのためにも、「事故の現実」について知り、安全を第一とした引率の心得と技術を獲得する必要があります。想定されるリスクに対する理解を深め、事故時の具体的な対処についてあらかじめ準備をすることは、事故防止の観点からも極めて重要であるといえます。

また、ヒグマ活動期における安全確保と適正な利用の推進は、登録引率者のみによって実現するものではありません。各行政機関や指定認定機関、諸施設の管理者等それぞれが役割と責務を分担し、協働することがその前提であり、事故時の対処についても例外ではありません。本ハンドブックでは、こうした前提を踏まえつつ制度全体の中における登録引率者の位置づけと役割を整理することも目的としています。

利用調整地区という法的な制度を背景としながら、いわば地域全体が適正な利用と安全確保に関心を持ち、主体的に関わる仕組みは、他の観光地や国立公園においても稀有な事例であるといえます。その中でも、利用者と直接向き合い、安全と感動を提供する登録引率者は、制度の運用において欠くことのできない役割を担います。本ハンドブックが、制度の「顔役」ともいえる登録引率者の技量向上と研鑽に資することを祈念します。

目次

はじめに

第1章 利用調整地区とヒグマ活動期の運用	1
1. 利用調整地区制度と登録引率者の役割	1
1-1. 利用調整地区制度とヒグマ活動期の運用	1
1-2. ヒグマ活動期のリスク管理と課題	3
1-3. 登録引率者の役割	6
2. 登録引率者のリスク管理	7
2-1. リスク対処の基本的な考え方	7
2-2. リスクアセスメント	8
2-3. 登録引率者による事前準備	12
2-4. 保険についての基礎知識	14
3. 基本ルール（*ツアー参加者に遵守させる義務が発生します）	17
3-1. 利用調整地区の禁止事項（自然公園法施行規則に規定された事項）	17
3-2. 知床五湖利用調整地区における注意事項	17
3-3. 利用調整地区への立入認定基準（ヒグマ活動期）	18
3-4. 認定の有効期間	19
4. ヒグマ活動期地上遊歩道利用の流れ	20
4-1. 現地着	20
4-2. 出発前	21
4-3. 歩行時（出発してから）	23
4-4. 帰着時（五湖F Hに戻ったら）	24
5. ヒグマ遭遇時の対応	25
5-1. 遭遇時に行うこと（ツアー中止のとき）	25
5-2. 遭遇時に行うこと（ツアー継続）	28
5-3. ツアー中止の無線を傍受したときに行うこと	29
5-4. ツアー継続の無線を傍受したときに行うこと	30
6. 無線に関する注意事項	31
7. ツアー中止後の手続き	32
7-1. 再利用券の発券と利用について	32
7-2. ヒグマ出沒によるツアー中止に伴うツアー枠の再振り分け	33
8. 緊急時の対応	35
第2章 トラブル発生時の対応マニュアル	36
1. 初動対応について	36
2. 初動対応における連絡体制	39
3. 事後対応	43

4. 事故対策本部	44
5. 危機管理広報と説明責任	47
第3章 事前の準備と危機管理計画の作成（様式等）	50
様式1 簡易リスクアセスメント作成表	51
様式2 ツアー実施前のチェックリスト	52
様式3 ツアー参加申込書例	54
様式4 登録引率者基本装備表	55
様式5 留守本部登録票	56
様式6 初動対応フロー	57
様式7 緊急連絡先一覧【取扱い注意】	58
様式8 事故発生時チェックリスト（登録引率者）	59
様式9 事故発生時チェックリスト（五湖FH）	60
様式10 事故発生時チェックリスト（留守本部/事業所）	63
様式11 傷病者発生対応記録	66
様式12 事故対策本部指揮命令系統図	67
資料編	
知床五湖登録引率者養成・登録・更新フロー	68
知床五湖フィールドハウスにおける立ち入り手続きとレクチャーの実施について	69
ヒグマ遭遇時の対応フロー	72
ヒグマ遭遇アンケートフォームと書き方	73
知床五湖ツアー中の傷病者発生事例	75
知床五湖ヒグマ遭遇事例のとりまとめ（平成23年～平成27年）	76
引率型野外活動における事故事例	80
聞き取り調査等結果	89
知床五湖利用調整地区 利用適正化計画	100
参考文献	115

第1章 利用調整地区とヒグマ活動期の運用

1. 利用調整地区制度と登録引率者の役割

1-1. 利用調整地区制度とヒグマ活動期の運用

1) 制度導入の背景

知床国立公園で最大の観光地である知床五湖には、年間およそ40万人の観光客が訪れるが、同地区はヒグマの生息地であり、ヒグマ出没による地上遊歩道の閉鎖が繰り返し発生し、過去には至近距離で遭遇したヒグマに観光客が威嚇されるといった人身事故につながりかねない危険な事例が発生している。また、夏から秋は混雑がひどく、歩道周辺の植物の踏みつけによる荒廃など自然環境への影響がみられ、自然体験の質の低下といった課題があった。

ヒグマの生息や過剰利用に伴う諸課題と観光利用との両立に向けた根本的な解決策を検討する場として平成19年に知床五湖の利用のあり方協議会が設置された。協議会では「2つの五湖」をコンセプトとし、

- ① ヒグマの出没や、利用者のクマ対処技術・知識の有無に関わらず、安全で安定的な利用を確保できる高架木道の設置
- ② ヒグマ対処技術を持つ専門引率者の同行、あるいはレクチャー受講の義務化を前提とした地上遊歩道の利用

を柱とする新制度を導入し、利用の適正化を実現することとした。①については、平成22年に高架木道が1湖湖畔まで完成し供用が開始され、②については、平成23年より地上遊歩道における利用のコントロールが開始されている（表1-1）。

2) 地上遊歩道と利用調整地区制度

地上遊歩道における利用のコントロールは、自然公園法による利用調整地区制度を基盤としている点特徴的である。利用調整地区制度は、国立公園の自然環境を維持しながら適正利用を図ることを目的に、平成14年の自然公園法改正で創設された制度であり、その適用例はまだ少ない。同制度では、立ち入りに際し、指定認定機関から立ち入り認定を受けることや手数料の納付等の手続きが定められているが、専門の引率者の同行を立ち入りの条件とするのは、知床五湖が全国で初めての試みである。法的な制度であることから、違反者には罰則が定められている点にも留意が必要である。

3) ヒグマ活動期と登録引率者

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期である。これは、ミズバシヨウ等の餌資源が五湖地区に集中することに加え、ヒグマの繁殖期が重複するためと考えられている。オスを含めた複数のヒグマが同時に地上遊歩道周辺を利用するため、散策中の遭遇も多く、制度開始以前には閉鎖措置を取らざるを得ない状況もたびたび発生した。

そのため、利用調整地区制度に基づく「知床五湖利用調整地区 利用適正化計画」においては、5月10日から7月31日の期間を「ヒグマ活動期」とし（平成28年3月現在）、「ヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した知床五湖登録引率者（以下、登録引率者）の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環境の確保を図る」こととされている。

表 1-1. 知床五湖園地における利用環境の推移

	地上遊歩道の状況	高架木道の状況	利用拠点
平成18年 (2006年) 以前	<p>H8年頃: 観光客によるヒグマ目撃頻発。遊歩道の閉鎖やヒグマの追い払いにより対応。</p> <p>H16年: 親子グマが至近距離で利用者を威嚇する事例が発生。1湖展望地までの遊歩道を完全に囲む閉鎖型の電気柵を設置。</p> <p>H17年: 6月中旬から8月中旬までの時期、2湖南端から駐車場入り口までの500m区間に開放型の電気柵を設置。</p>	<p>H9年: 斜里町が駐車場隣接地に延長140mの木道を初めて設置。</p> <p>H18年: 環境省が高架木道を整備。第1展望台まで供用開始。延長210m。</p>	五湖レストハウス
平成19年 (2007年)		斜里町整備の木道と環境省整備の高架木道の併用。	
平成20年 (2008年)	自由利用を原則としながら、遊歩道の閉鎖とヒグマの追い払い、電気柵設置の対策を継続。(H22年度まで)		
平成21年 (2009年)		高架木道が延長。第2展望台までの供用を開始。総延長510m。 斜里町整備の木道は廃止。	
平成22年 (2010年)	H22年度のみ6/19～7/19の期間(31日間)、閉鎖区間(3-5湖)で知床五湖利用コントロール導入実験が実施される。	高架木道が完成。全線の供用を開始。総延長800m。 斜里町整備の木道は撤去。	五湖レストハウスを撤去。 仮設レストハウスを設置。 仮設フィールドハウスを設置(実験期間のみ)。
平成23年 (2011年)	立入認定の義務化と登録引率者の同行を柱とする利用調整地区制度が開始。 電気柵は駐車場の周りのみ設置。 第1湖畔沿いの遊歩道が廃止。	高架木道と地上遊歩道が接続。 平成23年8月1日より接続部分のゲートおよび接続ルートの供用が開始。	五湖フィールドハウスおよびパークサービスセンターが新設
平成24年 (2012年)	利用調整地区制度開始から2年目。 開園からヒグマ活動期に入るまでの期間が植生保護期となる。 地上遊歩道から高架木道へ上がるルートが基本となる。 駐車場の周囲のみ電気柵設置。		

1-2. ヒグマ活動期のリスク管理と課題

1) 協働体制による制度運用

ヒグマ活動期は、ヒグマをはじめとした利用に伴うリスクを低減させ、安全性の向上を図るために多様な関係機関の協働によって運用される仕組みが構築されている。それぞれの主体が役割を分担することで、個人や単独の組織では難しい、総合的な安全管理を実現することがそのねらいである。関係諸機関の役割分担と制度の運用体制を図1-1に示した。この仕組みを有効に機能させるためには、各々の役割分担が明確であることが重要となる。

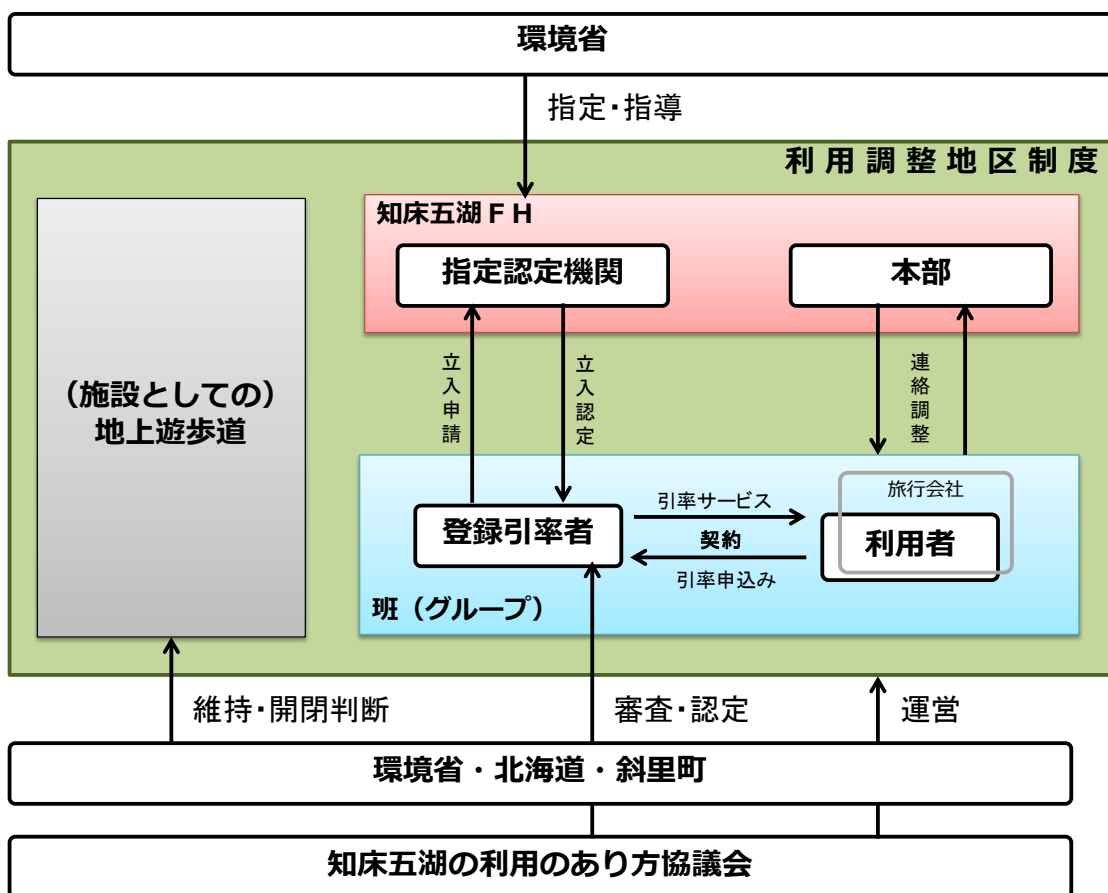


図1-1. 協働による制度運用体制と各主体の関係

2) 総合的なリスク管理

ヒグマ等の不確実性の高いリスクに対応するためには、関係者の協働による総合的な安全管理が必要である。ヒグマ活動期においては、下記 5 つの視点から各種リスク対策を実施している。

- ① ルールの設定と遵守 リスク管理の基盤としてのルールの設定とその遵守
- ② 情報の共有と蓄積 ヒグマ等の情報を共有するための連絡・報告体制
- ③ 施設の適正な管理 地上遊歩道等の施設の安全管理
- ④ 利用者の安全管理 レクチャー等を通じた利用者の安全管理
- ⑤ 登録引率者の養成 登録引率者の質の確保

図 1-2 に示したレーダーチャートのように、それぞれの要素について反省、点検、改善のサイクルを繰り返し、5 角形の面積を広げることが、制度全体の安全性の向上と捉えることができる。

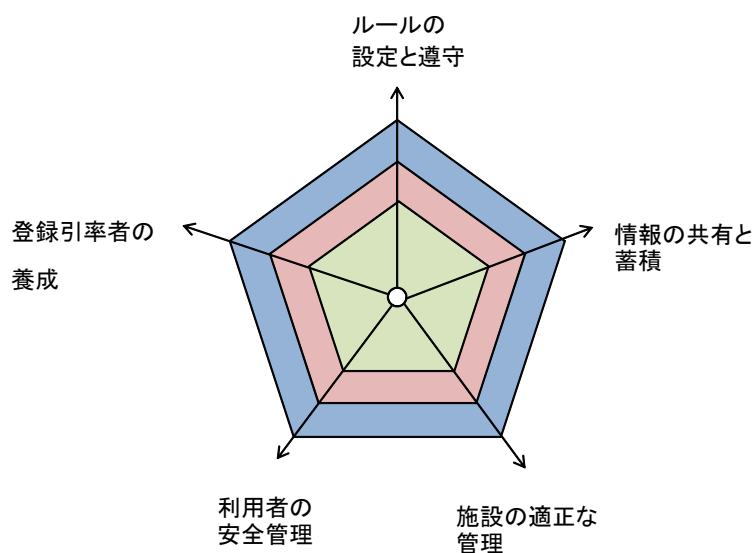


図 1-2. ヒグマ活動期における安全管理の 5 要素

3) 現状と課題

前項で解説したそれぞれの要素について、ヒグマ活動期の現状と課題を整理したのが表 1-2 である。現状は、リスクの回避に重点が置かれており、その想定範囲も充分とはいえない部分もある。また、実際の事故時対応についての対策はほとんど整理されていないのが現状であり、個々の登録引率者によりその準備水準や対処技能、バックアップ体制は異なっていると考えられる。

表 1-2. ヒグマ活動期における安全管理の現状と課題

	制度の現状	課題
引率ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒグマの危険に焦点を当てた設計がなされている。 ● ヒグマについては「遭遇回避」を基本とした事前の危険回避策を引率の際の基本ルールとして設定している。 ● ガイドレシオ、地上遊歩道の同時滞在組数、無線の所持等の各種ルールはすべて事前の危機回避を旨として設定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒグマ以外のリスクアセスメントは充分に行われておらず、これらの予防策や対応策については十分に検討されていない。 ● ヒグマ以外のリスク回避方法については、明示されていない。 ● 事故発生直後の連絡体制のあり方や被事故者の一次救護・搬送といった課題についてルールが整備されていない。また、登録引率者間の協力体制や五湖F Hの役割について明確化されていない。
情報の共有と蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ● 五湖F Hを拠点としたヒグマ情報の蓄積と共有の仕組みが構築。 ● ケーススタディミーティング等を通じた登録引率者相互の情報共有と意見交換の場の設定。 ● 無線を用いた相互連絡が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故情報やインシデント情報の記録や共有体制は充分でない。
施設の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上遊歩道等の造営物については、管理者が存在するため、一定水準の危険の除去と対策がなされている。 	
利用者の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上遊歩道に立ち入る利用者全てに、事前のレクチャーを義務付けている。レクチャーでは、適正利用のための諸注意と併せ、ヒグマによるリスクの存在を明示し、告知している。 ● 指定認定機関が利用適正化計画に定められた利用ガイドラインに即し、立入り者の審査・認定を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し込みに際しての事前説明や情報提供のガイドラインは設定されておらず、登録引率者によりその基準は異なる。 ● 利用者の健康情報や個人情報について確認すべき項目は統一されておらず、管理側も把握していない。
引率による利用と登録引率者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録を受けた登録引率者の同行を義務付けている。 ● 登録引率者の登録にあたっては、既定のカリキュラムの履修と試験の合格が要件となっている。 ● 引率技術は、ヒグマ対処法を中心とするものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危急時対応の技能は問われず、養成カリキュラムにもないため、その水準には差がある。 ● ヒグマ等の事故発生時の訓練やシミュレーションは十分には行われていない。
総合的な対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 事故について 3 億円以上の賠償責任保険への加入が義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害保険等の加入については義務化されていない。 ● 事故発生時には被事故者のみならず、社会に対する説明責任が発生すると考えられるが、こうした事後的な対応の役割分担や手順については未検討である。

1-3. 登録引率者の役割

登録引率者は、次の2つの役割を担うと考えられる。

1) 制度における利用者の代表

制度に基づいた引率の実施という観点から、登録引率者は利用者の代表として位置づけられる。通常の引率型の野外活動やガイドツアーとは異なる下記の点を意識しなければならない。

- ① 法的な根拠に基づいた立入認定を受けていることから、制度のルール（利用適正化計画、利用ガイドライン）を遵守し、レクチャーの実施等を通じて被引率者にも徹底しなければならない。また、登録引率者としての資格認定を受けていることから、各種マニュアル等に則った行動が求められる。
- ② 情報の蓄積と共有や相互の連絡報告が安全性を底上げするという観点から、登録引率者は自らのグループのみでなく、全体の運行に協力する互助と配慮の精神が求められる。特に、積極的かつ正確な連絡や報告は重要である。

2) 被引率者（利用者）に対する責任者

登録引率者は、自らの被引率者に対し一次的な契約関係にあることから、被引率者に対する責任者としての役割を担う。利用者を直接率いる存在として、危険を予測し、その回避の判断をし、的確な行動をしなければならない。これらリーダーに求められる責務を**安全配慮義務**とし、その具体的な内容を下記に列挙する。

- ① リスクと安全管理に関わる情報を収集し、十分な事前準備を行うこと（事前準備）。
- ② 利用者に事前にツアーに関する情報提供を行い、安全意識を喚起すること（情報提供）。
- ③ 利用者の構成や心身の状況を十分に把握、観察し適切な指導と余裕ある行動をするよう心がける（動静注視）。
- ④ 行動中、想定される危険について予測、認識し、的確な判断をする（危険回避）。
- ⑤ 事故時や不測の事態に対処できる技術を習得し、訓練を行うこと（危急時対応）。

2. 登録引率者のリスク管理

前項で述べたように、登録引率者は引率ツアーにおいて利用者の安全確保にできる限り努めることが制度上要請されている。本項では、ヒグマ活動期における引率ツアーにおいて、発生しうる危険を「リスク」とし、登録引率者が取るべきリスク対処の考え方を「回避」「軽減」「移行」の3つの視点から解説する。次に、リスクを客観的に把握する手法としてリスクアセスメントについて解説し、アセスメントの結果に基づき、ツアーの実施前と実施中における配慮事項をまとめる。最後に、リスク対処に欠くことのできない保険についての基礎知識を解説する。

2-1. リスク対処の基本的な考え方

1) リスクの「回避」

ヒグマを始めとしたリスクへの最も効果的な対処法は、その回避である。危険をあらかじめ予測し、「事故を未然に避ける」ことが、最も基本的かつ最善のリスク対策である。

2) リスクの「軽減」

一方、あらゆるリスクを事前に予測し、完全に排除することは不可能である。実際に事故等が発生した際の対応策を想定・準備し、その被害や損害を最小化することがリスクの軽減である。これは、事故等により発生する直接的な被害（心身への被害、金銭的な損害）の軽減のみならず、社会的な影響を緩和し、最小化するという間接的な被害への対策も含まれる。

3) リスクの「移行」

受容できない規模で発生した被害や損害に対処するのがリスクの移行である。具体的には保険の利用がそれにあたる。死亡を含む深刻な事故等を想定した場合、保険を用いたリスクの移行は欠くことのできない方法であり、リスク対策の最後の砦といえる。

これら3つの要素は、互いに独立したものではなく相互に関連したものである。いずれかの対策のみを完璧に行っていても他の対策が疎かになっていけば、それはリスク対策とはいえない。すべての対策をバランスよく実施することで、安全性の底上げを図ることができる（図1-3）。例えば、事前の健康チェックは急病人発生頻度を下げられるかもしれないが、実際に急病人が発生した際の対処技術が不要となるわけではない。逆に、ケガ人への対処を的確に行うことができれば、傷害や損害を低く抑えることができる。

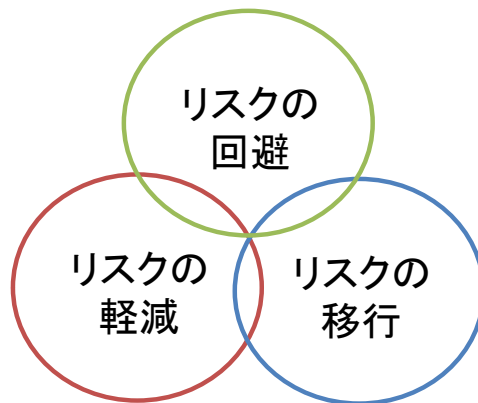


図 1-3. リスク対処 3 つの要素

2-2. リスクアセスメント

1) 目的と意義

リスクに対処する基本的な考え方として「回避」「軽減」「移行」の 3 つを示したが、いずれの対策を準備するためにも、事前にリスクの把握と評価をしなければならない。想定できていないリスクへの対処は困難である。利用者に事前に周知すべき事項、必要な装備や技術、適当な保険の契約内容といった安全管理に必要な準備は、リスクを分析することから始まる。

リスクアセスメントは、リスクを予測・評価し、結果に基づいて考察を加え、その対処法を検討する手法であり、自らの安全管理の過不足について客観的に認識することができることが利点である。

経験豊かな登録引率者はこうした思考を常に頭の中で行っており、考え方自体は特に特殊なものではない。リスクアセスメントは、こうしたプロセスを明示的に行うことで、下記のような効果を得ることを目的として実施する。

- ① リスクに対する認識の共有化
- ② リスクに対する合理的な判断と対策の順位付け
- ③ 安全対策を客観化することで対策の過不足や技能を確認し、慢心や過信を防止する

リスクアセスメントの具体的な方法は、下記の手順による。

- ① 引率中に発生しうる可能性のあるリスクの洗い出し
- ② 各々のリスクの大きさの見積もり
- ③ 安全確保の観点から優先的に対処すべき事項を具体的に明らかにする

2) リスクの洗い出しと見積り

引率ツアーは、整備された短距離の地上遊歩道上で実施されており、登録引率者も同行することから、登山等と比較すれば想定すべきリスクは限定的と考えられる。例えば、登山事故の原因として多い転落や道迷い、低体温症といったリスクの可能性はほとんどない。大きく分けて「ヒグマ」「傷害」「疾病」の3要素について重点的に検討する必要がある。これらのリスクの大きさと対策の必要性を模式的に示したのが図1-4である。横軸をリスクの発生頻度、縦軸をリスクの重大性とし、想定すべきリスクを配置している。

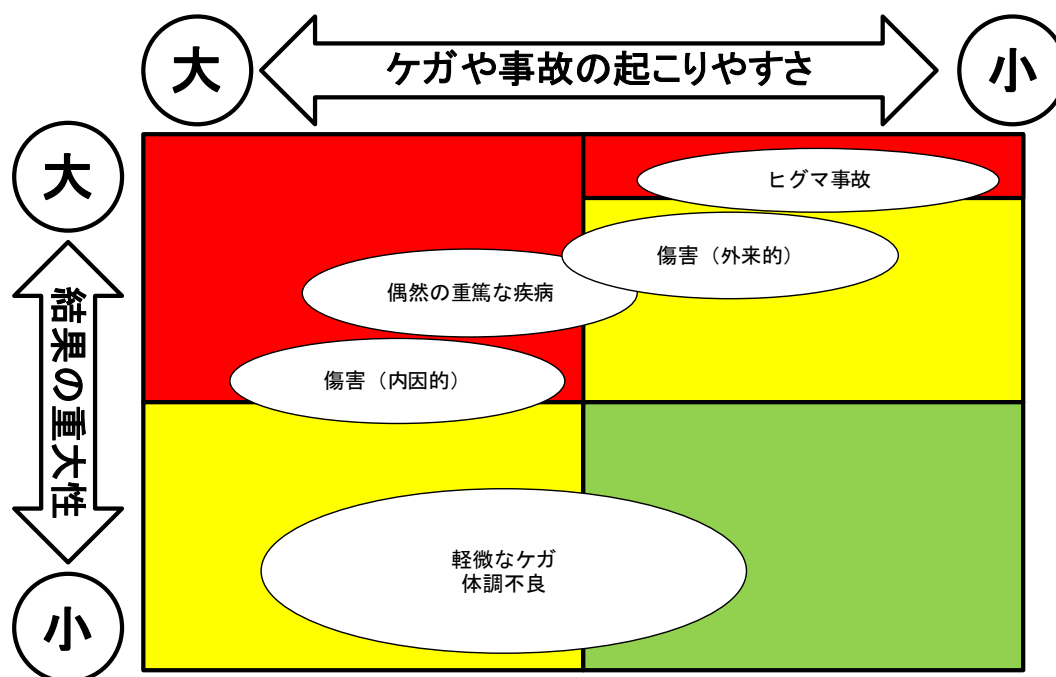


図1-4. 引率ツアーにおけるリスクの配置

① ヒグマ等事故リスク

発生頻度が高いとはいえないものの、その予測は難しく、対処には特別な技術を要する。事故発生時には死傷を含めたリスクがあり、複数のグループに波及する可能性がある。また、社会的にも大きな影響があると考えられるため、頻度が低くとも回避を中心とした対処を優先的に行うべきである。

② 傷害

ハチや雷、落枝といった外来的な要因による傷害と転倒や踏み外し等による内因的な要因による傷害に備える必要がある。前者は複数名、複数グループに波及する可能性があるため、重大性は高いが発生頻度は低いと考えられる。一方、後者については発生事例も複数あり、その頻度は中程度であるが、その影響は事故者本人に限定される。

③ 疾病

ツアー参加者は中高年層も多いことから、疾病等のリスクを充分想定すべきである。特に、心筋梗塞や脳梗塞といった重篤な疾病は死亡に直結することもあり、傷害よりも重大な結果を招く恐れがあるが、その影響は本人に限定される。

3) 登録引率者によるリスクアセスメント

前項で解説したリスク分析は固定したものではなく、ヒグマの状況や利用者の構成や人数、気象状況等の各種条件によって絶えず変化するものであり、登録引率者自身による自己評価が必須である。表 1-3 は、登録引率者からの聞き取り調査を基に、引率ツアーにおいて発生する可能性のあるリスクを具体的に列挙し、それぞれの評価基準と必要なリスクへの備えを整理したものである。実際に、ツアー実施の前に登録引率者が実施することのできるリスクアセスメントの簡易ワークシートを第 3 章に掲載した（様式 1 簡易リスクアセスメント作成表）。

表 1-3. 引率ツアーにおけるリスクアセスメント

1) ヒグマ等動物のリスク

評価基準	想定すべき事象	リスクへの備え
目撃情報の多寡	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的な傷害 ・回避行動、反射行動による転倒、傷害 ・精神的なショック(P T S D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・事前の情報提供 ・スプレー等装備 ・的確な誘導ができる引率技術
痕跡情報の多寡		
誘引物の有無		
繁殖期等の生活サイクル		
ハチ	<ul style="list-style-type: none"> ・アナフィラキシーショック 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー等装備

2) 地上遊歩道と気象条件に起因するリスク

評価基準	想定すべき事象	リスクへの備え
大雨・強風	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れによるスリップ ・踏み外しによる転倒 ・骨折、外傷等重度の傷害 ・打撲、ねんざ等の傷害 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集 ・骨折、出血等の外傷に対応できる救急技術の取得 ・ファーストエイドキットの携行 ・ポール等歩行を補助する装備
降雪・残雪		
落枝・落石		
落雷		
高温・低温	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良 ・低体温症 ・熱中症 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の参加者の服装、装備確認 ・必要な装備の貸出し ・予備の衣類、防寒着の携行

3) 参加者管理に起因するリスク

リスクの要因	想定すべき事象	リスクへの備え
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション困難 ・統率困難 ・体力不足 ・心筋梗塞、脳梗塞等の疾病 ・てんかん等の発作 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き受け基準の策定 ・CPR（心肺蘇生法）を含む一次救命救急技術の取得
乳幼児・児童		
妊婦		
心身の障害者		
特定の健康不安	<ul style="list-style-type: none"> ・低血糖 ・持病による偶発的な疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の健康状態の把握
体調不良	<ul style="list-style-type: none"> ・腹痛、めまい、吐き気 	
多人数	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション困難 ・統率困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の情報提供 ・引き受け基準の策定
複数グループの混在		
外国人		

2-3. 登録引率者による事前準備

リスクを回避・最小化するために登録引率者が実施すべき準備事項を下記にまとめ、常時参照可能なチェックリストを第3章に掲載した（様式2 ツアー実施前のチェックリスト）。

1) 準備段階での実施事項

① 事故対応マニュアルに即した危機管理計画の作成

第2章の事故対応マニュアルに基づいた危機管理計画が作成されていること。また、登録引率者と留守本部（事業所）において、事故発生時の役割分担や初動の連絡体制等、事故マニュアルの内容が十分に共有、理解されていること。

② 救急法・救急処置トレーニングの受講

傷害・疾病に備えた救急処置についてのトレーニングを受けていること。救急法の内容は、資格制度が設けられている専門的なものであり、専門機関が催す講習を受けることが求められる。最も一般的なものは、日本赤十字社や各地の消防本部が実施する救命講習である。これらは低廉な費用で統一したカリキュラムに基づく技術を習得することができる。救命講習のカリキュラム（表1-4）を例にすれば、搬送や外傷への対応を含んだ上級救命講習の受講が最低限必要と考えられる。

表1-4. 消防本部による救命講習のカリキュラム（例）

講習種別	講習時間	講習内容	認定証等の交付
普通救命講習	3時間	心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを学ぶコース	救命技能認定証
上級救命講習	8時間	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習の内容に加えて、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法など学ぶコース	上級救命技能認定証
上級救命ステップアップ講習	5時間	普通救命講習または普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習を受講してから1年以内に受講することで、上級救命講習の認定証が交付される。	上級救命技能認定証
応急救護講習	希望による	けがの手当てなどを学ぶコース	—

③ 保険の加入

傷害保険および賠償責任保険に加入していること。保険の基礎知識については、次項で詳説する。加入している保険の種類や補償範囲、補償金額、免責事項等の契約条件や代理店等の担当者の連絡先について、定期的な確認と見直しが必要である。

④ 参加者の情報の把握と事前説明

申し込み時に、参加者の個人情報を把握し、事前の情報提供が行われていること。参加申込書の様式例を第3章に掲載した（様式3 参加申込書の例）。

⑤ 装備の用意と確認

気象条件や利用者の特徴に応じた装備の用意がされていること。特に、危急時対応に関わるファーストエイドキット等の携行は毎回確認されなければならない。引率に必要なと思われる装備表を第3章に掲載した（様式4 登録引率者標準装備表）

2) 実施段階での実施事項

① 気象状況の把握

最新の気象情報を把握していること。特に、荒天が予想される際は警報・注意報の発令がないか確認すること。地域の気象警報の入手には、斜里町の情報提供サービスである「ほっとメール@斜里（緊急防災メール配信システム）」の登録が有用である。

（参考）ほっとメール@斜里の登録方法

メール配信をご希望の方は、以下のメールアドレスへ空メールをお送りください。
数分で登録確認メールが届きます。メールの内容に沿って本登録を行ってください。

携帯電話でドメイン指定受信（迷惑メール対策・受信拒否等）を設定している方は、**i.town.shari.hokkaido.jp** のドメインを受信できるように指定してください。

touroku@i.town.shari.hokkaido.jp



② フィールド情報の把握

五湖F H本部との事前打ち合わせにおいて、最新のヒグマ情報、地上遊歩道情報を共有すること。特に、最新の情報、注意すべき事項についてはメモをとるなどし、記録することが重要である。

③ 利用者の状況把握

- ・ 人数の最終確認
- ・ 健康状態の把握

出発直前に、参加者の健康状態について把握すること。利用者にはいかなる体調変化もすぐに申し出るように伝えるとともに、訴えがあった場合無理な参加は控えさせるべきである。利用者は無理を押し参加したいと意思表示をする場合もあるので注意が必要である。また、顔色や態度から伺うことのできる情報にも気を配りたい。

- ・ 服装・装備の確認

降雨時や寒冷時などは、3時間程度の散策が継続できる服装かどうかを確認すること。防寒着の有無や飲料水の持参についても確認すべきである。また、帽子や手袋等の小物の持参についての確認も重要である。

④ 事前レクチャー

制度に基づいた事前レクチャーを実施すること。また、映像後の口頭レクチャーにおいては、最新情報の説明と出発前の最終確認を行うこと。

2-4. 保険についての基礎知識

前述のとおり損害保険への加入は「リスクの移行」の具体的な手段として非常に重要である。リスクを回避し、軽減策を取ったとしても事故は一定の確率で必ず起こる。登録引率者は、保険へ加入することにより、事故発生に伴う様々な損害を、少なくともお金の面では担保することができる。

一方保険は、保険会社が利益を得るために設計し販売している「商品」である。限られた範囲の損害を、保険会社の算定基準に従った金額について補償するものであり、被保険者のリスクにとって万能ではない。登録引率者は、保険制度をよく理解し、契約した保険が補償する内容を明確にしておく必要がある。

引率型のツアー事業で主に利用されている保険は、旅行傷害保険と賠償責任保険があり、それぞれの補償範囲と金額算定方法の概要は以下のとおりである。

1) 旅行傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故による傷害に対して補償する保険。ツアー事業者が契約者となり、ツアー参加者を被保険者として加入するのが一般的な利用方法である。参加者が死亡した場合に死亡保険金を見舞金として遺族に支払う、ケガをした参加者の入院・通院費用などを保険金から支払う等を想定している。

① 補償範囲

- ・ 事故による傷害（ケガ）が対象であるため、疾病（病気）は補償の対象外である。例えば既往症の発作でツアー中に死亡しても保険は適用されない。
- ・ 「急激かつ偶然な外来の事故」の直接結果として負った傷害のみが対象となる。例えば日焼けや靴ずれは、ある要因が緩慢に継続し、その必然として負ったケガであると見なされ保険の対象外になる。

② 保険金額の算定

- ・ 傷害保険の保険金額は基本的に定額制である。死亡・後遺障害の保険金額、入院 1 日当たりの補償日額、通院 1 日当たりの補償日額が契約時に確定している。事故による入院・通院時の保険金額は補償日額×入院・通院日数で求められる。

③ 留意事項

- ・ 熱中症は基本的には疾病であり傷害保険の対象外だが「熱中症危険保障特約」契約を結ぶことにより補償対象とする保険会社もある。
- ・ 日本国内に居住していない外国人は加入できない。外国人旅行者がツアー参加した場合は、この保険の補償対象にはならない。

2) 損害賠償保険

偶然の事故によって他人の生命や身体を害したり、またその財物に損害を与えたために、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険である。被保険者が第三者から賠償請求された場合の損害賠償金および、訴訟費用や初期対応費用なども一部補償する。事故の過失を問われ民事訴訟となるケースを想定し、ツアー事業所等が自らを被保険者として加入する。

① 補償範囲

- ・ 法律上の賠償責任に基づいて請求される損害賠償金を担保する。
- ・ 訴訟費用、初期対応費用（応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置のために要した費用）も補償されるが、予め保険会社承諾が必要である。
- ・ 傷害保険と異なり偶然の（予想できなかった）事故であれば急激かつ外来の要因で無くても補償対象である。一方疾病については基本的に補償対象外である。
- ・ 対人・対物の損害賠償が対象であり、名誉棄損などの損害賠償は対象外である。

② 保険金額の算定

- ・ 賠償請求がなされて初めて保険金額が確定していく。傷害保険のように定額の保険金では無い。
- ・ 保険契約時に結ぶ保険金額は「補償の限度額」であり、保険会社は保険金額を上限に支払を行う。仮に保険金が1,000万円の契約で、500万円の賠償請求があった場合には、500万円が補償される。一方、同契約で2,000万円の賠償請求があった場合は、保険金からは1,000万円が補償され、残りの1,000万円については自己負担となる。
- ・

③ 留意事項

- ・ 結果的に民事訴訟に至らない、あるいは訴訟において賠償責任が認められなかった場合でも、初期対応費用は補償対象となる。ただし予め保険会社との確認が必要であり、事故後から保険会社との緊密な連絡・確認が必要である。
- ・ 結果的に民事訴訟が判決に至らず、示談となった場合の損害賠償金も法律上の賠償金として支払い対象となる。
- ・ 基本的には国内に居住しない外国人からの請求についても補償対象である。旅行傷害保険では担保しない外国人旅行者の事故後の初期対応費用を補償できる可能性があるが、詳細は契約する保険会社と確認する必要がある。

3. 基本ルール（*ツアー参加者に遵守させる義務が発生します）

代表者申請の代表者（登録引率者）は、同行者に対し自然公園法上の禁止事項や利用ガイドラインを遵守させる義務を負います。同行者が違反行為をした場合、**代表者（登録引率者）に監督責任が負われ罰則を受けることがあります。**

3-1. 利用調整地区の禁止事項（自然公園法施行規則に規定された事項）

- 1) 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
例外として身体障害者補助犬（以下、補助犬という。）の持ち込みは認められている。
しかし、知床五湖地区はヒグマの生息地であり、補助犬がヒグマと遭遇した際に危険な状況に陥る可能性があるため、補助犬ではなく人間による介助を強く推奨する。
- 2) 野生動物に餌を与えること。
- 3) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 4) 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
- 5) 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

3-2. 知床五湖利用調整地区における注意事項

- 1) 利用調整地区への立入の前に、五湖F Hにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。

五湖F H本部にて直近のヒグマ情報を取りまとめているので、登録引率者は事前レクチャーとして最新の情報を得てください。

また、地上遊歩道散策後は新規痕跡等の得られた情報を五湖F H本部に伝えてください。

- 2) 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- 3) 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 4) 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。

利用適正化計画においては、飲み物を飲む行為については禁じていませんが、加糖された飲料や果汁入りなど甘い味・においの飲料は、ヒグマ・ハチを誘引するおそれがある旨、同行者に周知ください。

- 5) 湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

- 6) 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

ヒグマ活動期では、ヒグマへの初回遭遇に伴い、ツアー中止判断がなされた2時間後に自動再開。同日同地点での再遭遇の場合には、歩道閉鎖で調査が入ります。

- 7) 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

ツアー中止など緊急時を除き、順路に沿って利用します。ヒグマ遭遇、急な悪天、ビジターの体調悪化等、緊急時やむを得ない場合には小ループへの退避も選択肢となり得ます。最も安全と判断できるルートを選択して行動してください。

- 8) 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
9) 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員の指示に従うこと。

3-3. 利用調整地区への立入認定基準（ヒグマ活動期）

- 1) 登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとする。

ヒグマ活動期で代表者立入認定申請の手続きを行えるのは登録引率者のみです。代表者立入認定申請を行うことで、同行者は個別に申請をしなくてもすみます。

- 2) 各団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とする。

ネット上の予約は当日朝8時まで、以後の新規ツアー設定、人数変更は五湖F Hの当日受付カウンターへ連絡してください。

- 3) 事前予約は先着順とするが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し講じる。

システム改定により、仮押さえ予約防止のため、立入り者全員の氏名・年齢が必要です。

- 4) 1回の立入は1チーム10名以下（登録引率者を除く）とする。
5) 利用ルートは原則として一方通行とし、大ループコースは入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道、入口の順路とする。
6) 小ループの運用を行う。小ループのコースは入口から二湖、一湖とし、二湖展望地（P地点）への立ち寄りを行わないものとする。

小ループは、当日受付（窓口での直接の受付か、7:30以降に電話受付）のみで1日4本（9:00、11:00、13:30、16:00）の出発です。

3-4. 認定の有効期間

1) 立入認定の有効期間は1日のみとする。

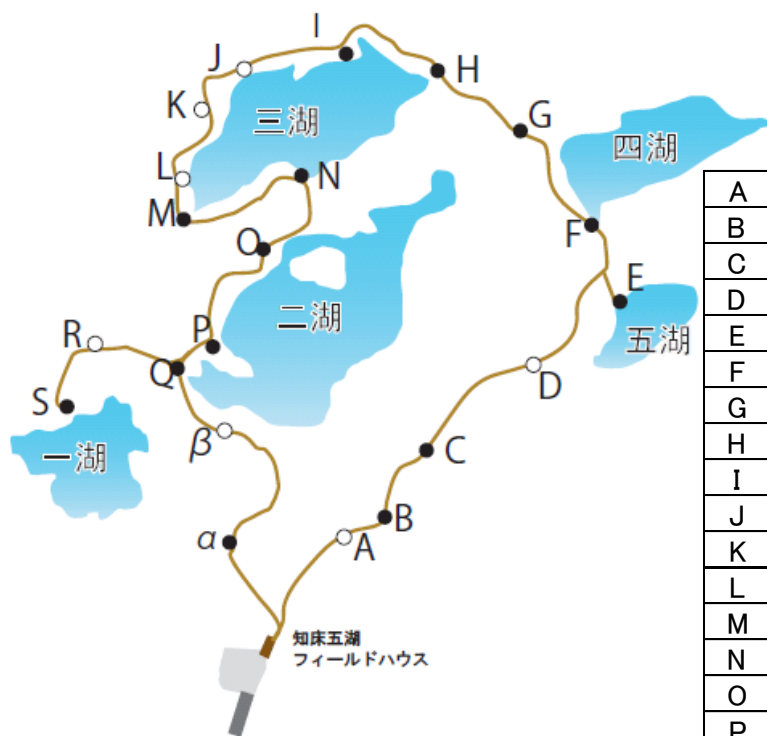
毎日ツアーにより立ち入る方でも、立ち入り毎に立入認定申請と事前レクチャー受講が必要です。

2) 再立入は同一人物の場合可能。

制度上、1日のうち複数回立ち入ることも可能ですが、代表者申請の場合、同じメンバーで無ければなりません。同行者を変えての再立入の場合には新たな立入認定申請が必要です。

3) 再度の立ち入りの際にも、事前レクチャーを受けなければならない。

<知床五湖ルート・ポイント図>



A	湿原入口	Antelope	アンテロープ
B	小沢	Bear	ベアー
C	サインボード	Caribou	カリブー
D	イチイ倒木	Dog	ドッグ
E	展望地	Elephant	エレファント
F	展望地	Falcon	ファルコン
G	橋	Gorilla	ゴリラ
H	橋	Hare	ヘア
I	展望地	Impala	インパラ
J	展望地	Jackal	ジャッカル
K	看板(7番)	Koala	コアラ
L	岩	Lion	ライオン
M	橋	Moose	ムース
N	展望地	Nutria	ヌートリア
O	橋	Ox	オックス
P	展望地	Penguin	ペンギン
Q	分岐	Queen	クイーン
R	トドマツ帯	Rabbit	ラビット
S	展望地	Sheep	シープ

(平成 28 年時点)

4. ヒグマ活動期地上遊歩道利用の流れ

4-1. 現地着

- 1) 予約時刻の10分前を目途に五湖F Hに集合。
 - ・ 繁忙期等には知床五湖駐車場が混雑し、渋滞が発生することがあることから、同行者と現地集合の場合には、シャトルバスの利用や、十分に余裕を持った時間に集合できるよう事前連絡・確認をすることが望ましい。
- 2) 当日受付カウンターから当日受付の同行者の紹介を受ける。
 - ・ 自己紹介をし、体調、装備等を確認。必要に応じ貸し出し長靴の用意等を行う。
- 3) 受付にて代表者立入認定申請を行う。
 - ・ 事前予約からの変更を確認し、手数料を支払い、申請書を提出。
(手数料は、12歳以上500円、12歳未満250円)

登録引率者も同行者と同様に手数料がかかります。支払いにはデポジット制による支払いを指定認定機関との契約により行うことができます。

- 4) 同行者の人数を最終確認し、五湖F Hのレクチャー室に誘導、事前レクチャーの前説を行った後、レクチャー映像をスタートさせる。
 - ・ レクチャー映像が開始され、同行者の目線・注意が映像に向いたことを確認し、静かにレクチャー室より退出する。
- 5) 本部スタッフより最新情報を入手し、立入認定証・無線機・腕章を受け取る。
 - ・ 主に次の3点についてブリーフィングが行われる。
 - ① 直近のヒグマの出没状況、痕跡情報。
 - ② 前後班の数と出発時刻(前後班との位置関係を把握するため)。
 - ③ その他、直近の利用状況/閉鎖状況など。
 - ・ 受付から代表者及び同行者の立入認定証が交付される。

立入認定証は12歳以上の立入者全員が携帯することが義務づけられています。立入認定証交付後は、必ず同行者一人一人に認定証を配布してください。12歳未満の同行者場合には保護者が携帯する必要がありますので、保護者に配布して下さい。

- ・ 事前レクチャーが終了後、同行者に立入認定証を配布すること。ただし、12歳未満の同行者に対してはその保護者に配布する。

4-2. 出発前

1) 五湖F Hのレクチャー室で同行者に事前レクチャーを行う。

レクチャー運營業務の受託者からヒグマ期の事前レクチャーの実施を依頼されます。レクチャーマニュアル（資料編「知床五湖フィールドハウスにおける立ち入り手続きとレクチャーの実施について」）に沿って実施して下さい。

2) 出発前に再度同行者の数、健康状態などを確認する。

出発前に、必ず人数及び健康状態を把握・確認してください。事前レクチャー受講後、立入をやめるといふ方がいた場合には、利用者の意思を尊重し、無理に立入をさせないでください。
地上遊歩道にはトイレがありませんので、なるべく事前レクチャー受講前に同行者に確認し、トイレを済ませてください。

3) 同行者があらかじめ把握しておくべき注意事項について再度、周知する。

- ① 知床五湖が知床国立公園の特別保護地区であること。
- ② 地上遊歩道を踏み外さず、一切のものを採取しないこと。
- ③ 歩道内は喫煙、食事が禁止されていること。
- ④ 食べ物の持ち込みが原則禁止であり、持ち込む場合には気密性のある容器包装に入れる必要があること。
- ⑤ 知床五湖はヒグマの高密度生息地であり、ヒグマと遭遇する可能性があることを伝え、自分の指示に従うこと。
- ⑥ 登録引率者から離れて、個人行動をしないこと。
- ⑦ ヒグマを見つけたら登録引率者に速やかに知らせること。
- ⑧ ヒグマと遭遇してもあわてない、騒がない、走って逃げないこと。必ず登録引率者の背後に集まること。
- ⑨ ゴミの投げ捨てをしないこと。（ゴミが危険なヒグマを作り出すことを伝える）。
- ⑩ 危険回避のために、予定のコースをすべて回れない可能性があること。
- ⑪ その他、本部から特に同行者へ伝えるべきと指示を受けている事項。

4) 同行者が食べ物を持っているか確認し、持参してきた同行者がいた場合には、食品の包装等の状況を確認し、適切に対応する。

注意事項として紹介するだけでなく、持参の有無について同行者に確認してください。

- ① 対応方法1 ジップロックなどを用意しておき、それに入れるよう指導する。
- ② 対応方法2 確認し、五湖F H受付に預ける。

5) 出発前に無線機、クマスプレーを適切に装備する。

- ① 無線機は、受付で電源が入った状態で渡される。無線機の音量、チャンネルが正しい番号であるか確認する。
- ② 無線機は、入感しやすく、音が聞こえやすい位置（バックパックのショルダーベルトの胸の部分など）に装備する。
- ③ 地上遊歩道へ立ち入る際には、本部へ出発する旨を必ず無線連絡をすること（この連絡は無線テストも兼ねる）。

出発時の無線連絡により、電源が入っているか、チャンネルが合っているかの確認を行います。

(例)

- ① 登録引率者「〇班、出発します」
- ② 本部 「本部、了解」

- ④ クマスプレーは、ホルスターに入れて腰の位置のすぐに抜いて使用できる場所に装着して携帯すること。

- ・ クマスプレーの携帯のポイントは、①すぐに抜けること、②身体から離さないこと、③落とさないことです。
- ・ 誤射を防ぐため、すぐに抜いて使用できるようにするためにも専用のホルスターでの携帯をおすすめします。
- ・ 腰の位置への装着は、ジャケットや雨具の下にならないようにします。ジャケット、雨具を着る場合には、別のウエストベルトをジャケット、雨具より外に付けると良いでしょう。
- ・ ザックのショルダーベルトにぶら下げると、荷物を置いたときに身体から離れるという欠点があります。
- ・ 見なくても、手探りでクマスプレーを外し、すぐ使用できるようにしておきましょう。

4-3. 歩行時（出発してから）

1) ツアー時間を遵守する。

<大ループ>

- ① ツアー時間は3時間（レクチャー開始から、地上遊歩道と高架木道を歩いて五湖フィールドハウスに戻るまで）とする。設定時間を守り、ツアーを実施すること。
- ② 前後のツアーと適度な間隔を取り、追い抜きは原則禁止とする。

急病人の発生等の緊急時や、天候（急な大雨）や気温に対する利用者の状態を踏まえた対応を除き追い抜き禁止です。追い抜きを行う場合は、フィールドハウスに一報を入れてください。

- ③ 各ツアーの時間配分の調整のため、以下の地点で通過目安時間を設ける。
 - ・ E地点出発時間・・・レクチャー開始時間より 1時間5分後まで
 - ・ N地点出発時間・・・レクチャー開始時間より 2時間5分後まで
 - ・ 高架木道到着時間・・・レクチャー開始時間より 2時間35分後

前後間隔に気を配り引率するようお願いします。

<小ループ>

- ① ツアー時間は1時間半（レクチャー開始から、地上遊歩道と高架木道を歩いて五湖フィールドハウスに戻るまで）とする。設定時間を守り、ツアーを実施すること。
原則的に高架木道上也ガイドを行うこと。
- ② 15分程度の延長は可能だが、ツアー時間の短縮は認めない。

2) ヒグマとの遭遇を回避するよう努める。

利用の機会を最大化させるためには、遭遇回避が最も重要です。

- ① 見通しの悪い場所では声や音を出し、ヒグマとの突発的遭遇を回避すること。

声や音を出した後、必ずそれに対する反応を聴いてください。確実な確認のためにも、立ち止まり音出しと反応確認を行うようにしましょう。闇雲に音を出し続ける必要はありません。見通しの悪い場所、よくヒグマが利用する場所近くなどで効果的に音出しをしてください。また、風の強い日は手叩きよりも声の方が通りがよいです。

- ② 音、臭いや痕跡など、周囲の状況によく注意を払う。
- ③ 万が一、音、臭いなどの気配を感じた場合には、ヒグマスプレーを抜き、手に持ちいつでも使えるようにする。
- ④ 本部から無線連絡が入る場合があるため、常に無線を聞けるようにする。
- ⑤ Q地点においては、小ループツアーと合流する可能性があり、ヒグマを挟み込む危険な状況を避けるため、間隔を空けて順番にQ地点を通過するものとする。

3) 利用調整地区から出たら（高架木道に上がったら）

- ① 本部に無線連絡を行う。

安全に利用調整地区から出たことを告げるため、忘れずに無線連絡をお願いします。

(例)

- ① 登録引率者「〇班、高架木道に到着しました」
② 本部 「本部、了解」

- ② 高架木道からヒグマを目撃した場合

無線で本部に連絡し、情報共有を行うことを基本とする。しかし、同一個体の情報が繰り返されるなど無線回線が占有される恐れがあるため、運用ルールは別途調整する。

4-4. 帰着時（五湖FHに戻ったら）

1) 無線の返却とヒグマ痕跡等の報告

- ① 口頭で本部スタッフに無事に帰着したことを伝え、無線機・腕章を返却する。
② 新たなヒグマの痕跡や地上遊歩道に異変があった場合には、その内容を本部スタッフに伝えること。

新たな情報の報告は、次のツアー利用者のための重要な情報提供となりますので、ご協力ください

5. ヒグマ遭遇時の対応

ヒグマ遭遇時の対処方法の基本については、資料編「ヒグマ遭遇時の対応フロー」を参照。

5-1. 遭遇時に行うこと（ツアー中止のとき）

1) ヒグマとの遭遇時

① 同行者への周知と誘導（初動）

ヒグマの状態行動の確認が必要な状況においても、まずは同行者の安全確保を最優先とします。

- ・ 同行者全員にヒグマがいる（いる可能性がある）ことを伝える。

状況により気配などから危険と登録引率者が判断した場合も、その旨同行者に周知してください。

- ・ 立ち位置を変え、同行者とヒグマの間に登録引率者が入る形にする。（※）
- ・ クマスプレーをホルスターから抜き、手に持つ。
- ・ 同行者に対し、登録引率者の背後に集まり、静かにすることを指示する。（※※）
- ・ 安全な位置まで同行者を誘導する。（※）

ヒグマとの再遭遇も想定し、ヒグマとの距離が十分とれる見通しのよい場所まで退避してください。

- ・ 誘導後、同行者の安全を確認する。

安全な距離まで退避したところで同行者全員の安全確認（人数確認、怪我の有無、体調の変化等の確認）をしてください。

※ 必要に応じて行ってください。

※※ 全員が集まり、落ち着いて行動することが一番重要です。

② ツアー中止・退避方向の判断を行い、ビジターに伝える。

ビジターに判断を伝えてから本部への連絡です。

（例）

- ・ 登録引率者「〇〇にヒグマを目撃しましたのでツアーを中止して、退避します」
退避方向についても、引き返し・前進・状況を見てから判断 などを伝えます。

③ 本部への連絡

- ・ ヒグマと遭遇したことを本部へ無線連絡する。自分たちの安全確保が優先。無線連絡の前に十分な安全確認を行うこと。

十分な距離まで退避し、無線連絡を入れてください。たとえ、ヒグマが近づいてきたとしても余裕を持って次の行動に移れるのが理想です。また、無線連絡前に本部へ伝達する情報をあらかじめ整理しておきましょう。

(例)

- ① 登録引率者「○班です。本部応答願います。」
最初に入感を確認してください。
- ② 本部 「本部です。○班さんどうぞ。」
- ③ 登録引率者「×分前に△△付近でヒグマと遭遇しました。」
無線連絡の順序は重要な情報順に並べてあります。この無線連絡例や知床五湖のマップをコピーして手帳などに貼付するなどし、本部に伝える情報は整理してから無線を入れてください。
- ④ 本部 「了解。全員無事ですか？」
- ⑤ 登録引率者「無事です」
- ⑥ 本部 「判断をどうぞ」
- ⑦ 登録引率者「ツアー中止とし、引き返します(前進します)」
退避方法は登録引率者の判断で選択してください。
- ⑧ 本部 「中止了解。遭遇したヒグマの頭数、ヒグマの状態、移動方向を教えてください」
- ⑨ 登録引率者「遭遇したヒグマは単独、地上遊歩道わきで何かを食べていました、すぐにこちらに気が付き、大ループ内側に逃げて行きました」
同行者の安全を優先とし、ヒグマに対する情報は、得られた情報のみ報告をいただければ十分です。

※前後班への連絡は本部が行う。

前後班の対応は ⇒ 「5-3. ツアー中止の無線を傍受したときに行うこと」

- ・ ツアー中止後、引率者の判断で地上遊歩道内にてしばらく待機してから退避することが可能。その日 1 回目のヒグマとの遭遇時は、遭遇・中止判断から自動再開まで2時間あるため、安全な退避のために有効に活用すること。

安全に戻ってくるのが優先となります。

(例)

- ⑦' 登録引率者「ツアーを中止としますが、退避方向は、もう少し状況を見てから判断します。」
- ⑧' 本部 「ツアー中止で待機了解です。遭遇したヒグマの頭数、状態、移動方向を教えてください」
- ⑨' 登録引率者「 (状況説明) 」
- ⑩' 本部 「 (影響の無い前後の班に、遭遇地から離れる方向で避難指示) 」

2) ツアー中止後の退避

- ・ 地上遊歩道からの退避中もヒグマと遭遇する可能性があるため、見通しの悪い箇所などでは遭遇回避の行動を取りながら戻る。

再遭遇の回避について、ビジターにも注意を促してください。

3) 帰着時（五湖FHに戻ったら）

- ① 口頭で本部に無事に帰着したことを伝え、無線機・腕章を返却する。
- ② 遭遇したヒグマについての情報を本部スタッフへ伝え、ケーススタディ用の遭遇アンケートを完成させる。

アンケートの記入方法は ⇒ 資料編「ヒグマ遭遇アンケートフォームと書き方」

5-2. 遭遇時に行うこと（ツアー継続）

1) ヒグマとの遭遇時

① ビジターへの周知と誘導（初動）

- ・ ビジター全員にヒグマがいることを伝える。
- ・ ビジターに対し、静かにすることを指示する。

※ツアー継続ケースに関しては、明確にリスクが低いという前提であるため、前項の「ツアー中止」ケースのような対応は記述していません。

② ツアー継続をビジターに伝える。

ビジターに判断を伝えてから本部への連絡です。

(例)

登録引率者「〇〇にヒグマを目撃しましたが、××のためリスクが低いと判断しました。ツアーは継続します」
再遭遇を回避するための措置を十分に行い、ビジターにも注意を促してください。

③ 本部への連絡

(例)

① 登録引率者「〇班です。×分前に△△付近でヒグマと遭遇しました」
② 本部 「了解。全員無事ですか？」
③ 登録引率者「無事です」
④ 本部 「判断をどうぞ」
⑤ 登録引率者「〇〇のため安全と判断しました。ツアー継続します」
⑥ 本部 「継続了解。遭遇したヒグマの頭数、ヒグマの状態、移動方向を教えてください」
⑦ 登録引率者「遭遇したヒグマは単独、××付近を△△方向に移動していました」

※前後班への連絡は本部が行う。

前後班の対応は ⇒ 「5-4. ツアー継続の無線を傍受したときに行うこと」

2) 帰着時

- ① 口頭で本部に無事に帰着したことを伝え、無線機・腕章を返却する。
- ② 遭遇したヒグマについての情報を本部へ伝え、ケーススタディ用の遭遇アンケートを完成させる。

アンケートの記入方法は ⇒ 資料編「ヒグマ遭遇アンケートフォームと書き方」

5-3. ツアー中止の無線を傍受したときに行うこと

1) 本部からの無線

(例) (それまでのヒグマ遭遇班と本部の無線内容を把握している前提)

- | |
|---|
| <p>① 本部 「本部です。○班が××付近でヒグマに遭遇し、ツアーを中止しました。</p> <p>② 各班はツアーを中止し、出入り口へ向かってください。(例) ヒグマは単独、△△を○○方向に移動したそうです」</p> <p>③ 本部 「×班、了解ですか？」(※)</p> <p>④ 登録引率者「×班、了解」</p> |
|---|

※緊急時に無線が占有されていると支障をきたすため、目撃地点に近い班にのみ返答を求める呼びかけを行うことがあります。その他の班は、返答はせず、そのまま指示に従ってください。

2) ツアー中止後

ビジターにツアーが中止になったことを伝え、出入り口に向かう。

(例)

登録引率者「さきほどこの先の○付近でヒグマの目撃がありました。申し訳ありませんが、このツアーは中止となります」

※再遭遇を回避するための措置を十分に行い、ビジターにも注意を促すこと。

3) 帰着時

口頭で本部に無事に帰着したことを伝え、無線機・腕章を返却する。

5-4. ツアー継続の無線を傍受したときに行うこと

1) 本部からの無線

(例) (それまでのヒグマ遭遇班と本部の無線内容を把握している前提)

- | | |
|---------|---|
| ① 本部 | 「本部です。○班が××付近でヒグマに遭遇しましたが、ツアー継続と判断しました。(例) ヒグマは単独、△△を○○方向に移動したそうです」 |
| ② 本部 | 「×班、了解ですか？」(※) |
| ③ 登録引率者 | 「×班、了解」 |

※緊急時に無線が占有されていると支障をきたすため、目撃地点に近い班にのみ返答を求める呼びかけを行うことがあります。その他の班は、返答はせず、そのまま指示に従ってください。

2) ツアー継続

ビジターに別の班がヒグマと遭遇したことを伝え、ツアー継続する旨を伝える。

(例)

登録引率者	「さきほどこの先の○付近で別の班がヒグマと遭遇しましたが、××のためリスクは低いと判断し、ツアー継続と判断したそうです。」
-------	---

※再遭遇を回避するための措置を十分に行い、ビジターにも注意を促すこと。

3) 帰着時

口頭で本部に無事に帰着したことを伝え、無線機・腕章を返却する。

6. 無線に関する注意事項

無線は相互に同時に通話ができる電話機と異なるため、以下の点に注意して運用すること。

1) 各無線機には識別コードが電波監理局から割り当てられている。呼び出しや応答には識別コードを使うこと。

2) 連絡を取りたい相手呼び出してから用件を伝える。

(例)

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| ① | 本部 | 「こちら〇〇です。××、入感ありますか？」 |
| ② | 登録引率者 | 「はい、こちら××」 |
| ③ | 本部 | 「～（用件）どうぞ」 |

無線の冒頭部分が伝わらない例が多々見られます。マイクを押して一呼吸おいて話します。

3) 無線機の入感状況が悪い場合は、無線機を高く上げたり、見通しの良い場所に移動したりすると入感が改善する場合があります。

無線機のアンテナは無指向性です。アンテナの方向は感度とは関係がありません。

4) 不要不急な内容は極力排し、緊急時に備えて無線をあけておくこと。また、無線内容は簡潔にすること。

緊急時に無線が占有されていると支障をきたすため、事前に伝達すべき必要な情報を整理してから通信を開始し、簡潔に区切り、確認をとりながら情報を伝えてください。

5) 無線は誰でも傍受が可能な連絡手段である。個人情報などの重要情報は無線でやり取りしないように注意すること。

6) 無線機は水濡れに弱い精密機器のため、雨天時は特に取り扱いに注意すること。

7. ツアー中止後の手続き

7-1. 再利用券の発券と利用について

1) 再利用券について

ヒグマ出没等により利用中止になった場合など、立入り者の責でなく利用が完遂できなかった場合、再利用券の発券を行っている。これは、認定手続きが完了している場合には規則上、手数料は返還できないためである。

2) 発券について

指定認定機関事務実施規程により、再利用券の発券は下記の基準により行う。

- ① 認定手続きが完了しているにも関わらず、立入りができなかった場合や退出を余儀なくされた場合。具体的には、ヒグマ活動期にはツアーが成立せず返金対象となる場合。
- ② 立入り認定者（ヒグマ活動期においては登録引率者）からの要望に基づき発券する。
- ③ 再利用券は、利用中止になった同日中に限り、受付窓口にて交付する。
- ④ ヒグマ活動期においては、登録引率者には再利用券を発券しない。これは、中止になった場合にもレクチャー謝金は発生しており、不均衡を防ぐためである。

3) 利用について

- ① 再利用券は同シーズンに限り有効。ヒグマ活動期/植生保護期の区分はない。
- ② 再利用券は認定者本人の使用を前提としているが、代表者申請の形式をとっているため、再利用券の氏名と使用者の氏名が異なっても使用可能。
- ③ 再利用券は、立ち入りができなかった認定者に対して発券する代替措置、という目的に鑑み、換金・売買などの金券的な取扱いとならないよう留意すること。また、同様の理由により子供2枚を大人1枚として利用、またはその逆のような使用はできない。
- ④ 再利用券と他の支払方法の併用は可能。ただし、支払いを分けて処理する必要があるため、子供のみ再利用券の使用はできない。これはシステムの仕様が、子供は必ず大人の引率とセットとなっていることを前提に作られているため、小人のみの予約データを作成できないためである。

例) 参加者9名の場合

x 不可： (大人8名は~~レ~~払い、小人1名が再利用券)

○ 可： (大人7名は~~レ~~払い、大人1名と小人1名が再利用券)

7-2. ヒグマ出没によるツアー中止に伴うツアー枠の再振り分け

ヒグマ遭遇後の自動再開がある場合、再立入の優先順位については次の①～③の順とする。

- ① 再開時間の20分前までに立入予約が入っていたツアーを、再開後の空き枠の初回から自動的に割振りし、予約時間を移動する。
 - ② ①の作業を終えた後、空き枠が残っている場合、立入認定・許可手続きが終了した時刻が遅い順に、ツアー不成立（となる五湖まで至らなかった引き返し）のツアーまでを順に自動的に割振りする。
 - ③ ②の作業を終えた後、まだ空き枠が残っている場合、当日受付カウンターへの連絡の先着順により利用枠の予約を入れることができることとする。
- ※ ①、②については自動的に割振りしますので、割振られたツアーを中止にする場合には、当日受付カウンターにキャンセルの依頼をすること。
- ※ 再立入時の人数変更についても当日受付カウンターに知らせること。

(例)

班名	出発時間	班名	出発時間
1	8:10	10	10:00
2	8:20	11	10:20
3	8:30	12	11:00
4	8:40	13	11:20
5	8:50	14	12:00
6	9:00	15	12:40
7	9:10	16	13:20
8	9:20	17	14:00
9	9:30		

8:50 5班ツアー出発
9:00 6班以降 順次出発
↓
9:20 5班ヒグマ遭遇 ツアー中止
↓
↓2時間後自動再開
↓
11:20 13班ツアーから再開

1) 増枠しなかった場合

- ① 再開時間の20分前までに立入予約の11:00出発12班は再開後の空き枠11:40に自動的に予約時間移動
- ② 12:20、13:00、13:30の空き枠には4班→3班→2班の優先順位で自動的に予約時間移動。
- ③ 13:40、13:50、14:10、それ以降の空き枠には先着順で予約可能。

2) 増枠(10分間隔でツアー造成)した場合

- ① 再開時間の20分前までに立入予約の11:00出発12班は再開後の増枠11:30に自動的に予約時間移動
- ② 11:40、11:50(増)、12:10(増)の空き枠には7班→6班→5班の優先順位で自動的に予約時間移動。
- ③ 12:20 4班、12:30(増) 3班、12:50(増) 2班、その後の空き枠には先着順で予約可能

8. 緊急時の対応

1) 怪我人の発生など緊急時には、緊急事態を宣言するなど、第2章に沿った初動を行うこと。本部では救急車の要請、留守本部、関係機関への連絡などのサポートを行う。

2) 無線対応は基本的に本部を通じて行うこととするが、登録引率者間での直接の連絡が必要な緊急用件について、登録引率者間での無線連絡を可とする。

目の前の他のグループにヒグマが接近しているので知らせたい等の緊急時を想定しています。

3) 他の登録引率者が無線を使う際は、緊急対応の無線を妨害することのないよう注意すること。

4) 本部の判断によりツアーを中止する場合がある。

5) ヒグマと遭遇した登録引率者以外がツアーの中止判断をする場合がある。

基本的にはヒグマ遭遇時の中止・継続判断は遭遇したツアーの判断とするが、ヒグマに直近のツアーの登録引率者以外の登録引率者が状況に応じて中止判断を行うことができる。

第2章 トラブル発生時の対応マニュアル

本章は、ヒグマ事故や傷病者等発生時の具体的な対処方法について解説する。

1. 初動対応について

1) 初動対応とは

初動対応のマニュアルは、登録引率者が事故発生を認識した際から、要救護者が一次救護施設（病院等）に搬入されるまでの間の現場の行動および連絡体制を記述し、フローとチェックリストで表現したものである。

2) 初動対応マニュアルの目的

- ① 同行者および他のグループに対し二次的な被害を発生させないこと
- ② 救護者の肉体的、精神的被害を最小限に留めながら適切な救護施設に搬送すること

3) トラブルの区分

想定されるトラブルの区分を、制度開始から6年間に発生した事例（資料編「知床五湖ツアー中の傷病者発生事例」）を踏まえ表2-1の通り整理する。なおトラブルが発生した場合は、いずれの区分であっても当該ツアーを中止する。

表2-1. トラブルの区分

		緊急度	応援	当該ツアー	他ツアー
事故	緊急事態	高 ↑	必要	中止	中止
	応援要請		必要	中止	継続
軽微なトラブル		低 ↓	不要	中止	継続

これまでのヒグマ活動期の地上遊歩道における傷病者発生事例9件中4件については、応援要請をし、当該利用者を応援者に託した状態でツアーを継続しており、これら事例は上記区分には当てはまらず、本来望ましくない。

4) 事故発生とは

登録引率者が自力でのツアー継続、五湖F Hへの帰還が不可能になった時を指す。当然、登録引率者本人の体調不良や傷害による継続不可能状態も含まれる。

このように第三者の手助けや介助が必要な状態の場合は、状況を本部に伝えた上で当該ツアーを中止し、応援を要請することができる。

5) 緊急事態とは

事故のうち、ヒグマに関するトラブルなど当該ツアー以外のツアーにも危険が及び得る場合や、緊急性が高く関係者による全面的なサポートが必要な場合は、緊急事態を本部に宣言する。緊急事態が宣言された場合は、全ツアーを中止し、適切な対応を講じる。

当該ツアーの登録引率者をはじめとして、五湖F Hや当該ツアー以外の登録引率者等は、個々の判断に応じて緊急事態を宣言できる。

6) 事故のうち、応援要請のみで対応できる場合

事故のうち、利用者の腹痛や気分の悪化、ねんざといった、緊急事態を宣言するほどではないが第三者の手助けや介助が必要な状態の場合は、状況を本部に伝えた上で当該ツアーを中止し、応援者と共に退出する。なお、この場合の第三者は五湖F Hを想定し、他ツアーは継続した状態で対処を行う。

7) 軽微なトラブルの場合

利用者の腹痛や気分の悪化、ねんざといった軽微なトラブルにおいて、早急に退出すべきだが第三者の手助けや介助が不要な状態を示す。状況を本部に伝えた上で当該ツアーを中止し、自力での退出を行う。

8) 事故時の心構え

傷害や疾病等の事故発生時は、多様な問題が一度に生じると考えられる。登録引率者は、冷静に状況を把握し、必要な処置の手順を組み立て、行動することが求められる。五湖地上遊歩道は、遠く人里離れた遠隔地ではなく、連絡手段も確保されている。初動を誤らず、救護を要請することが肝要である。最も重要な心構えとしては、以下の3点である。

- ① 登録引率者自らが落ち着き、冷静さを維持すること
- ② 事故者以外の安全を確保すること
- ③ 事故状況を的確に把握し、必要な支援を要請する勇気を持つこと

7) 事故時対応の役割分担

本制度において、1 グループに複数の登録引率者が同行することはほとんどなく、緊急事態の発生時において、単独で対応にあたることは困難が予想される。例えば、事故者へのケアと他の同行者へのケアを同時に行うことは不可能であろう。一方、同時に発生する多様な問題に対処するためには、制度の利点である、関係者全体の協力関係を活かすべきである。初動対応における関係者に期待される役割分担を図2-1にまとめた。

また、登録引率者本人が行動不能になる等、事故対応が不可能な状況に陥った場合も、関係者の連携によって対応しなければならない。

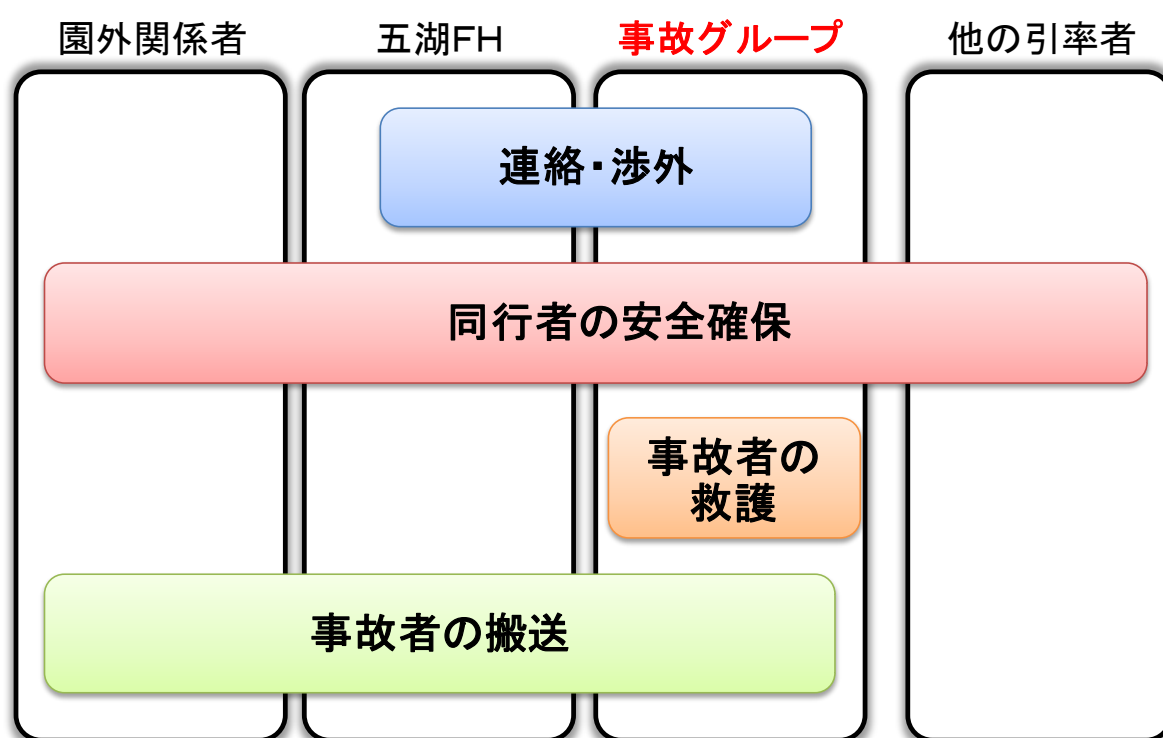


図2-1. 事故初動時における関係者の協力・連携

2. 初動対応における連絡体制

初動対応における連絡体制を図2-2に示した。また、連絡体制構築に必要な下記様式については、第3章に掲載した。

- 登録引率者留守本部登録表 (第3章 様式5)
- 初動対応連絡フロー (第3章 様式6)
- 緊急連絡先一覧 (第3章 様式7)

1) 登録引率者実施事項 (第3章 様式8)

① 事象の把握

まず、優先されることは、事故の状況を的確に把握することと、同行者の安全を確保することである。

- ・ 時間と場所 (地点名)
- ・ 事故の内容と状況 (クマ/疾病/転倒等によりどうなったか)
- ・ 事故者の人数、氏名、年齢、性別、容態、傷病の程度、必要により血液型

② 同行者の安全確保

同行者は、事故や傷害の発生により大きく動揺すると考えられる。特に、ヒグマによる事故等の場合はなおさらであり、相手が動物であることから状況は刻々と変化する。パニックの発生やパーティーの離散は事故を拡大する懸念がある。同行者を集合させ、安全な場所への誘導と精神的な動揺を鎮め、単独行動を禁止する。場合によっては、事故者と同行者を隔離することも検討すべきである。

③ 本部への連絡

登録引率者は、①②の措置を講じ安全を確保した後に、事故状況を本部に連絡しなければならない。緊急を要する事態であれば緊急事態を宣言する。

※当事者以外による緊急事態宣言

事故発生時には、グループが混乱・分裂したり、登録引率者が人事不省となる状況も想定されるため、緊急事態宣言は、事故の当事者以外も宣言することができる。

この場合にも、上記事項を可能な範囲で五湖FHに伝える。

※登録引率者間の支援

多くの場合、最も早く事故グループにアクセスすることができるのは、他の登録引率者であろう。こうした事情を鑑み、登録引率者は、同時間に引率を実施している他の登録引率者に対し、応援を要請することができる。応援の内容は、同行者の安全確保と誘導が想定される。また、応援要請は他のグループの構成や間隔を把握している本部経由で行うべきである。応援は自身のグループの安全確保が可能な範囲で実施しなければならない。

④ 応急処置・救命救急

登録引率者は、事故者に対しできる限りの救命救急を実施する。救命救命については、前章で解説したリスクアセスメントを参照し、より重要性の高い処置法について習得すべきである。

⑤ 救助と搬送

救助と搬送にあたっては、自力歩行が不可能な場合には外部からの応援を呼ぶことが現実的である。五湖F Hには担架の用意があるが、成人 1 名の搬出には最低でも 3 名の人員が必要と考えるべきである。また、大量の出血や脳梗塞の疑いがある場合等は、いたずらに搬出を急がず、専門知識を持つ救助隊の到着を待つ方がよい場合も考えられる。専門の救助隊にもまた、ヒグマ対策スタッフの動向が望ましい。

2) 五湖F H (現地本部) 実施事項 (第 3 章 様式 9)

① 事故情報の聞き取り

無線を用いて、救護のために必要な事故情報を聞き取る。聞き取りは、指定の様式を用いることで聞き漏らしや重複を避け、簡潔に行う。

② 救援方針の決定

本部は事故情報と登録引率者からの要望に基づき、救護・搬送方針を決定する。

③ ツアーの中止

緊急事態が宣言された場合、全ツアーは原則中止とし、五湖F Hでの受付を停止する。

④ 関係機関への連絡

フローに基づき、事故発生 of 第一報の連絡および救護要請を行う。連絡・報告は 1) 2) の内容を過不足なく端的に伝える。特に、当該ツアーの留守本部 (緊急連絡先) および管理責任者とは密接なやり取りが必要となるため、専用のホットラインを開設することが望ましい。

⑤ 事故の記録と現場の保存

事後的な検証や保険等の請求、警察等からの聴取等を想定し、事故情報の記録に務める必要がある。時系列に沿って発生した事象と連絡記録を可能な限り残すべきである。これは、事故グループも可能な限り実施することが望ましい。

また、事故現場は可能な限り保存すべきである。特に、事故処理に関わらない者の立ち入りは慎むべきである。

3) ツアー事業所（留守本部）実施事項（第3章 様式10）

① 事故情報の共有

チェックリストに従い、必要な事故情報の共有を速やかに行う。特に、事故者情報や搬送先に関する情報は重要であり、同一のフォーマットを用いて情報交換を行うことが望ましい。また、事故者に関わる個人情報等がある場合は速やかに提供する。

② 参加者情報の提供

当該ツアーの参加者情報や契約情報等を五湖F H本部及び環境省ウトロ自然保護官事務所に提供する。特に、参加者の住所氏名や家族への連絡先の共有は重要である。

③ 事故者および同行者への初期対応

医療機関等へ搬送された場合、当該登録引率者と事業所は、必要に応じて事故者本人への随行と同行者への対応を行う必要がある。事故グループが家族旅行等の場合は、事故者に付き添う場合と現地に留まることが考えられ、人的余裕のない場合は、現地対策本部がこの対応の一部を担うことも考えられる。

④ 旅行会社・家族等への連絡

事故者が旅行会社等との間に旅行契約がある場合は、旅行会社や添乗員等への連絡・説明が必要になる。また、事故者の保護者や家族等への連絡も必要である。これらの連絡先と連絡内容は可能な限り記録することが望ましい。

<留守本部の位置づけに対する課題>

- ・ 登録引率者の大半は単独や数人の事業所に所属しており（平成29年3月現在）、上記留守本部の機能は果たせていない。このため、留守本部を設けられない登録引率者への互助体制の確立が必要である。
- ・ 五湖F Hの当日受付カウンターを通じツアーに参加した当日参加者の情報を留守本部はツアー催行中把握できない。また、小ループツアーの留守本部について不明瞭であることから、当日参加者に対する留守本部の扱いについて整理が必要である。

4) 管理責任者実施事項

① 事故情報の共有

現地本部からの通報を受け、事故情報を管理者間および関係行政機関で共有する。また、当該事業所および現地本部と連絡をとり、必要なアドバイス・指示を行う。

② 事故対策本部立ち上げの判断

事故の重大性に応じ、事故対策本部立ち上げの判断を行う。対策本部の立ち上げについては、次項において解説する。

③ ツアー再開についての判断

事故の影響が小さく、対策本部も不要となった場合、速やかにツアー再開についての判断を行う。

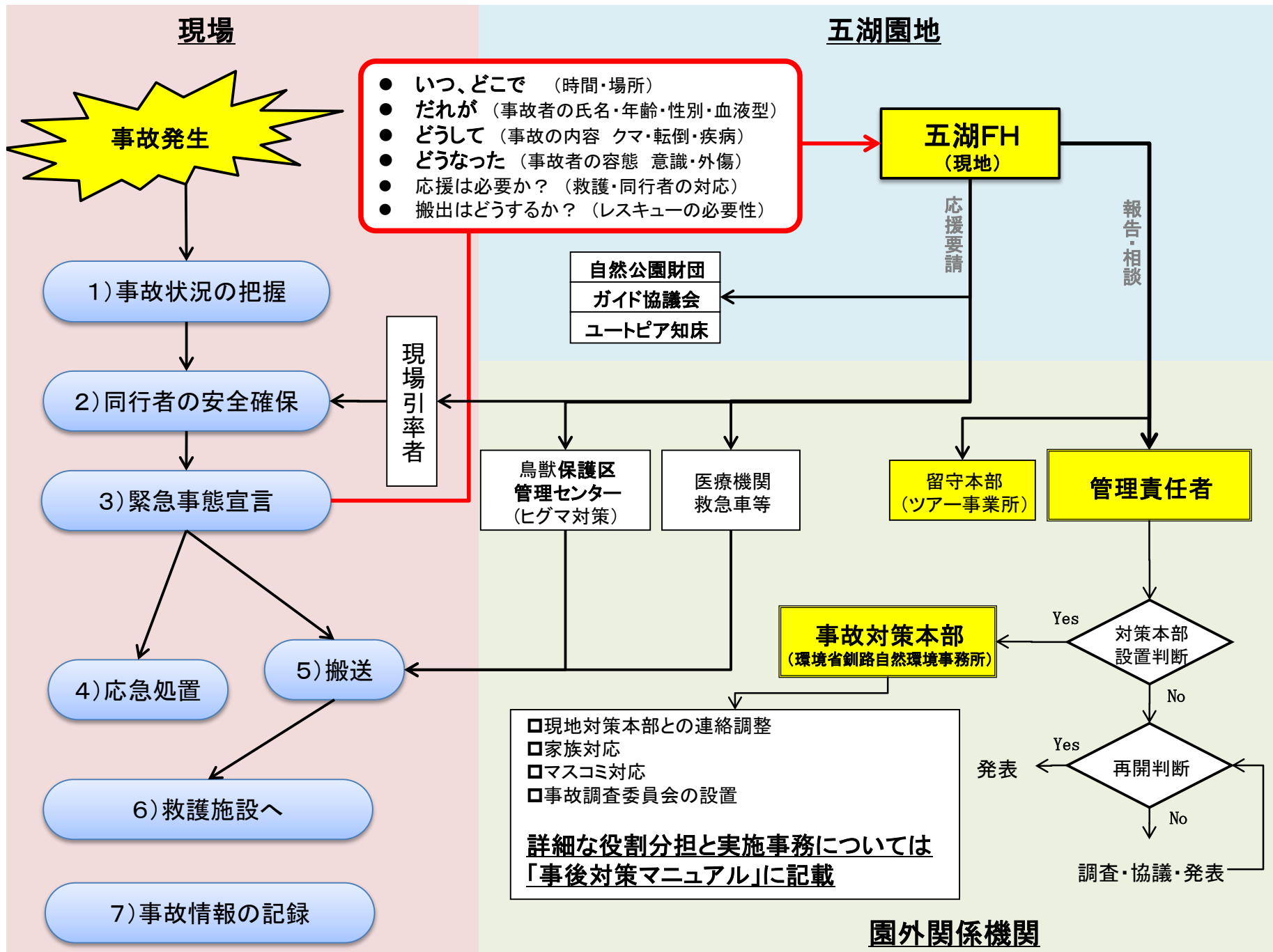


図 2-2. 事故対応フロー

3. 事後対応

1) 事後対応とは

事後対応とは、一次救護の終了から開始される対応全般を指す。主に事故対策本部に集約されて実施される事項である。事故対策本部は事象の重大性によって管理者により設置判断がなされる。

2) 事後対応の目的

- ① 事故を収束させ、制度を常態に復帰させること
- ② 知床全体に対する二次的な被害（風評被害等）を防止すること
- ③ 原因を究明し、社会的な責任を果たすこと
- ④ 被害者に対する適切なケアを実施すること

3) 事後対応の原則と心得

① 情報の一元化と統制

事故に関する情報の受発信は、事故対策本部に一元化する。関係する登録引率者、事業者、関係者は各々の判断で行動したり情報を発信したりしてはならない。全ての情報と権限は事故対策本部長に集中する。

② 役割の分担と一貫性

事故対策本部では多岐にわたる作業・連絡・調整に対応するため、役割を分担し担当をあらかじめ決定する。特定の担当者が一貫して担当することで、情報の混乱を防ぎ、対外的な信頼性を担保することができる。

③ 誠意

事故者本人やその家族、マスコミ等への対外的な対応においては、誠意ある態度と行動が重要である。誠意ある対応は事態の悪化を防ぎ、場合によっては争い事をなくしたり、緩和したりする効果が期待できる。

誠意とは謝罪や金銭的な補償など特定の行為のみを指すものではない。事故対策本部が下記のような事項について当事者意識をもって行うことが「誠意」の総体と考えられる。

- ・ 法的責任や過失が明確になった場合には、心から、繰り返し謝罪を行う。これらが不明な段階においては、事実関係を速やか説明し、事態を厳粛に受け止める。
- ・ 事故の原因の究明
- ・ 再発防止のための対策立案と実施、これを条件とした利用の再開
- ・ ①～③についての具体的な情報の公開
- ・ 金銭的な補償
- ・ 上記の迅速な実行

4. 事故対策本部

1) 設置の判断

事故対策本部設置の判断は、事故の規模や社会的影響等を勘案し、管理責任者の判断により行う。

2) 場所と設備

事故対策本部は、原則として環境省釧路自然環境事務所に設置し、所内の諸施設を活用する。事故対策本部は10名程度が作業のできる閉鎖スペースとし、インターネットに接続されたPC数台とプリンタ、最低でも3回線以上の電話、ファックス、テレビ、ラジオ、情報を共有するための大型のホワイトボードを必要に応じて設置する。また、マスコミ等の部外者が待機できる応接、会見用の部屋を別途用意する。

3) 指揮命令系統（第3章 様式12 事故対策本部指揮命令系統）

事故対策本部の指揮命令系統は図2-3の通りとする。事故対策本部長は速やかに必要な関係者を招集し、事故対策本部を構築する。

事故の初期段階においては、現地本部である五湖F Hと当該ツアーの登録引率者およびその留守本部が先行して初動対応にあたっているため、両者は初動対応が終了次第、必要な情報をすべて持参し事故対策本部に合流する。

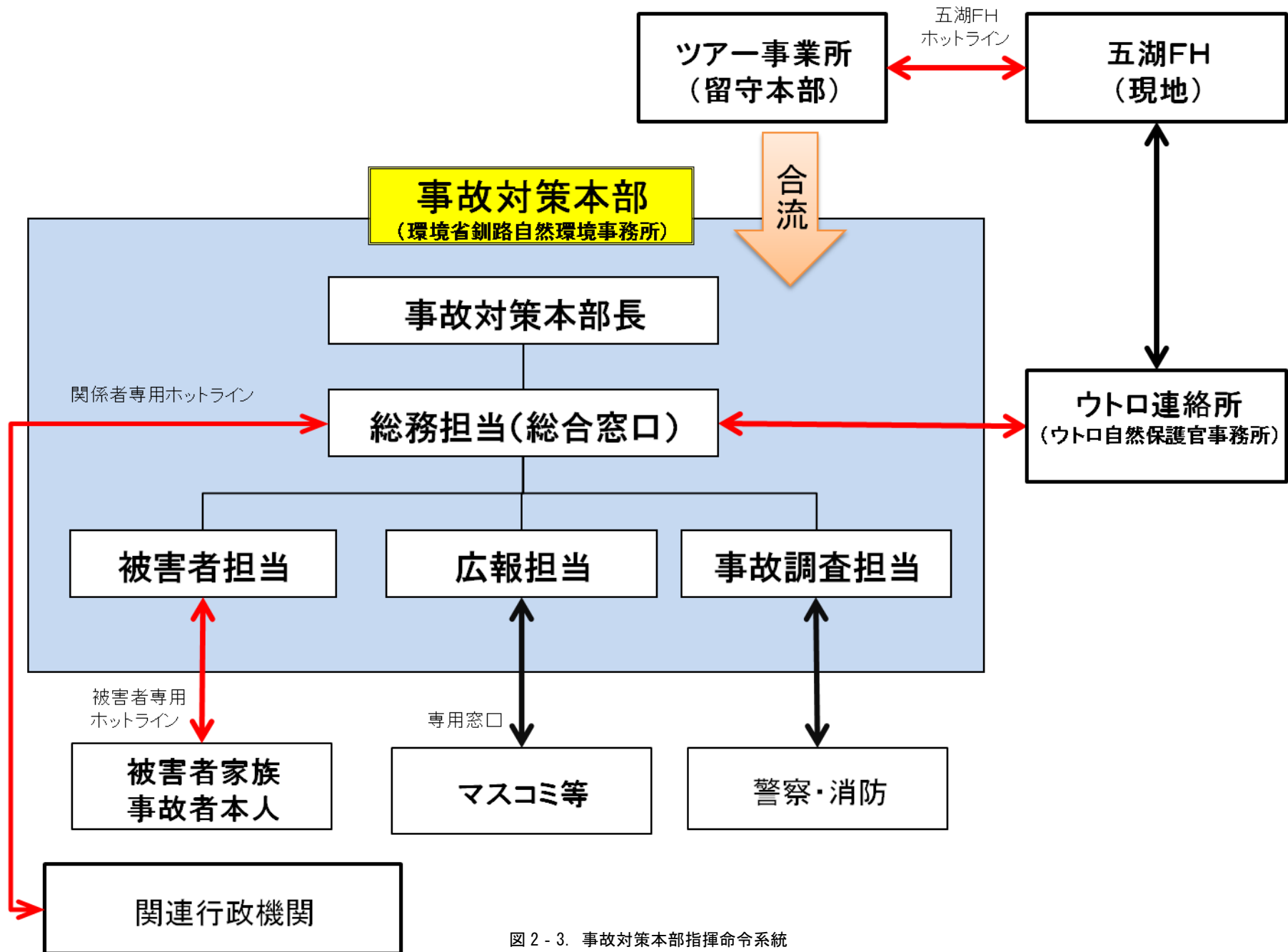


図 2 - 3. 事故対策本部指揮命令系統

4) 各担当の役割

① 事故対策本部長

基本的に事故対策本部詰めとし、すべての情報が本部長に一元化される体制とし、全体の指揮をとる。

② 総務担当（窓口・記録）

本部長の補佐と事故対策本部の構築と統括を行う。

- ・ 関係行政機関との連絡調整を担う。重要な行政機関とのやり取りについては、代表電話がパンク状態になる恐れがあるため、携帯電話等を使用し常時連絡可能な状態にする。
- ・ 公開された代表電話からの問い合わせ等に対応し、情報の収集と各担当への振り分けを行う。
- ・ インターネット、テレビ、新聞等で発信された事故情報を収集、記録する。
- ・ 事故対策本部の活動や情報の受発信を記録、共有する。

③ 被害者担当

長期間にわたる可能性のある被害者本人、その家族との対応を行う。

- ・ 事後対応を含めて被害者本人及び家族との連絡窓口となる責任者を選任し、被害者との連絡は責任者が一貫して行うように心がける。複数の主体とのやり取りは、被害者を混乱させる要因となる。被害者が複数の場合は、家族ごとに責任者を置くことも考慮する。
- ・ 被害者家族とは常に連絡可能な状態を構築する。一般に公開されていない携帯電話等をホットラインとして開設し、つねに対応可能な状況とする。
- ・ 被害者担当の責任者を通じて整理された情報を随時提供し、被害者家族の心理的安定に努める。
- ・ 場合によっては、医療機関や被害者自宅等へ担当者を派遣する。
- ・ 金銭的な補償が必要となる場合には、保険会社との連絡・交渉等を行う。
- ・ 旅行会社・代理店等が関係する場合、これらとの折衝を行う。

④ 広報担当

マスコミ等報道機関への対応に加え、独自の情報公開を行う。広報担当実施する下記業務については、次項において別途詳説する。

- ・ 事故情報の公開
- ・ 報道機関への説明・記者会見
- ・ 情報の統制とマスコミ・報道機関の整理
- ・ 自主的な情報公開、プレスリリース

⑤ 事故調査担当

事故における原因の究明と現場の検証を行い、再発防止と利用再開の検討を行う。場合によっては、警察等との連携の上、調査を実施する必要がある。

- ・ 登録引率者、同行者等、指定認定機関等への事故情報の聞き取り
- ・ ヒグマによる事故の場合は、各種モニタリングデータ等を収集すると同時に専門家への聞き取りを行うのが望ましい。
- ・ 現場の検証を実施する。現場検証については、当事者に加え、専門家等の第三者の同行が望ましい。
- ・ 事故原因の究明と再発防止策の策定を行い、制度の再開について検討するための基本情報を整理・提供する。
- ・ 事故調査報告書の作成を行う。報告書は、一通りの情報収集が終了した段階で中間報告書を作成し、その後最終報告書として取りまとめ、公開する。

5. 危機管理広報と説明責任

本項では、事故対策本部における広報担当の役割を「危機管理広報」とし、その実施概要と配慮事項について具体的に解説する。

1) 危機管理広報の考え方

危機管理広報は、不要な憶測の拡散や風評被害を防ぐ上で重要である。また、制度の信頼性を保持し、社会的責任を果たすためにも、事故に関する情報は正しく公開しなければならない。事故情報は、時にネガティブな内容や制度にとって不利な内容を含む。これらを含め事故情報は正確に記録され、確定的な内容について公開することが、結果的には地域全体にとっても有益である。意図的に情報が改ざんされたり隠ぺいされたりすることがあってはならない。

一方で、事故の発生がマスコミ等の知るところとなると、問い合わせ等が殺到し、現場や対策本部がパニック状態になり、電話等の連絡通信手段がパンクすることも想定される。こうした事態を予防し、統制のとれた情報を一元的に発信する体制を整える必要がある。

2) 危機管理広報実施体制

① 情報の発信場所の一元化

現場や事業所にマスコミ等が押し寄せ、混乱する事態を防ぐために事故に関する情報の発信は、事故対策本部に一元化し、誘導する。事故対策本部においては、マスコミ等の控室および会見場所を別途設置し、そこでの対応を行うこととする。

② 連絡先・担当の一元化

公開された代表電話がマスコミ等からの問い合わせにより、パンクする事態を防ぐため、専用の窓口を開設し、誘導する。

3) 危機管理広報の配慮事項

① 私的・個別の情報発信の禁止

出元の不確定な取材に端を発する報道が、あたかも確定情報のように世間にメディアを通して流されてしまうことがあるので注意が必要である。憶測や風評を防ぐため、関係者は事故に関して個別的な情報発信を行わない。また、事故に関する私的な外部との通信も控える。事故の被害者や登録引率者等、当事者は直接取材を受けない。

② 個人情報の取り扱い

被害者等個人情報の取り扱いに注意する。

③ 迅速な対応

情報公開は、迅速に行う。事故原因や責任問題の整理を待つと、情報の公開が大幅に遅れるが、これは外部からの不要な疑念を招くこととなる。確定した事実関係から順に速やかに情報を公開すべきである。

4) 記者会見

① 実施体制

情報の発信は、記者会見において実施する。まず、把握している事実関係の説明を目的として第1回目の記者会見の時間をなるべく早く設定する。

② 参列者

記者会見の参列者は、事故対策本部長・広報担当責任者とし、必要に応じて現場関係者やツアーを実施した事業者、専門的な知見を有する者を加える。

③ 資料の準備

説明が必要と想定される情報については、事前に資料としてまとめ、配布することが望ましい。具体的には、五湖の制度の概要や地図・写真、事故概要の記録等である。

④ 説明・質疑の際の注意点

服装や身なりに注意する。話し方や目線にも配慮し、当事者意識を忘れない態度で対応する。確定した事実と不確定の要素を分けて整然と説明する。過失の有無や責任の所在については安易に判断せず、事故の結果については厳粛に受け止め遺憾の意を表す。

説明は原則として1名が首尾行う。質疑については進行役を立て、回答するものを割り振る。横並びで相談したり、回答をたらい回しにすることは避け、不明点については持ち帰り、事後説明の機会を約束する。

5) ウェブサイトを通じた情報発信

事故情報に関する発表資料や事故調査報告書等は、適当なウェブサイトを通じて公開する。また、再開の見通しについても随時情報発信を心がける。

第3章 事前の準備と危機管理計画の作成（様式等）

本章では、第1章および第2章における解説を基に、登録引率者および関係諸機関が作成・共有し、携帯、活用する様式を掲載する。掲載する様式と用途を表3-1にまとめる。

表3-1. 作成様式の用途と内容

様式	用途・説明	作成・携帯			
		登録引率者	（事業所） 留守本部	指定認定機関	管理責任者
様式1 簡易リスクアセスメント作成表	簡易にリスクを見積もるためのワークシート	○			
様式2 ツアー実施前のチェックリスト	ツアー実施前に登録引率者が確認すべきチェックリスト	○			
様式3 ツアー参加申込み書の例	申し込み受付時の記入用紙	○	○		
様式4 登録引率者標準装備表	登録引率者の装備表	○			
様式5 留守本部登録票	事故発生時の第一報の連絡先である留守本部の登録票	○	○		
様式6 初動対応フロー	事故発生時の連絡フロー	○	○	○	○
様式7 緊急連絡先一覧	関係機関の緊急連絡先一覧	○	○	○	○
様式8 事故発生時チェックリスト（登録引率者）	事故発生時における登録引率者の実施事項	○			
様式9 事故発生時チェックリスト（五湖FH）	事故発生時における指定認定機関の実施事項			○	
様式10 事故発生時チェックリスト（留守本部/事業所）	事故発生時における留守本部の実施事項		○		
様式11 傷病者発生対応記録	傷病者発生時における記録様式	○		○	
様式12 事故対策本部指揮命令系統図	事故対策本部の指揮命令系統図	○	○	○	○

※利用者の人数や構成に不安がある場合、季節の変わり目等を実施することで、引率実施の助けになる。

手順

- ①それぞれの評価基準(自分で書き加えてもよい)について、想定されるリスクを「高い」「通常」「無視可能」の3段階で評価
- ②それぞれのカテゴリーにすべて「高い」の評価が1つ以上ついた場合には、リスク軽減措置が必要
- ③評価点が「高い」がついた項目について具体的な軽減対策を措置

評価基準	リスクの見積もり	リスク軽減対策
	高い・通常・無視可能	
①ヒグマ等動物のリスク		
目撃情報の多寡		
痕跡・誘因物の多寡		
繁殖期等の生活サイクル		
ハチ等ヒグマ以外の動物		
②遊歩道と気象条件		
大雨・強風		
降雪・残雪		
ぬかるみ・濡れが激しい		
注意報・警報が出ている		
③参加者理に起因するリスク		
70歳以上高齢者の人数		
乳幼児・児童の人数		
特定の健康不安がある		
外国人がいる		
引率人数が多い		
④その他()		
総合評価	「高い」の総数	実施の判断・対策の必要性

準備段階での実施事項**危機管理計画の作成**

- 危機管理計画は作成したか？
- 留守本部との情報の共有は図れているか？
- 緊急時連絡先は把握しているか？

救急処置のトレーニング

- 救急処置の講習は受講したか？
- 十分なトレーニングを行ったか？

保険の加入

- 傷害保険・賠償責任保険に加入しているか？
- 保険の契約条件は確認しているか？
- 担当者の連絡先は把握しているか？

参加者情報の把握

- 参加者の個人情報把握しているか？
- 留守本部と共有しているか？
- 参加者に事前の注意事項、持ち物を説明したか？

装備の用意

- 装備リストをチェックし、持参したか
- 期限やバッテリーを確認したか
- 留守本部と共有しているか？

(自由記入)

実施段階での実施事項

気象状況の把握

- 気象情報は把握したか？
- 警報・注意報は発令していないか？

フィールド情報把握

- ヒグマの最新情報は把握したか？
- 遊歩道情報は把握したか？

参加者の把握について

- 健康状態を把握したか？
- 体力・年齢・態度に問題はないか？
- 個人情報把握しているか？
- 服装等のチェックはしたか？

事前レクチャーの実施

- 事前レクチャーの説明を充分に行ったか

(自由記入)

知床五湖ヒグマ活動期散策ツアー参加申込書

知床五湖散策のツアー参加に当たり、保険の手続きを含めた安全管理および運営管理上、参加申込書及び同意書の提出が必要となります。必要事項を参加者一人ずつご記入下さい。お申し込みの際は、別紙注意事項を必ずお読みください。

フリガナ 代表者氏名		年齢	性別	生年月日 19 年 月 日
			男・女	血液型
連絡先 現住所	〒		電話	
			携帯	
参加内容	参加日： 年 月 日 ツアー開始時間 :		参加 人数	
緊急連絡先	氏名	続柄	電話：	
			携帯：	
健康上の 留意点等				

=====参加者注意事項=====

ヒグマ活動期の散策ツアーは、自然環境の中で実施されるものであり、ヒグマの出没をはじめとした様々な危険が伴います。そして万全の安全配慮をしても不測の事態により事故やケガが生じる可能性があります。運営スタッフは予想される事故やケガなどの危険回避を含めた、できる限りの安全配慮・確保に努めます。参加者自身も引率者の注意やアドバイスを注意深く聞き、実践する努力をし、できる限りの安全配慮に努める必要があります。

また、参加者は当日の体調を含め、疾病・持病・障害・妊娠など健康上の留意点がある場合には、あらかじめ引率者に申し出る必要があります。

上記申し込み事項に記載されている個人情報、保険手続きおよび主催者からの連絡以外に使用しません。ただし、事故発生時等の緊急性がある場合は情報を開示する必要があることをあらかじめご了承下さい。

=====署名=====

私はこのツアーに参加するに当たって参加注意事項を理解し、同意した上で署名します。

_____年 月 日

登録引率者基本装備表

品目	重要度	備考
1.衣類		
雨具	◎	上下セパレート
防寒着	○	予備含む
手袋・グローブ	◎	予備含む
帽子	◎	防寒・作業用
靴・長靴	◎	
スパッツ・ゲイター	△	必要により
2. 通信・記録		
業務用無線	◎	FH 貸出し
携帯電話	○	
カメラ	△	情報記録用
3. 行動用具		
バックパック等	◎	30L 程度
トレッキングポール	△	必要により
4. 小物等		
ポリタンク・魔法瓶	◎	飲料用と洗浄用
コンパス・ホイッスル	○	首に下げるなど
ナイフ	○	
ヘッドランプ	◎	予備電池含む
時計	◎	
メジャー	△	足跡計測等
筆記具・メモ	◎	要濡れ対策
タオル・てぬぐい	○	
ウェットティッシュ	△	
防虫スプレー	△	
5. 危急時対応		
クマスプレー	◎	期限確認
ハチノック	○	季節により
エマージェンシーシート	○	保温用
五湖マップ	◎	
保険証写し	◎	
事故対処マニュアル	◎	

品目	数量	備考
6. ファーストエイドキット		
三角巾	2	
滅菌ガーゼ	適	多め・大き目
テーピングテープ	2	大小2巻程度
包帯	2	大小2巻程度
消炎湿布剤	適	スプレー可
ラテックス手袋	2	超薄手
生理用ナプキン	適	
ポイズンリムーバー	1	
ピンセット・毛抜き	1	
はさみ	1	包帯等切断用
絆創膏	適	大小混ぜる
人工呼吸用マウスピース	1	感染症防止
サム・スプリント	1	万能添え木
キネシオテープ	1	筋肉保護
7. 自主記入欄		
8. 五湖 FH 常備品		
担架（ベンチ型）	1	
担架（シート状）	1	
AED	1	
ファーストエイドキット	1	
車いす	2	
毛布	2	

留守本部登録表

____年 ____月 ____日現在

1. 本人情報			
ふりがな 氏名			年齢
生年月日	西暦 生	年 月 日	血液型 RH + -
電話番号		携帯電話	
自宅住所	〒		
E-mail (PC)		E-mail (携帯)	

2. 所属事業所情報 (下記、3. と同様の場合は記入不要です)			
名称			
電話番号		FAX	
住所	〒		

3. 留守本部/緊急連絡先情報			
名称等			
電話番号		FAX	
住所	〒		
担当者	①	氏名	続柄 個人連絡先
	②	氏名	続柄 個人連絡先

【特記事項等】

1. 管理責任者/指定認定機関		
名称	氏名	連絡先
環境省	ウトロ自然保護官事務所	0152-24-2297 FAX:24-3646
	ウトロ保護官事務所ホットライン	携帯
	担当者1【 】	携帯
	担当者2【 】	携帯
	釧路自然環境事務所	0154-32-7500 FAX 0154-32-7575
北海道	オホーツク振興局自然環境係	0152-41-0630 FAX : 0152-44-3122
	知床分室	0152-24-3577
	担当者1【 】	携帯
斜里町	自然環境係	0152-23-3131 FAX : 0152-22-2040
	担当者1【 】	携帯
	担当者2【 】	携帯
知床財団	知床五湖フィールドハウス	Tel/FAX 0152-24-3323
	五湖フィールドハウスホットライン	携帯 090-8631-8158
	知床自然センター	015224-2114
	鳥獣保護区管理センター	0152-24-2775
	担当者1【 】	携帯
	担当者2【 】	携帯

2. 園内関係者		
名称		連絡先
自然公園 財団	知床支部（遺産センター）	0152-24-3255
	担当者【 】	携帯
ユートピア 知床	本社	0152-24-2306
	五湖パークサービスセンター	0152-24-2299
知床ガイド 協議会	会長【 】	携帯
	担当者1【 】	携帯
	担当者2【 】	携帯
3. 緊急連絡先		
警察 110	斜里警察署	0152-23-0110
	ウトロ駐在所	0152-24-2010
消防 119	斜里地区消防組合 本部	0152-23-2435
	ウトロ分署	0152-24-2110
病院	斜里国保病院	0152-23-2102
	北海道立ウトロ診療所	0152-24-2052
	網走厚生病院	0152-43-3157

事故発生時のチェックリスト(登録引率者)

1. まず落ち着いて！

- 集合させ、ひとかたまりに
- 危険な場所からの避難、隔離

2. 状況の把握と本部への報告

- 緊急事態宣言
- 場所と時刻（いつどこで）
- 事故の要因（クマ・転倒・疾病等）
- 事故者の情報（事故者の氏名・年齢・性別・血液型）
- 被害状況（事故者の容態、意識・外傷）

3. 応急処置

- 安静な体位
- 保温・加温
- 外傷の手当
- 心肺蘇生/AED

4. 搬送

- 搬送方法
- 必要な支援、道具【担架/AED/救急用具】

事故発生時のチェックリスト(五湖FH)

1. 事故情報の把握

引率班	_____班 引率者：_____ 引率数_____名	
事業所		
発生日時	_____月 _____日	_____ :
発生場所	_____湖付近 _____地点付近 【 _____ 】	
事故の概要	クマ・ケガ・疾病・その他	
事故者情報	① 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可]	【 _____ 】
	② 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可]	【 _____ 】
	③ 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可]	【 _____ 】
救護方針	1. 引率者応援 2. 園内関係者での搬送 3. 救急隊による搬送 担架/AED/救急用具	
搬送先		

2. ツアーの中止

ツアー中止連絡

新規受付停止

3. 連絡・報告

119番通報

園内関係者【BES／ユートピア／ガイド協議会】

鳥獣センター

管理責任者【環境省・北海道・斜里町】

✓ 事故情報の共有

✓ 対策本部設置判断

✓ ホットラインの開設

ツアー事業所／留守本部

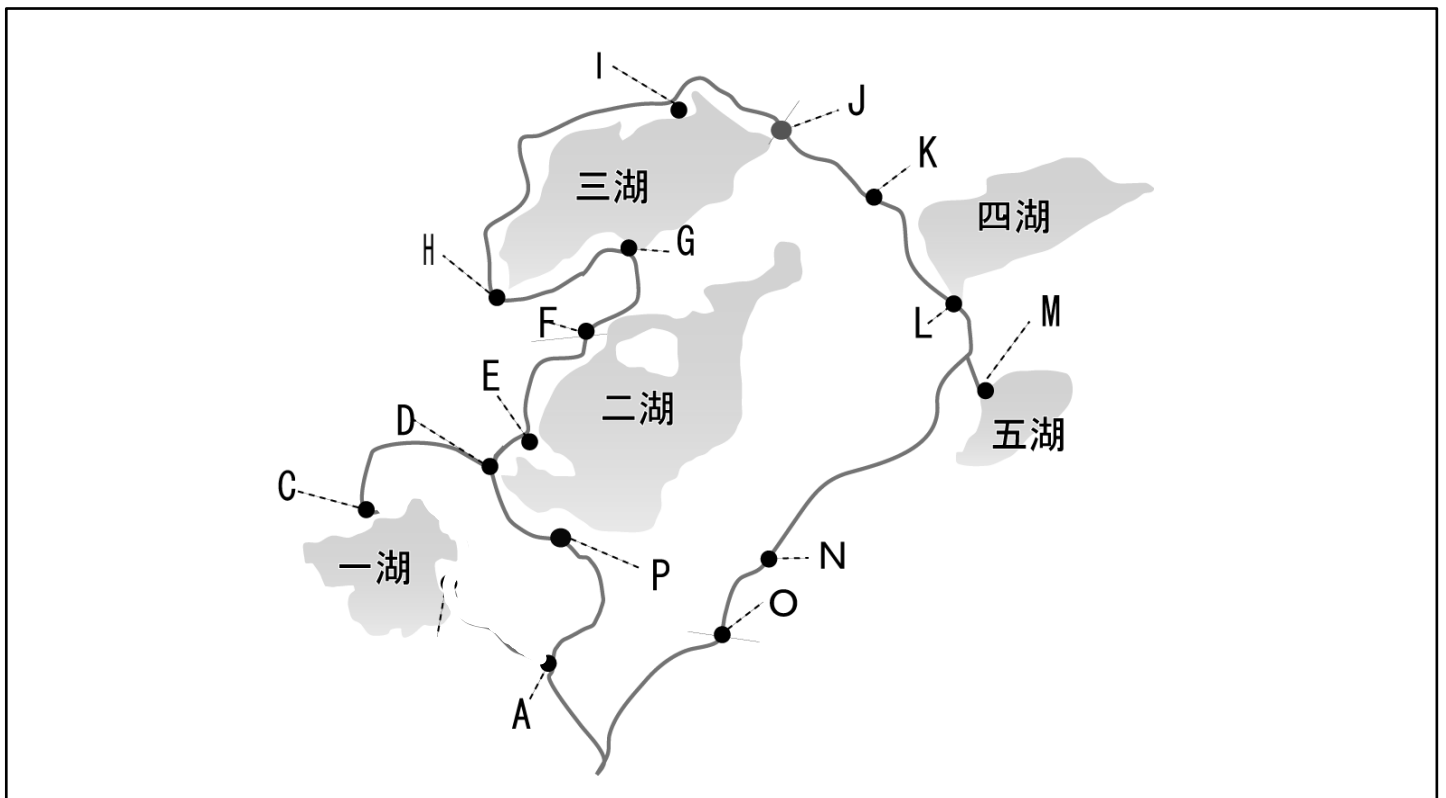
✓ 事故情報の共有

✓ ツアー参加者情報の聞き取り

✓ 事故者への随行、同行者・家族対応等の協議

4. 事故情報の記録

記録者	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	
時 分	



事故発生時のチェックリスト(留守本部/事業所)

1. 事故情報の共有【第 1 報の聞き取り】

引率班	引率者：_____ 引率数_____名	
事業所		
発生日時	_____月 _____日	_____ :
発生場所	_____湖付近 _____地点付近 【 _____ 】	
事故の概要	クマ・ケガ・疾病・その他	
事故者情報	① 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可] 【 _____ 】	
	② 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可] 【 _____ 】	
	③ 氏名_____ 年齢_____ 性別[男・女] 血液型_____	
	意識[あり・なし] 傷害の程度[軽・重] 自力歩行[可・不可] 【 _____ 】	
救護方針	1. 引率者応援 2. 園内関係者での搬送 3. 救急隊による搬送 A E D / 担架 / 救急用具	
搬送先		

3. 傷病者・同行者への初期対応

	担当	対応記録
事故者への対応	Tel:	
同行者への対応	Tel:	

4. 旅行会社・家族等へ初期対応

	担当	連絡・対応記録
家族・保護者等への 連絡	Tel:	
旅行会社等への連絡	Tel:	



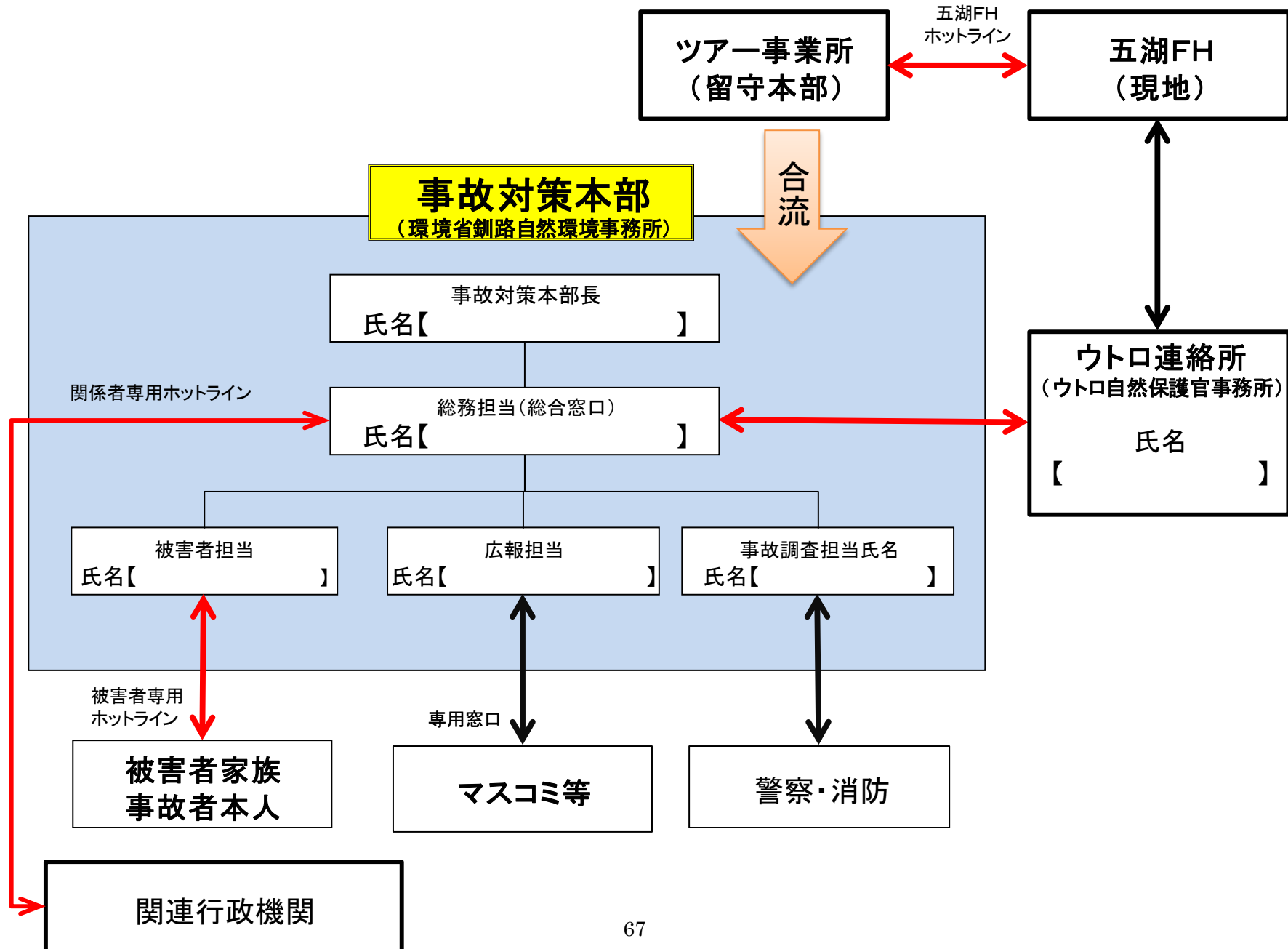
知床五湖FH:0152-24-3323

ウトロ自然保護官事務所:0152-24-3646

傷病者発生対応記録

基本 情報	日時	年 月 日	天候	
	出発時刻	: (____ 班)	発生時刻	
	発生場所			
傷病者	年齢 ____ 性別 [男・女]			
同行者	名 (男性 ____ 名、女性 ____ 名)			
他ツアー参加者	名			
引率者		事業所		
本部対応者		応援体制		
概要				
発生時の状況とその 後の対応	時刻	状況		
原因				
判断				
その後の対応				
その他特記事項				

様式 12 事故対策本部指揮命令系統図

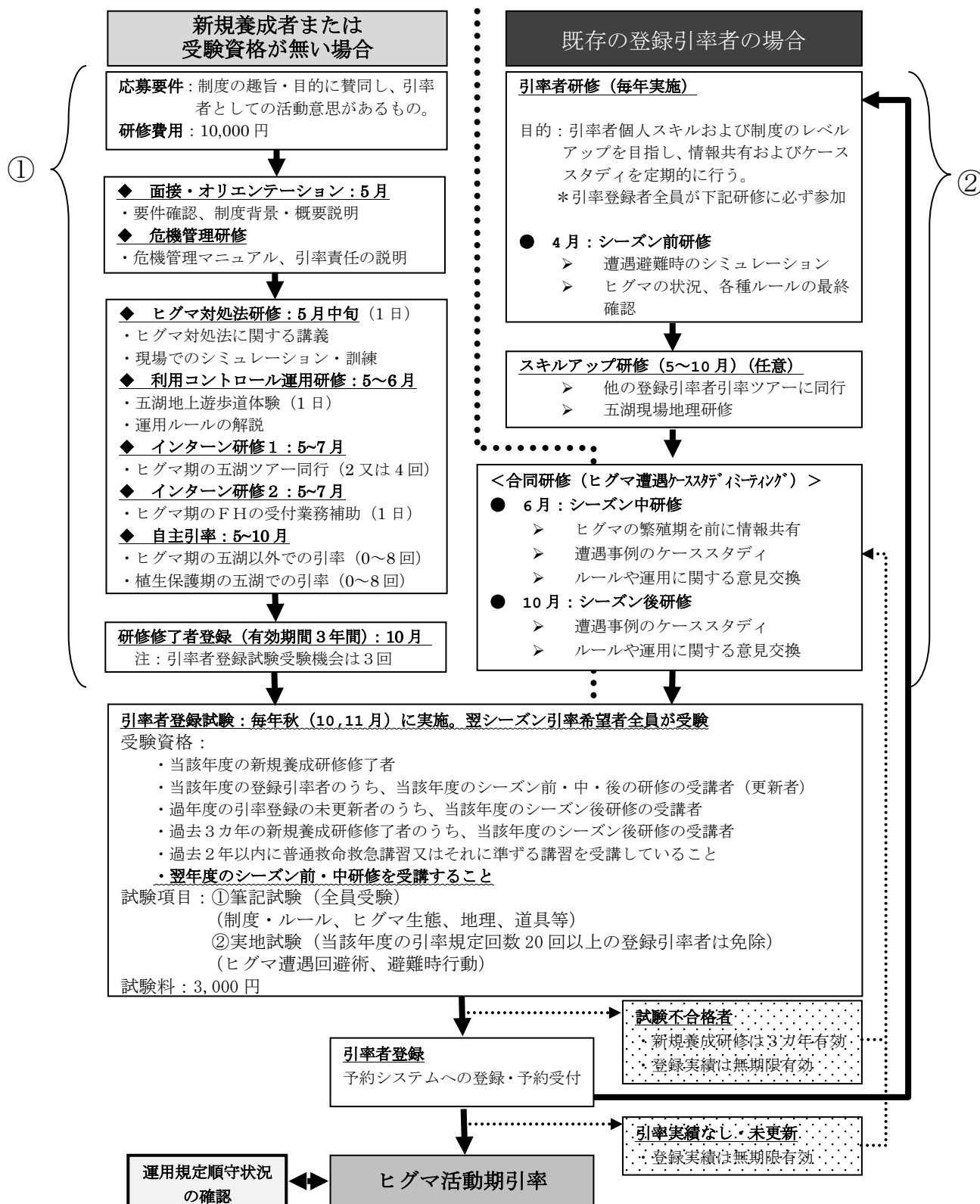


資料編

知床五湖登録引率者養成・登録・更新フロー

2016. 2ver.

- ①登録引率者新規養成研修（座学・実践研修、インターン、自主引率等）
- ②既存の登録引率者への研修（シーズン前研修、ヒグマ遭遇ケーススタディミーティング）



知床五湖フィールドハウスにおける立ち入り手続きとレクチャーの実施について

平成 28 年 4 月

環境省ウトロ自然保護官事務所

指定認定機関 知床財団

登録引率者	指定認定機関（知床財団）	注意点
① 参加者の集合・確認		予約時間の 10 分前を目途に集合をお願いします。現地についての人数変更・ガイド変更等は控えて頂くよう、ご協力ください。参加人数が確定し、全員集合した後に受付を行ってください。
② 人数申請・受付手続き		予約時間＝受付締め切り時間とします。予約時間までに申請書にサインがされなかった場合、遅刻とみなし、後続に影響のある場合はキャンセルします。
	③ 人数確認・審査	受付では、申請書の氏名・人数・支払方法を確認し、サインしてください。当然ですが、受付はレクチャー室の入室前に行ってください。 ※2 コース同時出発となる 9:00 については、早めの手続きをお願いします。
	④ レクチャー室の使用状況を確認後、開放。入室の案内を行う	受付後に使用するレクチャー室の指示と開放、入室の案内を行います。参加者を誘導し、指定するレクチャー室に入室してください。
⑤ 参加者の誘導		※2 コース同時出発となる 9:00 については、同じ部屋でレクチャーを行います。説明の段取りについては引率者間で打ち合わせてください。
⑥ 前説・レクチャー映像の開始		全員入室を確認の後、レクチャーの目的についての前説を行い、レクチャー開始ボタンを押して映像を開始してください。引率者は適宜退出してください。
⑦ 受付カウンターで認定証の配布。無線機・腕章を貸与。遊歩道の最新情報、ヒグマ出没状況のブリーフィング。		認定証・無線・腕章の 3 点セットをこのタイミングでお渡しします。その後、本部スタッフより、遊歩道情報・ヒグマ情報の聞き取りを行ってください。
⑧ レクチャー室に入室。口頭レクチャー開始。注意事項の再確認、ヒグマ最新情報の説明。		映像レクチャーの終了前に再入室してください。映像終了後、確認ボード（裏面参照）を用いて注意事項の再確認とヒグマ最新情報の説明をして下さい。また、認定証を各々に配布してください。また、余裕があれば評価アンケートの説明もお願い致します。
⑨ ツアー開始		ドアは必ず閉めてください！
⑩ ツアー終了後の返却		高架木道から退出後、すみやかに無線機・腕章の返却をお願いします。また、遊歩道情報・ヒグマ情報の提供をお願いいたします。

最後に…

Before you walk…



□ヒグマを**目撃**した際は、 When you **SEE** a bear,
引率者に**知らせる**こと Let your guide know a.s.a.p

□ヒグマに**遭遇**した際は、 When you **encounter** a bear,

✓**あわてず**

✓Don't **panic**.

✓**さわがず**

✓Don't **make noise**.

✓**走って逃げず**

✓Don't **run**.

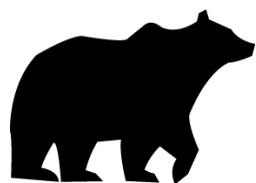
✓引率者の**背後に集まる** ✓**Gather behind your guide.**

□食べ物**の持ち込み**はありますか？

Make sure you **don't bring any food** with you.

□ヒグマ等の出没により、**ツアーの変更や中止**があります。

Tour may be **cancelled or re-scheduled**
when a bear is sighted in the area.



では、いってらっしゃい!
Enjoy your walk!

知床五湖でよく使う英単語・フレーズ集（登録引率者向け）

（指定認定機関（知床財団）がFH運営業務で使用しているフレーズ集より抜粋）

1	トイレは森にはない	There's NO restroom on the trail.
2	トイレは済ませてください	Please get everything ready before you walk.
3	トイレは出て右側にある	Restroom is at outside this building and it's on your right.
4	飲み物は水・お茶OK	You can only bring water or un-sweetened tea.
5	レクチャー内容はヒグマについて、森の歩き方についてです	The lecture is about bear safety and trail description.
6	食べ物は持ち込めません	You cannot bring in any food.
7	5分前にレクチャー室に入れます。お待ちください	You can enter the room about 5 minutes before the lecture time.
8	認定証は1人1枚持って歩いてください	Please have the certificate on your own and keep it with you all the time.
9	レクチャーを受けたら戻れません	You cannot come back after you take a lecture.
10	貴重品はご自分でお持ちください	Please keep the valuables with you all the time.
11	レクチャーは左手レクチャー室A(右手レクチャー室B)で行います	Your lecture will be in room A(B) on your left(right).
12	キャップを閉めておく	Keep your bottle tightly closed.
13	ヒグマの目撃により地上遊歩道が利用できなくなることがあります	The ground pathway may be closed or re-scheduled when a bear is sighted.
14	少々お待ちいただけますか？	Would you please wait for a minute?
15	レクチャーは大体15分程度です。	The lecture takes about 15minutes.
16	食べ物のお持込は出来ません	You cannot bring any food.
17	飲み物は水かお茶のみです	Water and un-sweetened tea
18	目的	Purpose
19	自然保護	Nature conservation
20	ヒグマ対処	Bear safety
21	英語字幕付きの映像	Movie subtitled in english
22	最新のヒグマ情報	Recent bear activity

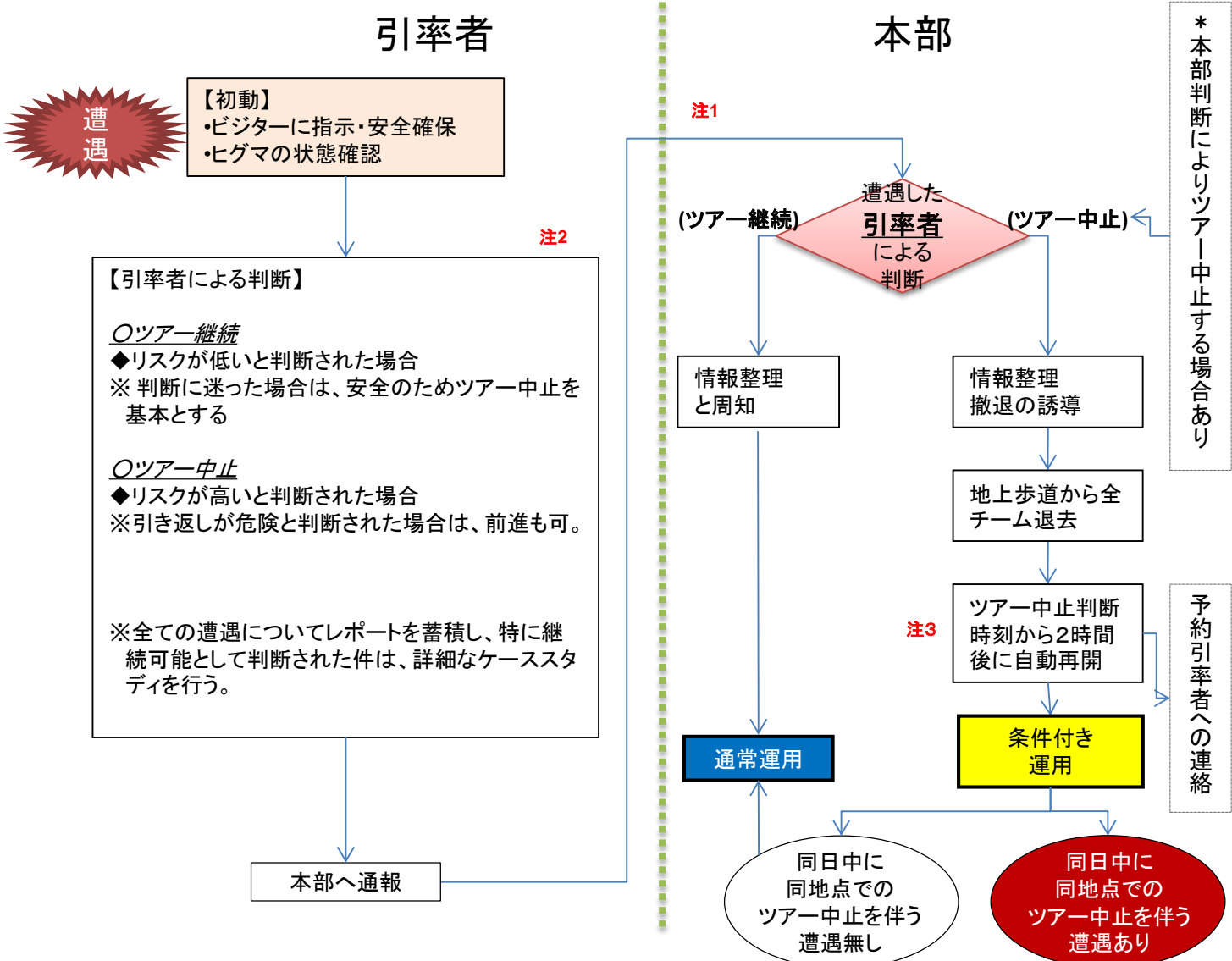
ヒグマ遭遇時の対応フロー (H25知床五湖ヒグマ活動期基本ルール)

●基本的な考え方

引率者は、引率グループの安全について責任を負う
 管理者は、遭遇グループ以外に2次的な危険が及ばないように対応を行う

●ヒグマ対処の基本方針

ヒグマに遭遇しないことが、遊歩道の利用機会を最大化できる→ **予防処置が重要**
 引率者は予防措置を十分に実施する。下記はその上での遭遇時の対応である



*本部判断によりツアー中止する場合あり

予約引率者への連絡

- 【注意事項】
- 注1: 引率者の初動は、グループの危機回避のために集中する。連絡は本部へのみ行き、他グループへの連絡は本部が行う。
 - 注2: ツアー中止/継続の判断は、最終的に引率者判断となる。一方、判断基準は明文化できず、マニュアル化も弊害がある、よって極めてシンプルなルールでスタートし、実績を積み上げていく。
 - 注3: 最初の利用中止から、利用再開までは、「自動化」する。手続きを明確化することで、その後の予約者への情報提供を可能とする。
 - 注4: 利用中止→再開後に同一エリアでツアー中止と判断される遭遇が続いた場合は、なんらかの理由により、ヒグマが定着している危険性があるとして調査に入る。再開については管理者が判断する。

ヒグマ遭遇アンケート(引率者向け)

No _____

期日 _____ 発見時刻 _____ 天候 _____ 観察者 _____ +ビジター 名 _____
無線機番号 _____ 出発時刻 _____

ヒグマの特徴

クマの構成: 単独 / 親子 / 複数()頭

クマの頭数と大きさ: ♂クラス() ♀クラス() 0オクラス() 1オクラス() 亜成獣クラス()

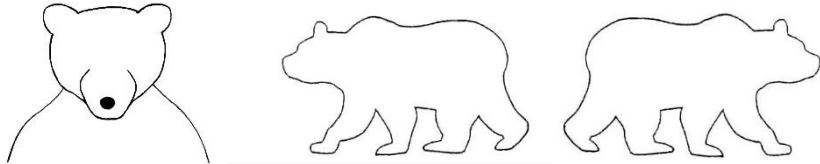
特徴スケッチ:

首輪 → あり / なし

耳タグ → あり / なし

タグ色 右()

左()



遭遇したときの状況

クマとの距離: 約 _____ m

クマは人に気づいていましたか? : Yes / No / ??

クマは何をしていましたか?

[]

遭遇時に人間側はどのように動きましたか

[]

遭遇前に音だしはしていましたか? : Yes / No / ??

ビジターは落ち着いて指示に従いましたか? : Yes / No / ??

ひとつに集まって対処できましたか? : Yes / No / ??

判断について

ツアー判断: 中止 / 継続* / 判断なし*(中止後遭遇など)

退避方向判断: 前進* / 後退 / 待機*

*印の場合、判断理由を教えてください。

[]

中止した場合、ビジターは...

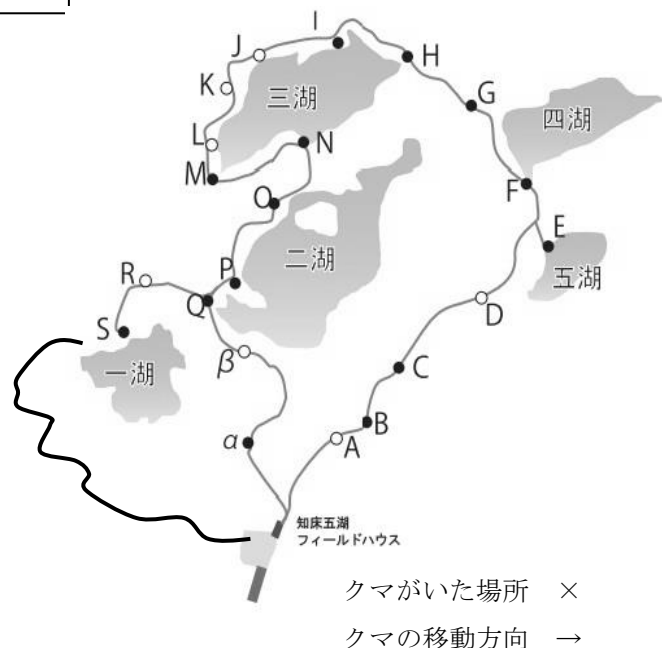
中止判断にすぐに従ってくれましたか? : Yes / No

反応を教えてください。

[]

詳細図

全体図



【記入例】

ヒグマ遭遇アンケート(引率者向け)

No 「No.」は管理者が記入

期日 H28.6.7 発見時刻 10:23 天候 くもり 観察者 鈴木 + ビジター 7 名
無線機番号 5 出発時刻 9:40

ヒグマの特徴

クマの構成: 単独 / 親子 / 複数() 頭 詳細がわからない場合は「不明」と記入
クマの頭数と大きさ: ♂クラス(1) ♀クラス() 0才クラス() 1才クラス() 亜成獣クラス()

特徴スケッチ:
首輪 → あり / なし } 不明
耳タグ → あり / なし }
タグ色 右()
左()

遭遇したときの状況

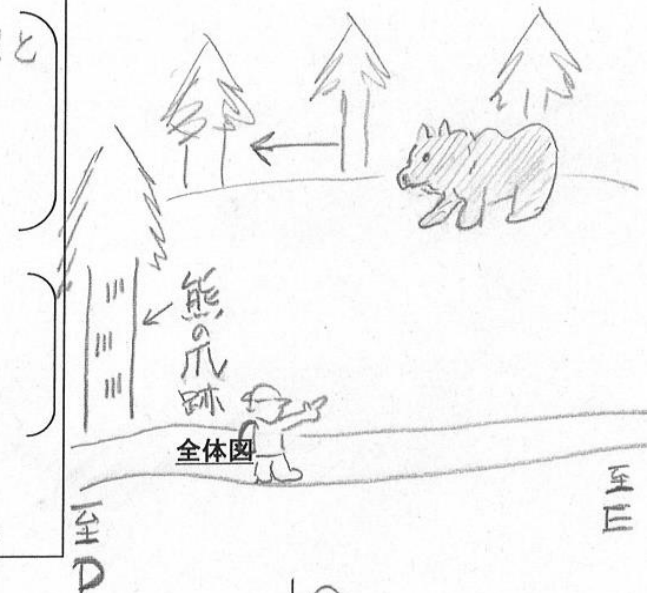
クマとの距離: 約 30 m
クマは人に気づいていましたか?: Yes / No / ??
クマは何をしていましたか?
ゆっくりと近づき、一度立ち止まったあと後方へゆっくりと移動した。

遭遇時に人間側はどのように動きましたか
止まって熊を後方へ見送りポイントEまで移動後無線

遭遇前に音だしはしていましたか: Yes / No / ??
ビジターは落ち着いて指示に従いましたか?: Yes / No / ??
ひとつに集まって対処できましたか?: Yes / No / ??

詳細図

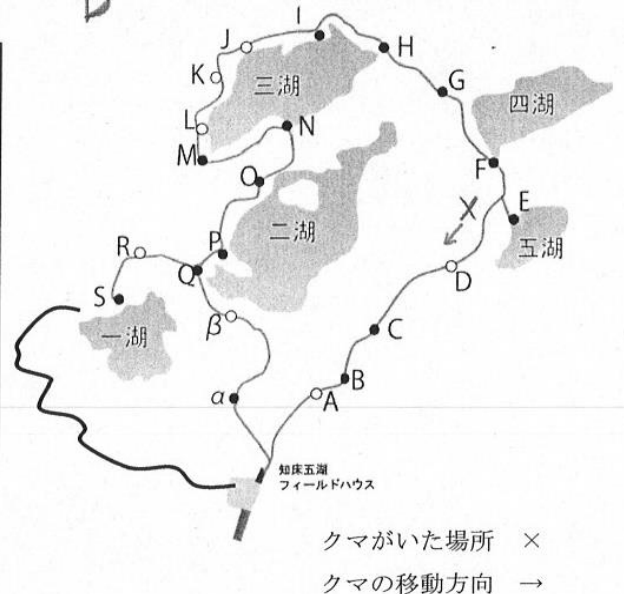
ヒグマと引率者がいる場所の詳細を描写



判断について

ツアー判断: 中止 / 継続* / 判断なし*(中止後遭遇など)
退避方向判断: 前進* / 後退 / 待機*
*印の場合、判断理由を教えてください。
熊が後方へ移動したため

中止した場合、ビジターは...
中止判断にすぐに従ってくれましたか?: Yes / No
反応を教えてください。
少し興奮したくもいたが静かに従ってくれた。



知床五湖ツアー中の傷病者発生事例

日時		場所		自力 退出	応援 要請	サポート体制	
1	平成 23 年 10 月 8 日 ※植生保護期	高架木道	高架木道退出後、参加者が体調不良を訴える。別ツアーをガイドしていた同事業所のガイドが、同事業所内の無線で連絡をとり、五湖 FH から車椅子を借りて対応。	—	—	自社ガイド 1 名	
2	平成 24 年	6 月 23 日	高架木道	参加者が高架木道退出後、疲労により歩行困難になる。車いすで搬出。	—	—	—
3		7 月 24 日	不明	A 班に参加者の男性（80 歳代）が体調不良を訴える。同じ事業所的前方班（B 班）の登録引率者へ男性を託し、その登録引率者と共に退出。A 班の登録引率者は B 班のツアー参加者を引き連れてツアー継続。	—	○	他登録引率者 （前方班）
4	平成 25 年	7 月 4 日	P 地点	参加者（2 名）が体調不良を訴える。別件で地上遊歩道内にいた自然公園財団職員と小ループ逆路で退出。残りのパーティーの退出方法は不明。	—	○	自然公園財団 1 名
5		7 月 31 日	不明	参加者（子供）が腹痛を訴える。後続班に子供とその家族以外の参加者を受け渡す。子供とその家族は登録引率者と共に小ループ逆路で退出。	—	○	他登録引率者 （後続班）
6	平成 26 年	7 月 23 日	P 地点	参加者の女性（20 歳代）が体調不良のため、ツアー離脱を希望。五湖 FH スタッフが現地合流し、付添の方と共に小ループ逆路で退出。残りのパーティーでツアー継続。	—	○	五湖 FH 1 名
7		7 月 24 日	C 地点	参加者の男性（70 歳代）がツアーのペースについていけず、引き返しを希望。五湖 FH スタッフが現地合流し、引き返し。残りのパーティーでツアー継続。	—	○	五湖 FH 1 名
8		7 月 26 日	A 地点	参加者（子供）が腹痛を訴え、引き返しを希望。五湖 FH スタッフが現地合流し、その家族と共に引き返し。残りのパーティーでツアー継続。	—	○	五湖 FH 1 名
9	平成 27 年	5 月 25 日	O-P 間	参加者が腹痛を訴え、グループ全員が小ループを逆路で退出。	○	—	—
10		7 月 20 日	H 地点	参加者の女性（71 歳）がロープに躓き、転倒。大腿骨骨折の重傷。救急搬送後入院。 ※事後対応でリスクマニュアルが稼働	—	○	五湖 FH 2 名 自然公園財団 1 名
11		7 月 29 日	D 地点	参加者の女性（47 歳）が腹痛を訴え、引き返しを希望。別件で地上遊歩道内にいた自然公園財団職員と引き返し。残りのパーティーでツアー継続。	—	○	自然公園財団 1 名
12		8 月 10 日 ※植生保護期	H 地点	ツアー中のガイドが体調不良により自立歩行困難となる。ツアー参加者は同時刻に出発した別のガイドツアーが引率。当人は自社ガイド等の付添で退出。	—	○	自社ガイド 2 名 五湖 FH 1 名 自然公園財団 1 名

知床五湖ヒグマ遭遇事例のとりまとめ（平成 23 年～平成 27 年）

1. 実施概要

利用調整地区制度導入後 5 年間の知床五湖におけるヒグマ遭遇状況のとりまとめを行った。とりまとめにあたっては、ヒグマ活動期における知床五湖登録引率者（以下、登録引率者）による遭遇事例（以下、ケーススタディーシート）と、一般利用者からの開園期間中のヒグマ目撃情報をアンケート形式で収集した情報（以下、ヒグマ目撃アンケート）をデータベース化し集計した。特に、登録引率者による遭遇事例については詳細な情報があることから、遭遇場所や個人情報、距離やツアー中止判断等をデータベース化し、遭遇事例の類型化、パターン化を試みた。

2. 実施結果

1) ヒグマ遭遇状況

① ヒグマ目撃件数

開園期間中、ケーススタディーシートとヒグマ目撃アンケートを通じ、ヒグマ目撃件数を集計した。知床五湖園地全体では、最も多い 198 件（平成 24 年）から、最も少ない 46 件（平成 26 年）と年変動が大きい（図 1）。これは、斜里町全体の目撃件数とも同様の傾向であった。

高架木道からの目撃では、7 月が最も多く 9 月に激減する傾向にある（図 2）。地上遊歩道での目撃は、年変動が大きく、7 月が最も多い傾向は高架木道と同様だが 9 月に減少するとは限らない（表 1、図 3）。

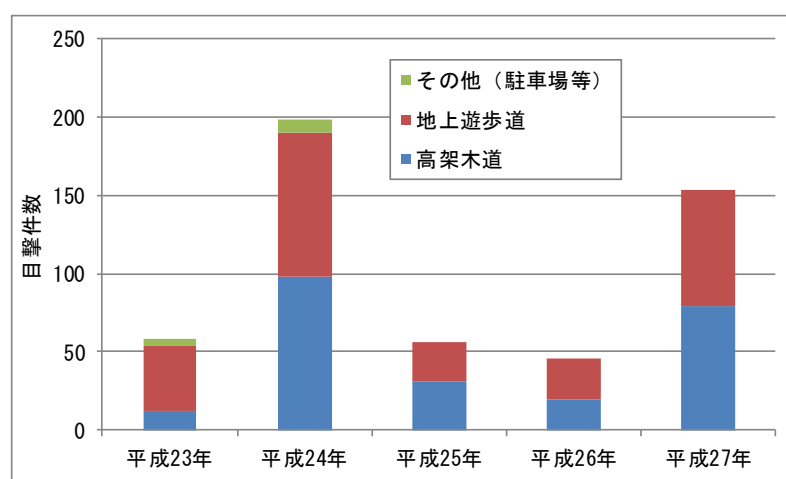


図 1 知床五湖園地全体のヒグマ目撃件数（平成 23 年～平成 27 年）

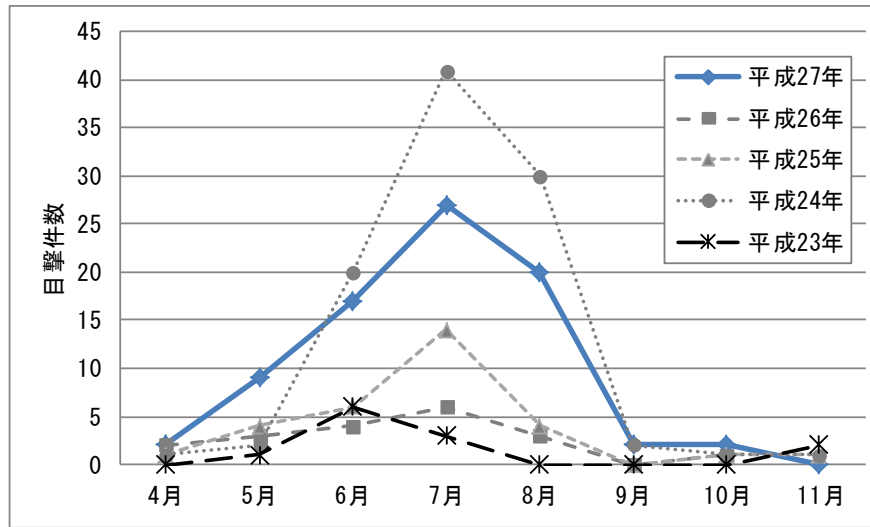


図2 高架木道を目撃した件数 (平成23年～平成27年)

表1 地上遊歩道を目撃した件数 (平成23年～平成27年)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
平成23年	1	5	6	21	1	0	7	2	43
平成24年	0	2	12	45	14	9	8	1	91
平成25年	0	3	7	3	2	3	3	4	25
平成26年	0	3	3	9	3	1	6	0	25
平成27年	0	6	13	29	7	13	5	0	73
計	1	19	41	107	27	26	29	7	257

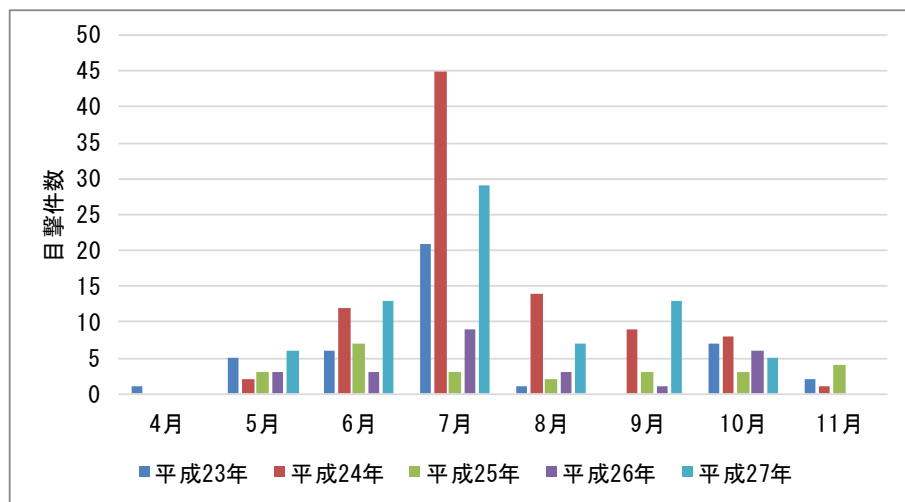


図3 地上遊歩道を目撃した件数 (平成23年～平成27年)

② ヒグマ活動期における地上遊歩道ヒグマ目撃地点

ヒグマ活動期における地上遊歩道での月別のヒグマ目撃地点を図4、地点名称を図5、各地点での累計目撃回数を図6に示す。月毎による特徴的な傾向は見られないが、C地点およびM地点での目撃回数が多い傾向にある。いずれの場所も湿地帯で、制度導入以前から目撃が集中している地点である。見通しが良く、特に二湖と三湖の間はヒグマの移動経路となっているため、M地点での目撃が多いと考えられる。また、餌資源であるミズバショウが群生していることも要因の一つと考えられる。

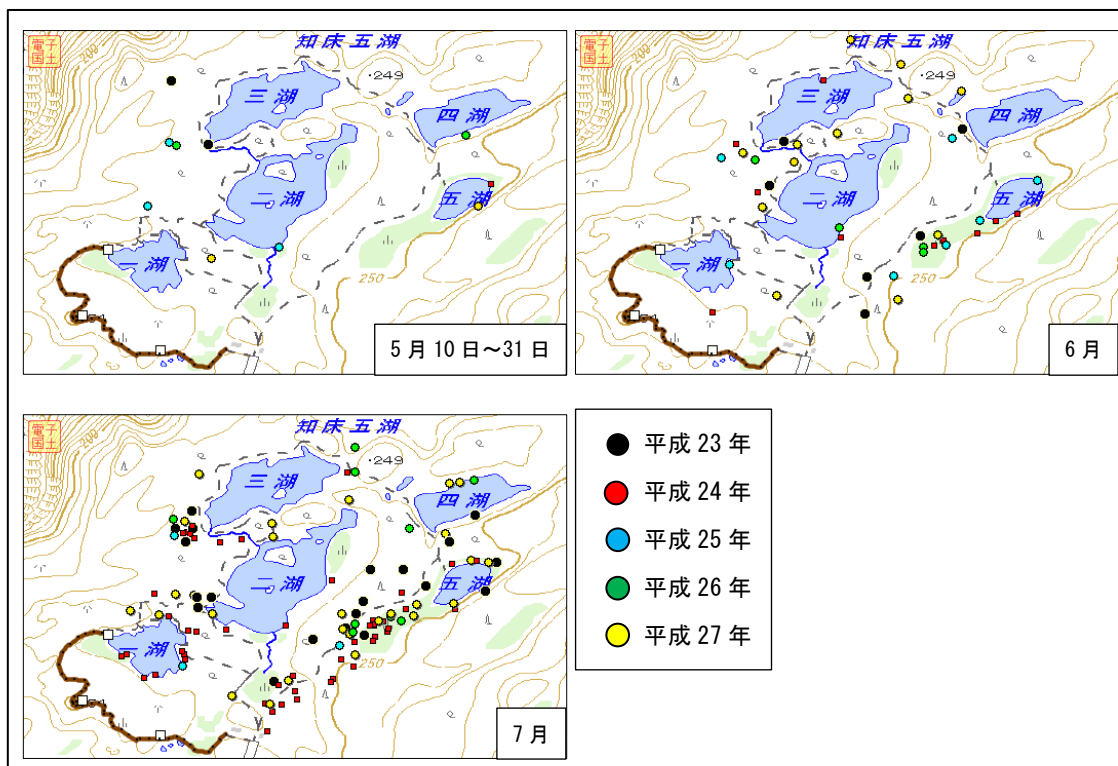
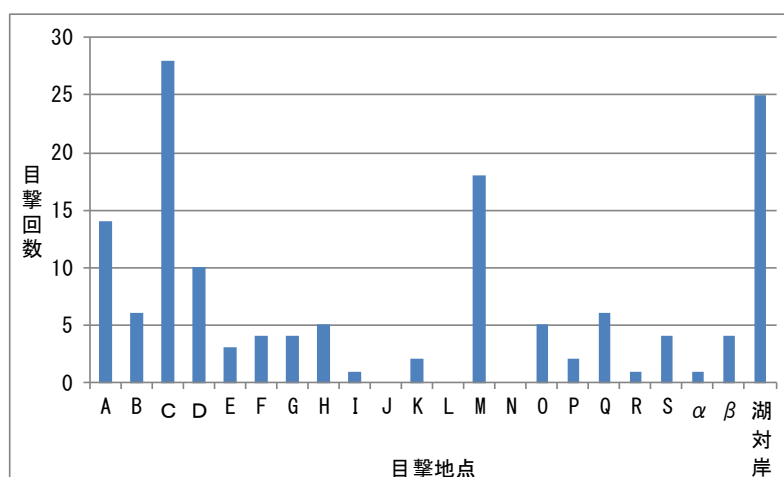


図4 月別の地上遊歩道ヒグマ目撃地点（平成23年～平成27年）

（左上）5月10日～31日、（右上）6月、（左下）7月



図5 地上遊歩道の地点名称



※地点間での目撃の場合は、既に通過した地点を目撃地点とした。

(例) C-D間での遭遇の場合、C地点を目撃地点とした。

図6 地点ごとの累計目撃回数（平成23年～平成27年）

③ 登録引率者のツアー中止判断と目撃距離

ヒグマ活動期における、ツアー中のヒグマ目撃距離とツアー中止判断の関係を図7に示す。30m以内の遭遇では全ツアー中止となり、目撃距離が離れるほどツアー継続となる傾向がある。また、5m以内の至近距離での目撃は発生していない。

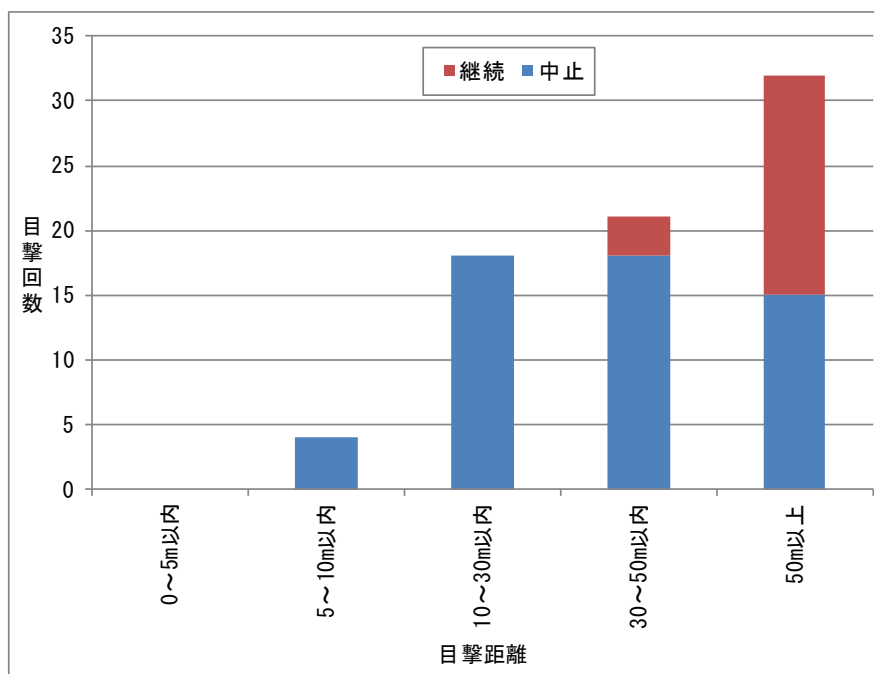


図7 ヒグマ目撃距離とツアー中止判断（平成23年～平成27年）

引率型野外活動における事故事例

登録引率者によるリスク管理の強化を目的として引率型の野外活動における事故事例を紹介する。事故の結果として発生する損害や責任の所在や程度は、常にケースバイケースである。多用な事例を研究することは、事故予防のための教訓を得ることだけでなく、事故の引き起す結果の重大さや影響の大きさを理解する上でも有用である。ここで事故事例の多くはいわゆる重大事故であることから訴訟に発展した事例であり、引率の立場にいたものが刑事上の責任を問われたケースも多い。引率者が有する責任の範囲を検討し、事故の悲惨さを想起することが安全確保の取り組みの第一歩である。

事例の収集にあたっては、過去 10 年程度を目安に新聞記事、書籍・雑誌、インターネット、裁判判例等から広く野外活動の事故情報を収集・検索し、下記の観点から典型的かつ重要な事例を数点ずつ選択し、掲載した。

- 1) 引率型の野外活動における事故事例
- 2) 引率・非引率を問わず、ヒグマに起因する事故事例

1. 山岳遭難事故

1-1. 春の滝雪上散策ツアー事故

<概要>

平成 10 年（1998）1 月 28 日、北海道倶知安町のニセコアンヌプリ山付近の通称春の滝付近（スキー場管理区域外）で、スノーシューによる散策ツアー中、沢状の地形の下部（春の滝は、標高差 250m に渡る垂直部分を含んだ平均斜度 45 度以上の急峻な沢）で休憩していた際に、滝の上部から雪崩が発生し、約 900m を数秒で流下した。

男性ガイド 2 名と女性客 2 名の計 4 名全員が雪崩に巻き込まれた。男性 1 名が自力脱出し、残り 3 名は 1 時間半後に救出されたが、女性客 1 名が死亡し、1 名が負傷した。

雪崩の危険についてガイドは、危険区域から充分離れており、仮に発生したとしても沢の底まで流下することはないと判断。そのため、雪崩ビーコンやゾンデ棒等のレスキュー用具は所持していなかった。

<判決の要旨>

- ・ 当時ニセコアンヌプリ山付近においては大量の降雪及び積雪量の増加が続き、大雪・雪崩注意報も発令されていたのであるから、引率者は、雪崩発生の危険がある区域への立ち入りを避けることはもちろん、雪崩の通過地域となるような樹木の疎らな沢筋等を避けて、共同して雪崩による遭難事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務がある。
- ・ これを怠り、地元自治体等で組織するニセコスキー場安全利用対策連絡協議会が雪崩危険区域に指定する通称「春の滝」の方面を、目的地に選定した。

- ・ 雪崩発生を予見される地域でツアーを行った上、ガイドとして最も基本的な注意義務を怠ったとして業務上過失致死傷でガイド 2 名のいずれも禁錮 8 ヶ月執行猶予 3 年の判決。(札幌地方裁判所小樽支部平成 12 年 3 月 21 日判決)
- ・ ガイド 2 名は控訴せず、有罪が確定。
- ・ 民事事件として、死亡した遭難者の両親が、ガイド 2 名とツアーを企画した経営者を相手取り、およそ 7 千万円損害賠償請求を訴えた。
- ・ 刑事処分が確定した 5 ヶ月後の平成 12 年 8 月、被告側が約 6 千 3 百万円の支払いと謝罪で和解。

<コメント>

ツアーガイドの刑事責任が問われ、有罪になった事案。次に紹介する羊蹄山の登山ツアー事故と併せ本事案は有償・引率型のツアーにおいて、事故防止の注意義務違反（危険の予見と回避）について、引率者の刑事責任を認めた初めての判例である。

雪崩という不確定要素の大きい自然現象に対してガイドの責任が問われた事案であり、その予見可能性が争点となった。雪崩の予見については、「本件雪崩が被告人両名の予想できない大規模なものであり、その休憩地点まで届くことにつき予見可能性がなかったかのような弁解をする。しかし、その証拠として述べるところは、いずれも知人や仕事仲間から聞いた過去の例や被告人らの限られた経験に留まる」とし、自らの経験や憶測のみに頼った判断では、注意義務を果たしているとはいえないことが示された。

1-2. 羊蹄山登山ツアー事故

<概要>

平成 11 年 9 月 25 日に、北海道の羊蹄山で旅行会社が募集したツアー登山に参加した 14 人の客のうち 2 名の参加者が遭難凍死した事故。事故当日は台風の通過直後で、暴風・大雨・洪水警報が出ていた。ツアー客 14 名に対し添乗員 1 名が引率した。悪天候のため、3 合目、5 合目、8 合目で各 1 名が脱落し、8 合目で集団が離れ離れになり、その後死亡した 2 名が遅れた。このツアーは、55 歳～71 歳までの中高年の参加者であったにもかかわらず、添乗員は非常に早いペースで行動した。登頂後も添乗員は下山を急ぎ、結果としてバラバラの状態となった。添乗員がツアー客 3 名の不在に気づいたのは下山後である。遅れた 2 名は道に迷って山頂付近でビバークし、凍死した（残る 1 名は翌日救助）。

引率した添乗員とその上司（部長）の 2 人が業務上過失致死容疑で書類送検された（その後、旅行会社の部長は不起訴）。

<判決の要旨>

- ・ 契約上、添乗員には、ツアー客の安全かつ円滑な旅行の実施を確保する義務があり、とりわけ、登山ツアーには通常の旅行以上に遭難、落石、転倒等による人の生命・身体に対する危険を伴い、被告人が本件ツアーに当然に伴う人の生命・身体への危険を防止することを義務内容とする職務に従事していた。

- ・ 9合目付近でツアー客が自集団に合流するのを待ち、その安全を図るべき注意義務があるにも関わらず、遅れてついてくるものと轻信し、離れ去った。
- ・ 悪天候下での登山を決行し、適切な引率を受けられなくなった被害者らを迷走させて凍死させたものであり、その過失内容は軽率の謗りを免れない。
- ・ 業務上過失致死罪で、禁錮2年執行猶予3年の判決。(札幌地方裁判所平成16年3月17日判決)。
- ・ 民事裁判では遺族が旅行会社に約1億2千万円の損害賠償を求めて提訴。約7千万円の支払いと謝罪を条件に和解した。

<コメント>

ツアー登山の添乗員の刑事責任が問われた初のケースとしてマスコミ等からの大きな注目を集めた。引率していたのは、特別な資格を有する登山ガイドではなく、旅行会社の添乗員である。添乗員がツアー客の安全確保にどこまで法的責任を負うべきなのか、業務上負うべき注意義務の範囲が争点となり、判決においては、引率者たる添乗員に相応の注意義務があったとした。

なお、公判において検察側は「中高年の登山ブームの中、今後も起こり得る同種犯罪の先行事例になる」と述べたが、公募型のツアー登山による気象遭難はその後道内山岳においてたびたび発生しており、本件と非常に類似したケースも複数発生している。

1-3. 屋久島沢登りツアー事故

<概要>

平成16年(2004)5月4日、屋久島で発生した沢登りツアー中に3名が死亡、1名が重傷を負った遭難事故。3泊4日の行程を予定した、総計5名(内、1名が引率ガイド)のガイドツアー中に発生した事故である。ツアー行程の3日目にあたる5月4日、折からの降雨が強くなってきたことから、下山を開始した。下山中に沢を渡渉した際に、ツアー客のうち1名が足を滑らせて沢に転落し意識不明となった。ガイドが引き揚げ、人工呼吸をすることで意識が回復した。

その後、渡渉の準備を続けている最中、再びツアー客の2名が沢に転落し、溺死した。そうしているうちに、急激な水位の上昇(いわゆる鉄砲水)が発生し、中州に取り残されていた残りのツアー客2名も沢に流され、1名は溺死し、残る1名も全治1か月の重傷を負った。

<判決の要旨>

- ・ 被告人は山岳ガイドとして、被害者から参加費を徴収した上で当該ツアーを実施している。折からの降雨により、河川が増水していることに気づいていたのにも関わらず、鉄砲水の発生までには猶予があると轻信し、渡渉を決行した。
- ・ そもそも山岳ガイドとして、ツアーに参加する者の生命を預かる立場にあり、何らかのトラブルが発生しても最悪の事態だけは避けられるように、安全かつ慎重な方

策を取るべき。

- ・ 以上からすれば、増水した河川の渡渉を決行した山岳ガイドの判断は、ガイドとしての注意義務に違反する。さらに、山岳ガイドは賠償責任保険に加入しておらず、十分な賠償もされていない状態である。
- ・ 以上からすれば、山岳ガイドの刑事責任は重い。しかしながら、本件事故は様々な不運が重なって大惨事になったという側面もあり、また被害者を助けようと懸命の救出活動を行った。自身も反省・悔悟し、葬儀に参列の上謝罪するなど、慰謝につとめている。
- ・ これらを総合勘案し、禁固3年、執行猶予5年の判決。

<コメント>

登山ツアーにおける山岳ガイドの刑事責任を認めた事例である。自然のなかであっても、危険に対する予見可能性があり、引率者が安全確保に対する注意義務を果たさなければ、刑事責任が課されることを示している。また、3名が死亡するという重大な結果であるが、執行猶予付きの判決になっている点が注目される。その理由としては、ガイドの対処能力を超えたトラブルが重なった点、懸命な救助活動を実施した点、慰謝に努めている点などが勘案されたと考えられ、事故発生後の対応が極めて重要であることを示している。

一方、当該ガイドは賠償責任保険に加入しておらず、民事上の賠償責任の履行が難しいと推定される。この点は、判決においても指摘されており、重大事故に備えた賠償責任保険の加入は必須であることの教訓とすべきである。

2. ダイビングによる事故

<概要>

平成17年5月6日鹿児島県大島郡のダイビングポイントにおいて、ダイビングガイド1名の引率するファンダイビングにおいて、客の男女2名が続けざまに溺水、死亡した事故。

①当初ガイドは女性客にのみ合図をし、魚の観察に気を奪われていたため、男性客を見失い、②見失った男性客を捜索するに当たり、女性客の動静を十分注視しなかったことから、女性客も見失い、いずれもパニック状態に陥り、溺水死亡したものである。

客の2名は民間資格認定団体からのオープン・ウォーター認定があるものの、初級者とされた。また、引率ガイドはファンダイビングガイドを行うことができる資格であるダイブマスター資格を有しておらず（ダイブマスターの2段階下の資格であるアドバンスド・オープン・ウォーター資格を保持）、損害賠償保険にも加入していなかった。

<判決の要旨>

- ・ スクーバダイビングは、重大事故発生の危険性をはらむ、死と隣り合わせのスポーツであるから、そのガイドは、絶えず客のそばにいてその動静を注視し、事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を負う。

- ・ 特に、両被害者はいずれもいまだ初級者の域を脱していないため、不測の事態が発生した場合には、ガイドの適切な指示、誘導等がなければパニック状態に陥るなどして自ら適切な措置を講じることができないまま溺水する可能性が予見された。
- ・ しかし、男性客の動静を50秒以上確認せず完全に見失い、捜索に際して女性客を見失うなど、実際のガイドが取った行動は杜撰かつ無責任であり、各過失の責任は重大。
- ・ 一方、危険なスポーツにおいては、安全の確保をすべてガイドに委ねるのではなく、自らの責任において安全を適切に管理すべきとの弁解があるが、営利目的でのガイドであることに加え、事故の杜撰さ、無謀さから、自己責任を重視することはできない。
- ・ 業務上過失致死罪で、禁錮1年4ヶ月の実刑判決（鹿児島地方裁判所 平成19年9月13日判決）。

<コメント>

ダイビングによる重大事故の事例は数多くある。裁判においては、ガイドやインストラクターが正しく注意義務を果たしていたかどうかを判断するための最も重要な要件として動静を注視していたかが度々問われている。本件においてもそうであるように、重大事故は客であるダイバーを「見失う」ことで発生している。これは、水中における視界が極めて限られていることに加え、視界から外れることでガイドは安全確保の対応が極めて困難になるためである。動静を注視することが安全管理の基本であるという司法の基準は、他の野外活動における引率者の法的責任を検討する際にも有効な観点と考えられる。

また、判決はダイビング資格の保持についても言及しており、民間資格であっても、プロ資格を保持していなかったこと、技術の研鑽を積んでいなかったことを問題視している。自主的な技術の研鑽とその技術を客観的に証明できる資格等の取得は、プロとしての能力や技術を証明する上で有用であると考えられる。

3. ボランティア等無償の引率時の事故事例

<概要>

少年剣道会の会員であった少年（12歳）が、同会が主催する旅行会に参加し、磯遊びをしている際に沖合に出て足を取られて溺死した事故。事故の起きた海岸は急深部が多く、遠浅の場所が少ないことから遊泳禁止区域とされていた。磯遊びの範囲として事前に沖合15mの指示をしていたものの、その注意は全員に行き渡っておらず、引潮に伴いその範囲も不明瞭となった。監視体制も保護者や指導者らが各々の判断で行っていたが、相互に連絡を取り合うものではなかった。

少年の両親が、旅行会の計画・実行につきボランティアとして主導的に指導・引率をしていた3名を相手取り、損害賠償を訴求した。

<判決の要旨>

- ・ 被告らには、事故を防止するため、会員児童を指導監督する注意義務があったとし、無報酬でのボランティア活動の一環として引率していることを理由に注意義務又は過失責任が免除されるべきとの結論は導くことができないとし、引率者には児童が溺れることのないよう、事前の調査、注意と指導、監視と救助の体制を整える注意義務があったとした。
- ・ 一方、両親が安易に児童を被告らに預け、同行しなかった点、児童自らも水遊びの危険についての一定の理解と判断力を有していた点から、本人と両親の責任があるとし、8割の過失相殺を認めた。
- ・ 結果として、約574万円の損害賠償の支払いが認められた。(昭60年7月26日 札幌地裁判決)

<コメント>

社会奉仕団体での無償の引率であっても、リーダーには一定の法的責任が発生するとの判例である。特に、対象が児童等の未成年である場合には、引率者の責任の範囲や裁量は大きくなり、より高い注意義務を負うと考えられる。一方、本件においては本人と両親の責任も認め大幅な過失相殺とすることで、賠償額が引き下げられており、他の類似したケースにおいても同様の判例が示されている。

4. 国の責任が問われた事例

<概要>

文部省(当時)が設置した国立登山研修所の主催した「大学山岳部リーダー冬山研修会」において発生した事故である。平成12年3月5日、大日岳で訓練中に山頂付近で講師及び研修生(大学生)ら27人が休憩している時に、雪庇が崩壊し、11名が転落し、2名の学生が死亡した。雪庇は全体で幅が40メートルあり、雪庇の先端から長さ15メートルの部分が崩落したことが事故の原因である。

死亡した学生の遺族が国を相手取り、国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされた。裁判においては、引率者である講師らの有する注意義務の程度や範囲、雪庇の大きさと崩壊についての予見可能性等が争点となった。平成18年に被告である国が敗訴するものの、控訴し平成19年に和解が成立した。

なお、研修会の主催者は文部科学省の登山研修所であり、運営主体は国である。国家賠償法では、研修会の講師に過失がある場合に国が損害賠償責任を負うこととなる。

<判決の要旨>

- ・ 講師らは冬山登山に関する十分な知識と経験を有し、主任講師は日本有数の登山家だった。一方、研修生らには冬山登山の経験が全くないなど技術および知識が未熟

な者もいた。講師らは、研修生の生命身体に対する安全を確保すべき注意義務を負っていた。

- ・ 研修会の性格も考慮すれば、講師らは危険を回避するため、吹きだまり部分にも進入しないよう、登高ルートと休憩場所を選定すべき注意義務を負っていた。本件雪庇は特殊な気象条件で巨大となり、本件事故後に同規模の雪庇は確認されていないことから、事故当時においては大きさを正確に予見することは不可能だった。しかし、山頂付近では25メートル程度の雪庇が形成されることを把握するのは十分可能だった。
- ・ 講師らの登高ルートと休憩場所の選定に過失がある。少なくとも（25メートル程度と予見していれば、崩落した）先端から約15メートルの部分を超えて（先端の方向へ）進入することはなかったというべきである。雪庇の崩落自体は発生したことになるが、研修生らが転落することはなかったから、事故の発生は回避できた。よって、講師らの過失と本件事故発生との間に相当因果関係がある。
- ・ 約1億6千7百万円の損害賠償が認められた。

<コメント>

引率型の野外活動の中でも、講習会や研修会等はリーダーの権限が大きく、参加者の自己判断の余地はほとんどない。また、その技量の差異が大きいため、リーダーたる引率者の注意義務の範囲は大きく、厳密な危険防止の準備や対策が求められる。

本件においても、講師らの注意義務を広く認定する判決となっており、事実、講師らは研修生の行動に対し細かく指示し、相応の注意を払っていたと考えられる。しかし、巨大な雪庇が崩落する事故を防ぐことはできず、登高ルートや休憩場所の選定に過失があるとされた。登山では、一定の注意をしていても事故が起こることがあり、法的にはその程度の注意では不十分だという場合がある。一方で、講師の刑事責任については嫌疑不十分で不起訴になっている。

損害賠償の訴訟は、損害を誰に負担させるか、リスクをどのように配分するのか、という側面がある。国が主催する研修会であれば、この種の事故の損害は国が負担するのが妥当だという判断が、判決の論理に影響しているとも考えられる。

5. 引率・非引率を問わず、クマに起因する事故事例

5-1. 三重県大台町におけるガイドツアー中のツキノワグマ事故

<概要>

平成25年（2013）5月30日、ツアー客15名を2名のガイドが引率中にツキノワグマに襲われた事故事例である。事故は同日13時ごろ、三重県大台町の大杉谷登山道のう回路である大台林道～桃の木山の家間（標高950m）において発生した。

総計 17 名のパーティーは、2 つのグループに分かれ、三重県側の登山口を目指し大台林道を下山中であった。後方のグループがツキノワグマに遭遇した。当該クマはツアー客に接近し、グループの先頭を歩いていた男性ガイドの左手親指に噛みついた後、逃走した。その後、男性ガイドは病院に搬送された。

<コメント>

新聞報道以外の発表がなされておらず、知り得る情報は断片的であるものの、引率ツアー中のクマの事故という数少ないケースであるため収録した。襲ったクマの個体情報や遭遇前後の状況、事前対策の有無等については不明であるが、多数のグループで行動している際にもクマによる攻撃が起こりうることを示す事例といえる。

また、ガイド 1 名と数名のツアー客が前後 2 グループで行動している際に起こった事故であり、知床五湖のガイドツアーにおいても想定しやすい状況である。被害の事前防止や拡大防止について検討する、各種実地訓練やシミュレーション等においても参考となる事例である。

5-3. 乗鞍岳畳平で発生したツキノワグマによる人身事故

<概要>

平成 21 年（2009 年）9 月 19 日、乗鞍スカイラインの終点である畳平バスターミナルにおいて 9 名が連続的にツキノワグマに襲われ、重軽傷を負った人身事故である。畳平は標高約 2700m に位置し、高山帯に気軽にアプローチできる観光地として人気が高い。事故当日も紅葉シーズンであり、多くの観光利用者で賑わっているなかで発生した事故である。

14 時ごろ、バスターミナル北側に位置する魔王岳で突然単独のヒグマが登山者の群れを割るように現れ、逃げる男性観光客を襲った。その後、襲われた男性を助けようとした観光客や山小屋関係者も次々と攻撃された。騒ぎに気付いた岐阜県環境パトロールの隊員が、小型トラックで威嚇し、当該クマは近くのパトロール員の詰所に侵入したが、再び野外に飛び出し、観光施設の玄関から内部に侵入した。施設内を走り回りながら従業員らに次々と襲いかかった。最終的にシャッターで土産物店内に閉じ込められ、地元の猟友会員に駆除された。加害個体は、体重 67 kg、推定年齢 19 歳前後のオスであった。

<事故の要因>

本事例は、多数の利用者が訪れる観光地において多数の被害者が出た事故としてマスコミ等メディアにも大きく取り上げられ、報道情報は豊富である。また、岐阜大学、信州ツキノワグマ研究会らによる事後の現場検証、加害個体の調査が行われていることから、確度の高い評価が可能な事例といえる。

同地区において過去にクマによる事故事例がなかったことから、当初人為的な餌付けや極度に人馴れが進行したいわゆる問題個体による事故ではないかという報道が散見された。しかし、事後調査によりこれらを裏付ける証拠は見つかっていない。胃内容物と安定同位体分析からも人為的な食物に依存した個体ではないことが明らかになっている。また、

2700mという高山帯で発生したことについても、周囲にはヒグマの餌となる資源が存在し、目撃事例もあることから、通常のツキノワグマの行動と考えられている。

本事例の直接の要因としては、事故現場に出没する直前に道路上でバスと接触し、興奮状態となったツキノワグマが目撃されており、この個体がパニック状態でバスターミナル近傍に現れ、人身事故に発展したとの推測が有力である。

<コメント>

クマの生息地であれば、多数の利用者が訪れる拠点地区においても人身事故が発生しうることを示す事例である。また、過去に危険事例や事故事例がないことをもって安全とはいえないことは明らかである。自然状態のクマであっても何らかのきっかけによって興奮状態に陥り、攻撃行動・排除行動を誘発する可能性はヒグマにおいても同様であろう。

クマが次々と人を襲い、興奮状態を加速させた行動は、知床五湖のガイドツアーのシステムを評価する上で示唆的である。すなわち、ツアー中止の際に全ツアーが遊歩道から一旦退出し、時間を空けることや各ツアーが間隔を空けて出発すること、人の存在をあらかじめ知らせることは、クマに不必要な刺激を与えず、興奮状態を惹起させない効果が期待できる。また、クマスプレーはこうした攻撃的なクマに対処できる唯一ともいえる道具であり、その携行の重要性は、こうした事例からも明らかといえる。

5-4. 標津町で発生したヒグマによる死亡事故

<概要>

平成20年9月17日、標茶町の河川で現地に遡上するシロザケの密漁中にヒグマに襲われ、死亡した事例である。22時過ぎの夜間に、被害者は同行者と当該河川を訪れ、上流方向と下流方向に二手に分かれた。約10分後に被害者の方角から悲鳴のような音がしたため、現場に急行したところ顔面に重篤なケガを負った被害者を発見した。その後、病院に搬送されたものの翌日未明に死亡が確認された。現場はサケマスの捕獲施設近傍であり、頭部にヒグマの食痕のあるサケが多数確認されている。被害者は鈴などの鳴り物は携行していなかった。

<事故の要因>

夜間にサケを摂食していたヒグマと隠密に行動していた被害者とが、至近距離で遭遇したことによる事故と考えられる。また、当該河川沿いにはフェンスが150mほどに渡り張られており、河川とフェンスに挟まれた狭い空間で事故が発生していることから、逃げ場を失ったヒグマの防衛的な攻撃と推定される。

<コメント>

夜間にヒグマの採食場所に侵入したことが直接の原因であることは論を待たない。また、音を立てずに接近したことも至近距離で攻撃を引き起こした原因と考えられる。標津町では46年ぶりに発生したヒグマによる死亡事故である。知床近隣で発生した事例であり、遺産地域に生息するヒグマと同一の個体群とみなすことができる。

聞き取り調査等結果

1. 登録引率者との意見交換会結果（第1回）

- 1) 実施日時 平成25年2月7日 15:00～
- 2) 実施場所 知床世界遺産センター
- 3) 参加者（敬称略） 山岸良二・八木直哉・西原重雄（登録引率者）、野川裕史（環境省
ウトロ自然保護官事務所 上席自然保護官）、寺山元・秋葉圭太（公
益財団法人 知床財団）

4) 聞き取り項目

1. 引率（ガイド）中に経験した事故・インシデント
 - ヒグマに関する事例
 - ヒグマ以外に関する事例と要因（ケガ/疾病）
 - 事故に発展する可能性のあるインシデント
 - 知床地域特有の注意すべき事例
2. ヒグマ活動期に想定されるリスクについて
 - ヒグマによる想定される事故
 - ヒグマ以外の想定されるリスク・事故
 - 事故時に求められる対応とシミュレーション（当事者/当事者以外）
3. 事故対応マニュアルについて
 - 五湖の利用システムにおける事故対応の考え方
 - 対応マニュアルに盛り込むべき要素・情報
 - 必要な支援等
 - 行政/指定認定機関/事業者の役割分担と責任

5) インタビュー結果

	A	B	C
ヒグマに関するリスクの事例について	<ul style="list-style-type: none"> ヒグマが2頭、追従して走って来たことがある。走っているヒグマへの対処は難しい。 		<ul style="list-style-type: none"> 引率中に、エゾシカを追いかけるヒグマが目の前を通過したことがある。ヒグマが人に気づいていない場合は危険。 1人でランニング中に正面からヒグマが走って来たことがある。
その他、リスクの事例について	<ul style="list-style-type: none"> サイクリング等のツアーにおいては、単独事故も起こり得るが、自動車との事故が最もリスクとなる。スピードが出ている状態は、事故が起こりやすく、被害も大きい。リスクが高まっている状況と認識すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 午前中に低血糖を起こすお客さんが多い。対策として飴を持ち歩いている。 低血糖を起こし、倒れた散策者に会ったこともある。2湖付近で倒れたため、背負って搬送し、ツアーの添乗員に引き渡した。
事前の情報提供・対処について	<ul style="list-style-type: none"> (自分が人事不省となった場合は)なるべくヒグマを刺激しないよう、木の陰に隠れながら逃げるように伝えている。 沢山のことを一度に説明しても混乱してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分が襲われた場合やチームが分裂した状況を想定し、避難場所・集合場所をあらかじめ伝えている。 ヒグマのリスクについては、事実を説明しているだけのつもりでもお客さんは怖がられる。意気消沈してしまった場合、盛り上げることが難しい。 不安があるお客様に関しては、重点的に事前説明をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 私が襲われても、そのまま逃げるように伝えている。 男の涙には近道があるため避難ルートを事前に伝えるが、知床五湖にはそういったルートがない。避難する方角だけを伝えている。 レクチャービデオの内容をしっかりと覚えているお客さんは少ない。 復習を兼ねて、ヒグマに遭遇時の対応について3回程繰り返し話す。
事故発生時の初動の在り方・救護について	<ul style="list-style-type: none"> ヒグマを見かけた程度であれば、落ち着かせた後、最後に「運が良かったですね。」と言葉を添える。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒグマを見かけた場合は、まずお客様を落ち着かせる。 1人で引率しているとなると、誰かに応援を頼むことは難しい。 事故が発生した際は本部に連絡をし、救急車を要請した後、現場待機の形をとることが基本。可能であれば、安全な場所に移動する。 知床財団スタッフに出勤してもらうことも想定すべき。 ヒグマに襲われた時はスプレーを使用して、出来る限りヒグマを遠ざける。お客さんは逃がすか、後方待機かのどちらかになる。 散らばって逃げるように伝えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時、状況を把握している引率者本人は事故者に付き添い、無傷のお客様は、前後のグループに引き渡す対策が考えられる。 他班で問題が発生した場合も、協力してお客様の安全を確保する。 ヒグマに襲われた場合、襲われているお客様からヒグマを引き離すと同時に、他のお客さんを避難させる努力をする。状況によっては、どちらかの行動を選択する。無線による連絡はその後になる。 散らばったお客さんを集めることは難しい。
事後対応について		<ul style="list-style-type: none"> ツアーの参加を申し込んだ際に、お客様の体調等については把握する体制をとっている。 	
事業所としてのリスクマネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> サイクリング中の事故であれば、傷害保険が有用と考える。 サイクリングツアーの際には参加の申し込みと同時に健康チェックを行っているが、知床五湖のツアーにおいては行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡体制等は細かくは決めていない。 スタッフ同士の意思疎通が日常的に保たれているかが重要。情報共有は出来る体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 蜂や病気等、想定されるリスクに関して検討をすることはある。 初動のフローチャートは用意しているが、事故後の処理については用意していない。
想定されるヒグマ事故について	<ul style="list-style-type: none"> 引き返している途中で、再遭遇し複数頭のヒグマに囲まれる状況は事故リスクが極めて高い。 		
その他、リスクの想定について	<ul style="list-style-type: none"> 想定されるリスクについては、事前に参加者に説明が出来なければならぬ。 説明することを意識付け出来ない引率者であれば、能力不足。改める必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 枯損木の下をお客様にくぐらせている登録引率者を見かけるが、リスクの認識が足りないと感じた。 わざわざリスクを背負って進むのではなく、リスクの少ない場所を選んで進むことが大切。
初動・事後対応における今後の体制作りについて		<ul style="list-style-type: none"> 救護用の担架やマウンテンバイクを用意するなど、搬送等の体制を整える必要がある。 互助組織としてガイド協議会があるのだから、集団でなければ行えないことについてはガイド協議会に対応してもらえると良い。個人引率を行っているガイドは特に必要。 ガイド協議会の当日カウンターが、こうした機能を担えるのが理想。 	<ul style="list-style-type: none"> 救急車で搬送した後などに個人情報が必要となる場面がある。情報共有システムが事後対応として必要になるのではないかな。

2. 登録引率者との意見交換会結果（第2回）

- 1) 実施日時 平成 25 年 3 月 19 日 16 : 30～
- 2) 実施場所 知床世界遺産センター
- 3) 参加者（敬称略） 松田光輝・鈴木謙一・若月識（登録引率者代表）、野川裕史（環境省ウトロ自然保護官事務所 上席自然保護官）、寺山元・秋葉圭太（公益財団法人 知床財団）
- 4) 聞き取り項目
 1. 引率（ガイド）事業において、現在行っているリスク対策
 - 申し込み/事前説明/ガイダンス
 - 初動対応について（ファーストエイド、装備、緊急連絡体制）
 - 事後対応について（保険、弁護士、支援機関等）
 - ガイドの育成とカリキュラム
 2. マニュアル（案）の構成と登録引率者の役割
 - 目次と概要について
 - 制度における登録引率者の役割・責務の位置付け
 3. 事故発生時の初動対応のあり方について
 - 初動対応フローの確認
 - 所属事業所との連携体制について
 - 事業所規模に関する配慮事項
 4. 事故発生時の事後対応のあり方について
 - 関係各機関の役割分担について
 - 説明責任、マスコミ対応等について

5) 聞き取り結果

	A	B	C
引率型野外活動における 事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞の疑いがあるお客様がいたため、引率を中断して連れ帰った事例がある。一報があり、自分のお客様を他グループに託して現場に急行。他のお客様はツアー続行した。説得し連れ帰った後、痙攣を起こしたが付近に医者がいたため支援を要請し、病院へ搬送した。 ・母親が倒れ、子供が狼狽し、混乱した事例がある。父親・祖父母が同行していたため、子供は祖父母に託して、母親と引き離れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人とその子供を引率した際にヒグマに遭遇し、コミュニケーションがうまくとれず、引率を中断した事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よそ見による転倒事例が多い。遊歩道における転倒については、雨天や遊歩道上に泥が乗っている場合に注意を呼び掛ける。
ヒグマ活動期における 事故リスクと対策	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み時には、体調や疾病に関しては申告させている。疾病の記入を嫌がる参加者がいる。 ・事故マニュアルは引率者本人が無傷であることを前提としているが、ヒグマ事故の場合、参加者よりも引率者の負傷または死亡のリスクが可能性として高い。 ・落雷等天候によるリスクがある際に、どのように注意を促すのか課題である。 ・健康状態におけるリスクとしては、喘息が多い。盲目、難聴といった障害を持っている参加者については、コミュニケーションが難しいため事故発生時にリスクとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペースメーカー使用者が参加している可能性も考えられる。 ・リスクが上がるケースとそうでないケースでは救助の仕方が異なる。 ・腹痛等の軽度のトラブルは、それなりの頻度で発生する。事故として対策マニュアルに沿って処理する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引率者が人事不省になったり死亡する可能性も考えられる。この場合には、参加者に無線を入れてもらうようお願いしている。 ・身体障害だけでなく精神障害も参加者の安全管理上、課題が多い。 ・ヒグマ遭遇時に驚いて遊歩道を踏み外したり、転倒するリスクは考えられる。
初動対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルでは引率者が緊急事態を宣言する想定だが、他の引率者が危険を感知して一報を入れる場合も考えられる。 ・1 グループのみの立入りであった場合、五湖F Hスタッフが安否を把握すべき。引率終了時間を過ぎてもグループが戻らなければ、速やかに五湖F Hが行動する必要がある。 ・脳梗塞等の疑いがあれば事故者を動かしたくない。自力歩行が不能な場合は、無理に搬送すべきでない。消防署に連絡を取り、判断を仰ぐ。 ・個人情報保護法によって、旅行会社が契約した団体については参加者の氏名も不明な場合がある。 ・負傷者の家族等同行者による行動・情報が重要となることもあるため、医療機関へは同行してもらう。同行の基準としては救援に必要な情報を持っているか、否か。 ・事故発生時には、引率者同士が協力して対処することが現実的。臨機応変に対応する必要があるが、引率者全員が協力体制をとるために意思の疎通が重要。 ・自分の参加者は、自社の引率者に託した方が楽ではある。 ・事故発生時、事業所に一報が入った後の行動は状況による。現地に応援に向かう場合、応援要請を行う場合がある。現地入りした後も、応援者が負傷者に付き添う場合、他の参加者を誘導する場合等、数パターンの対応を準備している。事務所はいち早く負傷者の家族に連絡をする。 ・会社独自の対処マニュアルと、このマニュアルとの整合性をとることは可能。 ・将来的に、事故が発生した場合、過失か無過失かの証明必要。そのためには、現場の保存が重要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時に引率者が負傷者を搬送するのであれば、他の参加者は前後のグループに託すしかない。
事後対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社を通じた契約の場合には、旅行会社に主催者としての責任がある。負傷者を搬送する場合には添乗員に同行してもらう。 ・事後対応の実施事務は、引率者と事業所、知床財団、行政機関で分担すると考える。事故内容によって対応が異なるため、担当者の割振りには本部長に委ねるのがよい。 ・対策本部が設置される事態とはヒグマによる人身事故か参加者が行方不明になった場合が想定され 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を威嚇したヒグマを捕獲するまで、電気柵で遊歩道を囲い、再開した事例がある。ヒグマ事故が発生した場合は、問題個体が捕獲されるまで再開は難しい。 	

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査委員会は、警察が介入する場合も想定すべき。 ・事業所は賠償責任保険・傷害保険と契約している。基本的に疾病については補償外。 ・蜂やダニ等の虫によるものは疾病として扱われるため、障害保険の補償外。熱中症・虫による疾病等がカバーされているのか確認が必要。 ・被害者が、行政を相手取って裁判を起した場合、事業所は蚊帳の外になる可能性が高い。その場合、すぐには刑事責任を問われないだろうが、社会的・道義的責任はあるため、安易に事業再開できないだろう。 ・原則、マスコミ対応は担当が一貫して行う。早い段階での当事者による謝罪は誠意として大切。 ・マスコミに対して、情報の統制を取らなければ現場が混乱する。統一の窓口で対応し、定期的に情報を発信する。物理的にもマスコミ専用のスペースを確保すべき。マスコミの動きを把握することが出来る。 ・マスコミ専用の窓口を通して連絡を取らなければ、マスコミの抗議によって電話回線がパンクしてしまう。負傷者の家族と連絡が取れなくなる。 ・冷静な判断をするためには、マスコミと距離を置く必要がある。 		
--	---	--	--

3. 有識者への聞き取り調査結果（1回目）

- 1) 実施日時 平成 25 年 2 月 27 日 16:00～
- 2) 実施場所 斜里町峰浜 知床山考舎事務所
- 3) 参加者（敬称略） 滝澤大徳（知床山考舎）、寺山元・秋葉圭太（公益財団法人 知床財団）

4) 聞き取り項目

1. 山岳ガイド事業における事故事例
 - 刑事上の責任が問われたもの
 - 行政等の責任が問われたもの
2. 業界団体（ガイド協会）等におけるリスク管理の取り組み
 - ガイド資格におけるリスク教育のあり方
 - 職業倫理と法的責任
 - 危機対応についてのマニュアル・文献
 - ツアー造成に関する取り決め、ガイドライン
3. 山岳ガイド事業におけるリスク管理
 - 事前説明/ガイダンス
 - 初動対策体制（救護対応、装備）
 - 連絡体制・被害者等への対応
4. 事故対応マニュアルについて
 - 五湖の利用システムにおける事故対応の考え方
 - 対応マニュアルに盛り込むべき要素・情報
 - 行政/指定認定機関/事業者の役割分担と責任
 - 養成カリキュラムに求められる知識・技術

5) 聞き取り結果

1. 知床五湖ヒグマ事故等リスク対応マニュアルの目的と用途

- マニュアルの作成にあたっては、ターゲットと目的をしっかりと定め、ゴールを明確にした上で作成すべき。
- 目的を明確にするためには制度の目的を明確にしなければいけない。
- 山岳ガイドマニュアルには、訴訟対策が記載されている。こうした事項まで踏み込んで作成するかについても検討した方がよい。
- 知床五湖にて起こり得る事故をより多く予見し、逆説的に内容を詰めることがマニュアル作りのポイント。

2. 引率者の倫理と使命

- 山岳ガイドマニュアルには、山岳ガイドが行うのは自然案内ではなく安全管理であることが最初に明記されている。
- 引率サービスを提供する以上、問題が起これば訴えられる可能性が常にあると考えるべき。「仕事」を受けた上で発生する契約の重みについて、最近では希薄になっているのかもしれない。

3. 制度における役割分担

3-1 役割分担

- 参加者と引率者との間には引率契約が存在するが、その立ち入りを認定しているのは環境省と指定認定機関である。この2重の契約関係について整理が必要。
- 協働での制度運営は、いったん事故が発生すれば、責任の所在を争って揉める原因となる。
- 事故後の対応まで含めてマニュアルに記載するのであれば、責任の分担について整理しなければいけない。責任分担を明確にしなければ、裁判が起これば、分担がどのようなになっていたのか問われる可能性がある。
- 制度の一員として、引率者はどこまでの責任を担うのかを明確にしなければいけない。

3-2. 山岳ガイド資格の例

- 山で遭難があれば、間違いなく山岳ガイドの責任になる。その覚悟があつてこそそのプロガイドである。
- 事故を発生させた場合、山岳ガイド協会の査問委員会から招集を受ける。まず、ライセンスが停止され、事故原因について徹底した聞き取りがなされる。裁判を2つ受けることになるようなもの。
- 賠償責任等については基本的に個人が責任を負う。ガイド協会は関与しない。
- 事故後は再研修を受け、不合格であればライセンス剥奪。合格後、半年または1年

程度の期間を置かなければライセンスは戻ってこない。

4. 事前の情報提供

- それぞれの引率者や事業所において、事前情報を明確に把握出来るよう整えておくことが引率の条件ともいえる。
- 五湖F Hで行っているレクチャーは、知床を出入りする者全員に行う必要のあるもの。将来的に、知床の入口施設にて全員初級編のレクチャーを受け、五湖F Hにおいては、もう1段階上のレクチャーを受けられると良い。
- 山岳ガイドの場合、ほぼ確実に前日に参加者と直接会う。申込み用紙と健康チェックシートを送る段階で、登山計画書を作成し、参加者と打ち合わせをしながら計画を組む。このプロセスで事前情報は十分に得られる。

5. 事故発生を想定した事前準備・装備

- 担架やAED等共用出来るものをコースの途中数カ所に設置すると良い。
- 持参する装備についても基準の提示が必要。

6. 事故発生時の対応

6-1. 初動対応

- 通信手段は問題ない。最初の連絡から現場対応までの流れが途切れないようにすることが重要。
- 複数の事故者が出た場合を想定し、これに対応出来る体制を確保する。五湖F Hに人が少ない際の対策も考えるべき。これらについて検討し、事故発生時に現場急行出来るだけの最低限の装備を揃えておく必要がある。
- 参加者10名を連れた状態で、引率者が助け合うことは実際には難しい。応援の際、誰がどれだけの責任を負うのかという問題が発生する。
- マニュアルの中で、事故発生時は他グループを受け入れて連れ帰ってくることを義務づけてしまうのも一つのアイデアである。

6-2. 事後対応

- 保険の補償条件が曖昧であると問題である。ヒグマによる事故で傷害保険が適用されるのか。自然災害では保険が下りないことが多いため、確認必要。

7. ガイドの育成

- 山岳ガイド協会の養成プログラムでは、山岳ガイドと自然ガイドとではコースが異なり、救護・救助等それぞれのジャンルにマニュアルがある。重複する部分はあるが、必要なテクニックのレベルに応じて内容が変わってくる。
- テクニックとしてどのようなスキルが必要となるのか。必要なスキルと対処が明確である以上、これらが実行出来ずに事故が発生した場合は引率者の責任となる。
- 必要なスキルの研修は、引率者の育成において必要。

4. 有識者への聞き取り調査結果（2回目）

- 1) 実施日時 平成 25 年 3 月 25 日 16:00～
- 2) 実施場所 斜里町ウトロ いるかホテル
- 3) 参加者（敬称略） 山本泰寛（知床ガイド協議会 会長）、寺山元・秋葉圭太（公益財団法人 知床財団）

4) 聞き取り項目

1. ダイビングガイドにおける事故事例
 - 刑事上の責任が問われたもの
 - 行政等の責任が問われたもの
2. ダイビング団体（業界団体）等におけるリスク管理の取り組み
 - ガイド資格におけるリスク教育のあり方
 - 保険の制度
 - 危機対応についてのマニュアル・文献
3. ダイビングガイド事業のリスク管理
 - 事前説明/ガイダンス
 - 初動対策体制（救護対応、装備）
 - 保険等の備え
4. 事故対応マニュアルについて
 - 五湖の利用システムにおける事故対応の考え方
 - 対応マニュアルに盛り込むべき要素・情報
 - 行政/指定認定機関/事業者の役割分担と責任
 - 養成カリキュラムに求められる知識・技術

5) 聞き取り結果

1. ダイビングガイドにおける事故事例について

- ダイビングの事故事例については、刑事責任を問われる事例は意外と少ない。訴追されても不起訴になるケースが多い。
- 逆に、マスコミ等で大々的に報道され、世間の注目を集めた場合、世論が事業者の責任を追及する状況になれば、刑事責任を含め追及される可能性が高い。トムラウシの事故事例も同様の構造だ。

2. ダイビングにおける資格の制度とリスク管理

- 国際的なダイビング教育機関で資格の認証を行っている PADI においては、ガイド資格としてのダイブマスターや講習を取り仕切ることのできるインストラクター資格が整備されている。これらの資格は国際基準に基づき認定されるため、各国で互換性がある。日本においては、インストラクターの資格が重視されている。
- プロ資格であるので、賠償責任保険の加入と費用の支払いがライセンス取得の前提となっており、団体加入の形式となっている。
- 事前の病歴、健康状態の把握は重要。飲酒の有無、熱 心疾患等の病歴の確認と併せ、同意書に署名をもらっている。ただし、主催者の自己責任を免責するような同意書は、法的に無効であることは明らか。テクニカルダイビングの専門団体である TDI でも、免責同意書へのサインは不要という立場である。
- 賠償責任保険は、訴訟になり賠償責任が問われた場合の金銭的リスクを補償するが、裁判が長期にわたった場合、責任の所在が明確にならず事業を再開することは難しい。重大事故の場合、1~2年の空白期間が発生することも珍しくない。

3. 事故対応マニュアルについて

3-1. リスクマニュアルの目的と用途

- 地域のガイド事業者は、幸いなことに重大時事故の経験がない。一方、事故発生に対する心構えや準備が充分でない面もある。リスクマニュアルではこうした事故発生時の心構えや準備体制の備えを目的として作成すべき。
- 事故対策の指針やマニュアルを行政が整備することは、事故発生時の責任の範囲や所在が不明瞭になるといったマイナス面もある。事業者の互助組織が自主的に整備する方向性も考えられる。
- マニュアルは多くの人に関わるものなので、案を協議会等の場に提出し、内容を図るべき。
- マニュアルの存在が事業者の当事者意識を失わせるような内容ではいけない。あくまで一次契約者である登録引率者本人の役割の重みを強調すべき。

3-2. 初動対応について

- 事故発生時のマニュアルは、初動の対応として役割分担と緊急連絡網が整備され、その情報が関係者で共有されていることが重要。船舶の運行等でもこうしたマニュアルは整備されており、参考になるだろう。役割分担としては、マスコミ対応や行政折衝、被害者担当等が想定される。
- ガイド1名での事故の事例考えれば、本人は警察対応に専念する状況になる。事故者本人への付き添いや家族への連絡、マスコミ対応等はできない。

3-3. 参加者情報の把握

- 五湖F H本部が参加者情報を把握していないことは、リスク対策上課題。マニュアルを実働させるためには、事前に参加者全員の個人情報と緊急連絡先を把握できる体制が必要。

3-4. 保険加入のあり方

- ガイド協議会や登録引率者の互助会組織等が団体保険に加入し、登録引率者をメンバーとすることで、保険についての課題が前進する。金額も安くなる等のメリットも考えられる。登録引率者は、単独や数人の事業所に所属している例も多くあり、留守本部の機能は果たせない。協議会が留守本部となり、統一の様式で参加申込み情報を一元的に把握していれば、事故発生時の連絡調整の体制もスムーズとなる。任意団体が事故対策の中心となり、行政等はそのバックアップを行うべき。
- 旅行傷害の契約のためには、旅行開始前（前日）の通知が必要。ダイビングガイドを実施する際には、必ず前日のブリーフィングへの出席を義務付けており、その際に記入した参加申込書の情報をFAXすることで保険をかけている。

3-5. 引き受け条件

- リスクマニュアルを機能させるためには、引き受け条件、契約条件を登録引率者間で統一し、共有すべき。そうすることで参加申込書や取得すべき情報も統一でき、危機管理への備えになる。

4. 利用調整地区制度とリスク管理について

- 事故時の現地本部として五湖F Hを機能させようとするれば、ツアーの発着は五湖F Hであるべき。高架木道に上がってしまえば、統率がとれなくなるリスクがある。
- 歩く場所もコースも定まっているのだから、保険については地上遊歩道に施設賠償保険をかけるというアイデアもある。

知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

平成26年3月

環境省釧路自然環境事務所

知床五湖の利用のあり方協議会

目次

1	背景	2
(1)	当該地区の保護及び利用の現状	2
(2)	当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	4
2	利用の適正化を図るための基本方針	5
(1)	利用適正化計画により達成すべき目標	5
(2)	利用のあり方に関する基本方針	5
(3)	自然環境の保護及び管理に関する基本方針	5
(4)	利用施設の整備及び管理に関する基本方針	6
3	利用調整地区の指定に関する事項	6
(1)	利用調整地区の名称	6
(2)	利用調整地区の区域	6
(3)	利用調整の期間	6
(4)	利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法	7
4	モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	7
(1)	基本的考え方	7
(2)	指標等の設定	8
(3)	モニタリングの手法	8
(4)	モニタリングデータの評価	9
(5)	報告及び公表の方法	9
5	立入認定の手続きに関する事項	9
(1)	認定基準	9
(2)	立入認定事務の実施方法	11
(3)	注意事項（利用ガイドライン）	11
(4)	注意事項（利用ガイドライン）の周知	12
(5)	利用者の指導	12
6	引率者の養成に関する事項	12
7	自然環境の再生、復元等に関する事項	13
8	利用施設の整備及び管理に関する事項	13
(1)	各施設の整備及び管理に関する事項	13
(2)	共通事項	13
9	アクセスに関する事項	14

1 背景

知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間約 50 万人もの利用者が訪れています。利用者の多くは、知床五湖の自然景観の探勝を目的として来訪していますが、五つの湖を周回する地上歩道は、利用調整地区制度導入前はヒグマの出没を理由として閉鎖されることが多く、知床随一の自然景観を探勝できない事態が頻繁に生じていました。

また、地上歩道が通行できる場合であっても、多くの利用者が特定の時期や時間帯に集中することにより、静寂な利用環境が損なわれているケースがあり、原生的な自然環境を有する地域であるにもかかわらず、まるで都会の公園と同じような喧噪が見られていました。

さらには、湖畔の展望地などで植生の踏み荒らしも発生しており、自然環境保全上の対策を講じることが急務であったとともに、一部の利用者によって、ヒグマを誘引しかねない食べ歩きが行われるなど、自然環境保全上だけでなく、安全対策の面からの課題も生じていました。

このような課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体の方々とともに、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、専門家の参画も得て、知床五湖地区の新しい利用のあり方を検討してきました。

その検討成果を踏まえて、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し、自然公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会による取組を一体的に行うことにより、知床五湖の自然環境を保全することを前提として、一人でも多くの利用者に、持続的かつ安定的にそのすばらしさを体験していただくために、平成 22 年度に第 1 期計画を策定しました。

その後、利用調整地区制度の導入から 3 年が経過しましたが、ヒグマによる人身事故やヒグマ遭遇に伴う危険な事例は発生しておらず、ヒグマ出没に伴って地上遊歩道が全面又は一部閉鎖される日は大幅に減少しました。

また、地上歩道利用にあたって、登録引率者の同行や事前レクチャーによる利用マナーの徹底、立入りの分散化により、自然環境への負荷や利用集中に伴う混雑感も大幅に解消傾向にあります。

さらに、特にヒグマが多く出没する時期における地上遊歩道利用者の満足度は非常に高く、制度は知床五湖のブランド化にも大きく寄与していると考えられます。制度導入から 3 年間で、この時期の利用者数は年々増加しており、数字の面からもこの点は裏付けられているといえます。

このように、3 年間の利用調整地区制度の運用実績と知床五湖を取り巻く状況の変化を踏まえて、知床五湖地区の利用をより充実させるために、今回第 2 期計画として策定するものです。

本計画の実行が、知床五湖の原生的な自然環境の保全と適正な利用を両立させ、ひいては利用者の満足度と安全性を高めることになることに留意し、協議会構成

員が協力して取組を進めるものとします。

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原などからなる地域とします。

② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

<自然環境の現状>

知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な溶岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような、湖面を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

台地の北西側は 200mにおよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいます。また、最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原が広がっています。

知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグマは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて知床五湖地区に現れる傾向にあるほか、エゾシカが高密度に生息する地域でもあります。

<利用の現状>

知床五湖地区は、年間約 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一のアプローチ手段である道道知床公園線が開通する 4 月中下旬から冬期閉鎖される 11 月下旬の間が利用シーズンとなっています。特に利用者の多い時期は、観光シーズンである 7 月から 9 月にかけてであり、歩道上や駐車場において利用の集中が生じています。

知床五湖地区には、駐車場、知床五湖フィールドハウス、知床五湖パークサービスセンターがあり、知床五湖フィールドハウスを拠点として五つの湖を周回する地上歩道と、駐車場から直接一湖畔まで到達する高架木道が整備されています。高架木道は、十分な高さの確保と電気柵によりヒグマから保護されており、ヒグマの出没状況に関係なく、安全で安定的に利用できる施設です。その勾配や幅員も車イスやベビーカーでの乗り入れが可能なバリアフリー設計となっています。地上歩道は、終点で高架木道に接続しています。

高架木道の全線供用が開始し、利用調整地区制度が導入される前までは、知床五湖地区への来訪者の約 6 割が、地上歩道を利用していました。しかし、春から初夏にかけてはヒグマの出没により地上歩道が閉鎖となって利用できないケースも多く、不安定な利用状況でした（平成 20 年度）。しかし、現在では、来訪者の

約8割が高架木道のみを利用する等、ヒグマの出没時であっても、多くの利用者がその影響を受けることなく知床五湖の景色を楽しんでいます。また、ヒグマに対するリスク管理の徹底により、地上歩道が閉鎖される日も大幅に減少し、全体的に安定的な利用状況となっています。制度導入から3年間で、特にヒグマが多く出没する時期における地上歩道利用者数は年々増加しています。

<自然環境保全に関する関係法令、計画等>

知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和39年6月指定）、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成13年指定（当初指定昭和57年3月））により各種行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷は厳しく制限されています。

知床国立公園では、平成13年度から、利用の適正化に向けた検討が専門家や地域関係団体、関係する自治体や行政機関が一同に介して検討されてきました。平成14年3月に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする。」こととしています。この中では、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針としています。

また、知床国立公園は、平成17年7月にユネスコ世界遺産委員会において登録された知床世界自然遺産地域の主要な保護担保制度でもあり、知床世界自然遺産地域管理計画に基づく管理も進められています。同計画では、「知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する」こととされています。

<土地所有>

知床五湖地区の土地所有は、国有地（環境省所管）及び斜里町有地であり、周辺には国有林（林野庁所管）、道有地及び民有地もあります。

（2）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

① 生態系その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

当地区では、かつて多くの利用者が地上歩道に集中することで、主要な展望地点や滞留地点においてすれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒らし・荒廃が発生していましたが、利用調整地区制度の導入により、一定の植

生の回復が見られています。しかし、今後も自然環境への負荷を一定程度に抑えるため、継続して利用調整を行うとともに、自然環境のモニタリングを継続していく必要があります。

また、近年、知床五湖ではヒグマの出没頻度が高くなっています。もし、利用者がヒグマを誘引する行動やヒグマとの遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故の発生やそのおそれが高まった場合は、そのヒグマは駆除せざるを得なくなります。このため、クマと人との適切な関わり方について、より一層周知徹底を図っていく必要があります。

なお、知床半島各地で増加したエゾシカによる植生の食害が確認されていますが、知床五湖地区においても、植生に対する食害が生じています。人間の踏圧による被害とは異なる影響ですが、広域に移動するエゾシカの特性を踏まえた個体数管理等の対策を検討していく必要があります。

② 安全で質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

当地区では、利用調整地区制度の導入に伴い、地上歩道利用にあたって、立入人数の設定や事前レクチャーを行うことで立入りが分散化し、利用集中に伴う混雑は大幅に解消しています。一方で、特にヒグマが多く出没する時期の地上歩道の利用調整により、利用者に十分な利用機会を提供できていないという課題があります。

また、当地区への来訪者は、目的に応じて高架木道と地上歩道を選択利用することができますが、利用調整地区制度の仕組みの普及が不十分なこと、駐車場からの動線がわかりにくいこと等により、スムーズな利用ができていないケースも見られます。利用調整地区制度を導入して3年が経ちますが、制度の一層の定着に向けて、利用者にとってわかりやすさに配慮して更に普及に努めていく必要があります。

さらに、近年の当地区でのヒグマ出没頻度の増加に対して、安全な利用環境を確保するためには、利用調整地区制度を基本として、関係者が協力してヒグマのリスク管理をこれまで以上に進める必要があります。

また、近年の利用上の課題として、外国人利用者への対応の問題があります。近年、増加する中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者に対応するために、複数の言語でパンフレットや標識の整備を行っています。しかし、利用のルールを十分に伝えられないことにより、現場において利用上のトラブルも生じています。そのため、今後、更なる改善を行っていく必要があります。

2 利用の適正化を図るための基本方針

(1) 利用適正化計画により達成すべき目標

① 自然環境保全上の目標

原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的

な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資産として将来にわたって保全するため、利用による自然植生やヒグマ等の野生動物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

② 公園利用上の目標

知床五湖地区について、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。具体的には、地上歩道は、ヒグマ遭遇による事故リスクをできる限り少なくした上で、質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自然の体験を行える空間とするとともに、高架木道は、安全で安定的な利用が行える空間として活用し、利用者の期待への対応の幅を広げます。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、身体的弱者も含めた不特定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用人数の調整（単位時間当たりの人数や1日の総立入人数の制限等）を行うとともに、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

また、ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した引率者（以下「知床五湖登録引率者」という。）の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環境の確保を図ります。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。

ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、知床五湖登録引率者により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の忌避学習付けを実施します。

なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

知床五湖地区は、安全で安定的な利用が可能な高架木道と、利用の調整を行いつつ、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験ができる地上歩道という2つの

異なる利用空間を有する地区です。それぞれの利用空間の性格の違いと動線を明確にし、利用者にとって分かりやすい施設の整備と管理運営を行います。

地上歩道は、利用の調整の実施を前提として、原則として歩きやすくするための新たな施設整備は行いません。高架木道については、誰でも安全で安定的に利用できる空間としての整備を行います。駐車場や各施設については、国立公園の核心地域に相応しい施設としての整備や管理運営を進めます。

3 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

(2) 利用調整地区の区域

五つの湖と地上歩道を含む国有地（環境省所管地）及び斜里町有地のうち、別添区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図参照）

知床五湖利用調整地区へのアプローチは駐車場のみからになります。このことから、利用調整が行われている地上歩道の入り口となる知床五湖フィールドハウスと、利用調整が行われていない高架木道を、利用者が分かりやすく選択できるように、適切な位置に利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。

また、利用調整地区内において、利用者に守ってもらう必要のある事項（利用ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

(3) 利用の調整を行う期間

① 利用の調整を行う期間

利用の調整を行う期間は4月15日から10月20日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、3年ごとに見直しを検討するものとします。

② 利用の調整を行う期間の区分

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者との間の軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があります。このため、利用の調整を行う期間をヒグマが頻繁に活動する期間である「ヒグマ活動期」（5月10日から7月31日）と、それ以外の利用を調整する期間である「植生保護期」（4月15日から5月9日及び8月1日から10月20日）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。

①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、3年ごとに見直しを検討するものとします。

(4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光地です。このため、知床五湖の利用の調整の実施や見直しについては、十分な時間的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光関係者に広く周知します。

また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供するため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の拠点施設の他、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行います。

4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 基本的考え方

知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全、質の高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。しかし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

(2) 指標等の設定

自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点から利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

(モニタリングの指標として考えられる事項例)

- 利用者による踏圧に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生の損傷度合い、土壌の固結度合い等）
- ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）
- 利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利用者の混雑感、知床五湖の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）
- 利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合、

歩行速度（混雑すると歩行者が自由に自分の好きな速度で歩けなくなるため、混雑度合いを表す指標となる）等）

- 本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての周知度合い等）
- 知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの宿泊者数、公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）
- その他必要な事項

（３）モニタリングの手法

モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

- モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）
- ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、五湖以外での周辺地域での遭遇情報の収集等）
- 利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担を少なくする工夫も必要。）
- 利用者の利用行動の把握（利用者の実際の利用行動については、アンケートだけでは把握しきれないことから、モニタリング用ビデオカメラを一時的に活用する）
- モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。なお、利用調整地区制度導入後数年間は、きめ細かなモニタリングを実施する。）
- モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担う専門家等を明確にすることが重要。）

（４）モニタリングデータの評価

知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、3年ごとにモニタリングデータの精査を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて当計画の見直しを検討するものとします。

（５）報告及び公表の方法

当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床データセンター（<http://dc.shiretoko-whc.com/>）を活用します。

5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(1) 認定基準

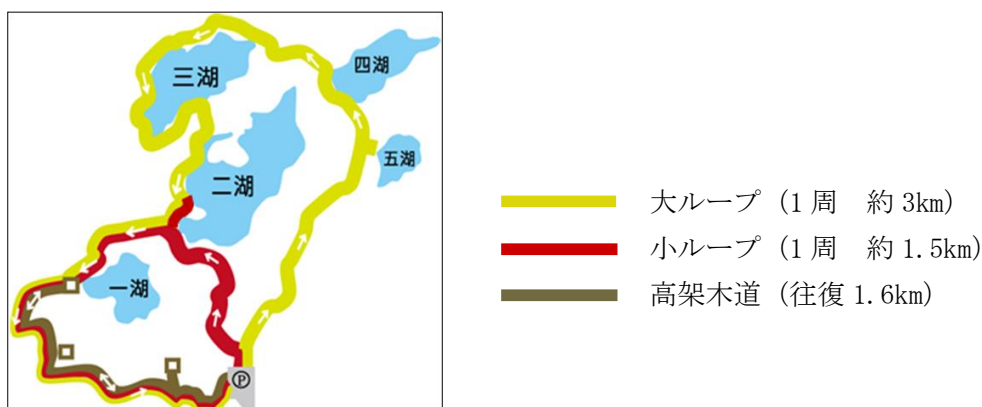
利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

① ヒグマ活動期の基準

- 申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1回の立入につき、1チーム11名以下（知床五湖登録引率者を含む）とする。
- 1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は7チーム（知床五湖登録引率者を含む）までとし、1日あたりの利用者数の上限は500人（知床五湖登録引率者を含む）までとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ルート）を基本とする。また、大ルートの運用上の支障がない範囲で、入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ルート）の運用を可能とする。
- 利用の平準化を図るため、各ルートで概ね10分ごとに1チームの立ち入りとする。

② 植生保護期の基準

- 1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は300人までとし、1日あたりの利用者数の上限は3000人までとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ルート）、又は入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ルート）の2ルートとする。
- 利用の平準化を図るため、両ルート合わせて概ね10分ごとに50人以内の立ち入りとする。



(参考) 自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。

- ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
- ③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
- ④ 次に掲げる行為を行うものでないこと
 - ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - ・ 野生動物に餌を与えること。
 - ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- ⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- ⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

※⑤については、「(3) 注意事項 (利用ガイドライン)」の内容を規定します。

※⑥については、ヒグマ活動期の知床五湖登録引率者の同行を規定します。

(2) 立入認定事務の実施方法

①認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。

②受付の方法及び人数調整の方法

ヒグマ活動期については、知床五湖登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とし、制度運営に支障のない範囲で補足的に当日受付を可能とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。

植生保護期については、代表者立入認定申請、個人の立入認定申請ともに可能ですが、多くの利用者が特定の時間に集中するおそれもあることから、立入可能な利用者数の一定割合について、事前予約制度を設けることとします。当日受付の利用者は、先着順とします。

③認定の有効期間

立入認定の有効期間は、1日のみとする（同一人物が利用する場合に限る）。

(3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- 利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。
- 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。
ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- ヒグマ活動期の立ち入りにあっては、引率者の指示に従うこと。
- 植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。

(4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知

注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周知徹底します。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

(5) 利用者の指導

関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行うものとします。その際、外国人利用者に対しても対応できるよう外国語での注意カード等の携行を行います。

また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指導を徹底します。

6 引率者の養成に関する事項

ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とします。

この引率を行うのに必要な引率者は、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うこととし、知床五湖の利用のあり方協議会において養成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とします。

登録引率者の要件としては、大きく①知床五湖の地理を熟知していること、②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること、④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に行動できること等があげられます。協議会では、専門の部会を設け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行います。

なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたものであることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

7 自然環境の再生、復元等に関する事項

人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

植生の回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合には人為的な回復について検討し、必要に応じて人為的な復元対策を講じるものとします。

ヒグマの人慣れの進行は、将来的な駆除をもたらす可能性があるため、必要に応じて忌避学習付けのための追い払い等の対策を講じるものとします。

8 利用施設の整備及び管理に関する事項

(1) 各施設の整備及び管理に関する事項

利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行います。

①地上歩道

地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備は行わないこととします。

②受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス）

地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の適切な管理運営を行います。この施設で実施するレクチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすいものとし、知床五湖への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとし、また、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

③高架木道

当地区を訪れる多くの利用者にとって利用の中心となっている高架木道について、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

④休憩施設（知床五湖パークサービスセンター）

利用者の休憩に供するための休憩施設（パークサービスセンター）の適切な管理運営を行います。

（２）共通事項

各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公園の核心地域にふさわしい環境負荷の少ないものであることを原則とします。

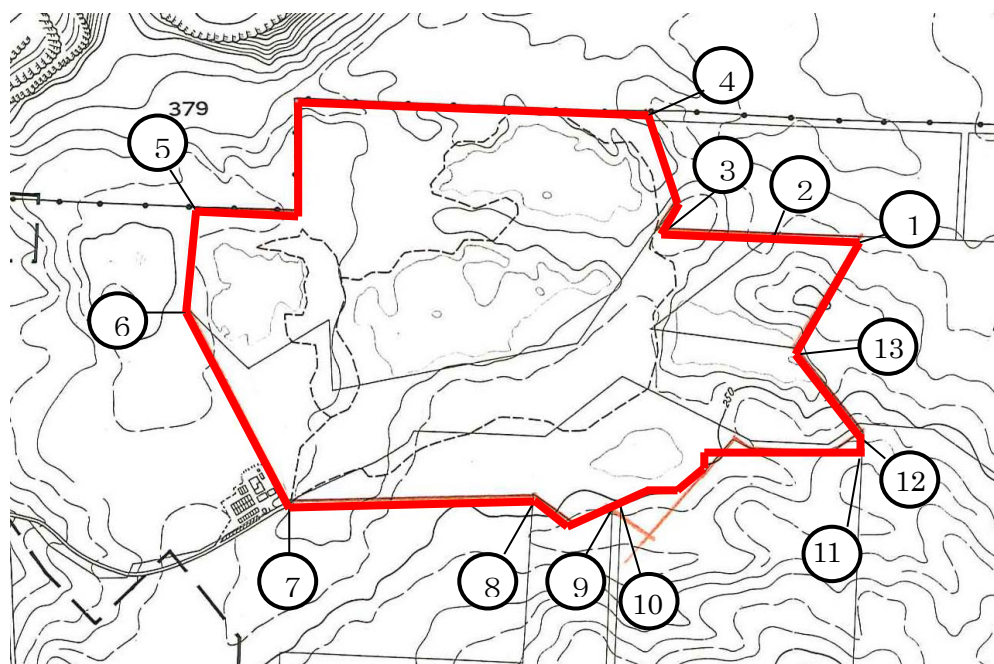
知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービスの向上を目指すとともに、少なくとも高架木道については、利用弱者への配慮を徹底します。また、利用にあたって物理的な制約条件等があり、利用が困難な場合には、あらかじめ標識、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

また、身体障害者補助犬（以下、補助犬という。）の持ち込みは、法制度上禁止されていませんが、知床五湖地区はヒグマの生息地であり、補助犬とヒグマが遭遇した際の補助犬、ヒグマの行動は想定ができないことから、できるだけ補助犬ではなく、人間による介助を強く推奨することとします。

９ アクセスに関する事項

利用調整地区の運用が開始され、高架木道の全線（片道 800 メートル）供用と相まって、以前に比べて知床五湖地区における利用者の滞留時間の延長傾向がみられます。これに伴う駐車場の混雑や道道知床公園線における渋滞による利用環境の悪化を防ぐために、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情報（渋滞予報）を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからの公共交通機関の利用を強く推奨するものとし、

(別添図) 知床五湖利用調整地区区域図



※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線		
①	—②	土地所有界 (国有地・民有地)
②	—③	土地所有界 (町有地・民有地)
③	—④	土地所有界 (国有地・民有地)
④	—⑤	国有林界
⑤	—⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥	—⑦	見通し線界 (⑤歩道起点)
⑦	—⑧	見通し線界
⑧	—⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨	—⑩	見通し線界
⑩	—⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪	—⑫	見通し線界
⑫	—⑬	見通し線界
⑬	—①	土地所有界 (国有地・町有地)

参考文献

- 『ガイド・マニュアル 山岳ガイド編』、新井美紀雄 他、社団法人日本山岳ガイド協会、2010
- 『ガイド・マニュアル 自然ガイド編 自然ガイドステージⅠ、Ⅱ、登山ガイド 増補改訂版』、今井制夫 他、社団法人日本山岳ガイド協会、2009 改
- 『ダイビング事故とリスクマネジメント』、中田誠、大修館書店、2002
- 『ドキュメント 雪崩遭難』、阿部幹雄、山と溪谷社、2003
- 『技術者倫理とリスクマネジメント 事故はどうして防げなかったのか?』、中村昌允、オーム社、2012
- 『山岳遭難救助技術マニュアル 山岳救助組織従事者編』、山本一夫 他、社団法人日本山岳ガイド協会、2010
- 『山岳遭難救助技術マニュアル 自然ガイド、登山引率者編』、山本一夫 他、社団法人日本山岳ガイド協会、2010
- 『山岳遭難救助技術マニュアル 認定ガイド編』、山本一夫 他、社団法人日本山岳ガイド協会、2010
- 『雪崩リスクマネジメント』、ブルース・トレンパー、山と溪谷社、2004 年
- 『北海道アウトドアガイド基本テキスト【山岳ガイド編(夏山・冬山)】改訂版』、特定非営利活動法人 北海道アウトドア協会、2008 改
- 文教大学国際学部紀要 第 16 巻 2 号『スポーツツアー事故における旅行者の法的責任に関する一考察—羊蹄山登山ツアー遭難事故から—』、佐々木正人・子林勝法・山田紘祥、2006
- 日本山岳文化化学会論集 第 5 号『引率リーダーのための山岳事故リスクを想定した研修会・講習会のあり方、ならびに事故後の対処法について』、青山千彰
- 『自然とのふれあい活動における安全対策マニュアル策定調査報告書』、環境省委託業務、2006
- 『自然体験活動指導者のための海辺の安全対策マニュアル』、国土交通省港湾局監修、2005
- 『海浜活動事故調査報告書』、独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大隅青少年自然の家、2009
- 『自然体験活動 安全管理マニュアル作成の手引き』、滋賀県教育委員会、2012 改
- 『自然とのふれあい活動における安全対策マニュアル策定調査報告書』、特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会、2006
- 『自然体験活動指導者のための海辺の安全対策マニュアル(案)』、海辺の自然学校懇談会、2005
- 『人身事故情報の取りまとめに関する報告書』、日本クマネットワーク、2011
- 『BEARS JAPAN』 Vol. 10 No2、日本クマネットワーク、2009
- 哺乳類科学 50(1)、『乗鞍岳豊平で人身事故を引き起こしたツキノワグマの食性履歴の推定：安定同位体分析による食性解析』中下留美子ら、2010

環境省釧路自然環境事務所 請負事業

事業名：平成 28 年度 知床国立公園知床五湖等利用適正化検討業務 別冊付録②

事業期間：平成 28 年 7 月 7 日～平成 29 年 3 月 23 日

事業実施者：公益財団法人 知床財団

〒099-4356 北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別 531

知床自然センター内



リサイクル適正の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。